

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

## 予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 藤 原 浩 平

副 委 員 長 工 藤 健

# 目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局出席職員の職氏名	4

## 1 日目 平成 31 年 3 月 11 日(月)

開会	5
開議・審査方法	5
○渋谷勲委員（自民・志政会）	6
1 市民病院について	6
答弁 前多正博副市長	7
要望	7
2 アリーナプロジェクトについて	7
答弁 大櫛寛之都市整備部長	7
再質疑	8
答弁 都市整備部長	8
意見・要望	8
3 教員の働き方改革について	9
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	9
4 学校施設の整備について	10
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	10
○万徳なお子委員（日本共産党）	10
1 青森ケーブルテレビについて	10
答弁 山谷直大総務部理事	11
再質疑	11
答弁 山谷総務部理事	11
再質疑	11
答弁 山谷総務部理事	11
再質疑	12
答弁 山谷総務部理事	12
再質疑	12
答弁 山谷総務部理事	12
再質疑	12

答弁	山谷総務部理事	12
再質疑		12
答弁	山谷総務部理事	12
再質疑		12
答弁	山谷総務部理事	13
要望		13
2	市民図書館の朗読CDの充実について	13
答弁	佐々木淳教育委員会事務局理事	13
再質疑		14
答弁	教育委員会事務局理事	14
再質疑		14
答弁	教育委員会事務局理事	14
要望・再質疑		15
答弁	教育委員会事務局理事	15
再質疑		15
答弁	教育委員会事務局理事	15
再質疑		15
答弁	教育委員会事務局理事	16
要望		16
3	LED信号機について	16
答弁	坪真紀子市民部長	16
再質疑		17
答弁	市民部長	17
意見・再質疑		17
答弁	市民部長	17
要望		17
4	市営住宅敷地内の除雪について	17
答弁	大櫛寛之都市整備部長	18
要望・再質疑		18
答弁	都市整備部長	19
要望		19
5	市民体育館の利用状況について	19
答弁	百田満経済部理事	19
再質疑		19
答弁	経済部理事	20
再質疑		20
答弁	経済部理事	20

再質疑	20
答弁 経済部理事	20
再質疑	20
答弁 経済部理事	21
再質疑	21
答弁 経済部理事	21
再質疑	21
答弁 経済部理事	21
再質疑	21
答弁 経済部理事	22
再質疑	22
答弁 能代谷潤治総務部長	22
再質疑	22
答弁 総務部長	22
再質疑	22
答弁 総務部長	22
要望・再質疑	23
答弁 経済部理事	23
再質疑	23
答弁 経済部理事	23
再質疑	23
答弁 経済部理事	23
再質疑	24
答弁 経済部理事	24
再質疑	24
答弁 経済部理事	24
再質疑	24
答弁 経済部理事	25
意見・再質疑	25
答弁 経済部理事	25
再質疑	25
答弁 経済部理事	25
再質疑	26
答弁 経済部理事	26
意見・要望	26
○小豆畑緑委員（自由民主党）	27
1 児童虐待防止について	27

答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	27
要望・意見	28
2 健康度測定総合指導事業について	29
答弁 浦田浩美保健部長	29
意見・再質疑	30
答弁 保健部長	30
要望	31
浦田浩美保健部長からの発言の申し出について	31
休憩	31
再開	32
○奥谷進委員（市民の声あおもり）	32
意見	32
1 ため池整備事業について	32
2 部分林について	33
答弁 梅田喜次農林水産部長	33
要望	34
梅田喜次農林水産部長からの発言の申し出について	35
○竹山美虎委員（市民クラブ）	35
1 地域企業新ビジネス挑戦支援について	35
答弁 堀内隆博経済部長	36
再質疑	36
答弁 経済部長	37
要望・再質疑	37
答弁 経済部長	38
再質疑	38
答弁 経済部長	38
要望	39
2 青函ツインシティ推進事業について	39
答弁 横内修企画部理事	39
再質疑	40
答弁 横内企画部理事	40
要望・再質疑	40
答弁 横内企画部理事	40
要望	40
○軽米智雅子委員（公明党）	41
1 学校運営協議会制度について	41
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	41

再質疑	42
答弁 教育委員会事務局教育部長	42
再質疑	42
答弁 教育委員会事務局教育部長	42
再質疑	42
答弁 教育委員会事務局教育部長	42
再質疑	43
答弁 教育委員会事務局教育部長	43
要望	43
2 路面下空洞調査事業について	43
答弁 長井道隆都市整備部理事	43
再質疑	44
答弁 都市整備部理事	44
再質疑	44
答弁 都市整備部理事	44
要望	44
3 分別収集について	45
答弁 八戸認環境部長	45
再質疑	45
答弁 環境部長	45
意見・要望	46
○橋本尚美委員（無所属）	47
1 アリーナプロジェクトの市場調査について	47
答弁 大櫛寛之都市整備部長	47
再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
再質疑	48
答弁 都市整備部長	49
要望・再質疑	49
答弁 都市整備部長	49
再質疑	49
答弁 都市整備部長	49
再質疑	49

答弁 都市整備部長	50
再質疑	50
答弁 都市整備部長	50
要望・再質疑	50
答弁 都市整備部長	50
要望	50
2 樹木の管理について	51
答弁 長井道隆都市整備部理事	51
要望	52
休憩	52
再開	52
○赤平勇人委員（日本共産党）	52
1 岡田橋について	53
答弁 長井道隆都市整備部理事	53
再質疑	53
答弁 都市整備部理事	53
再質疑	53
答弁 都市整備部理事	54
再質疑	54
答弁 都市整備部理事	54
要望・再質疑	54
答弁 都市整備部理事	55
要望	55
2 ちびっこ広場・児童遊園について	55
答弁 舘山新福祉部長	55
意見・再質疑	56
答弁 福祉部長	56
再質疑	56
答弁 福祉部長	56
再質疑	57
答弁 福祉部長	57
再質疑	57
答弁 福祉部長	57
意見・再質疑	57
答弁 長井道隆都市整備部理事	58
再質疑	58
答弁 都市整備部理事	58

意見・再質疑	58
答弁 福祉部長	58
要望	59
3 合葬墓について	59
答弁 坪真紀子市民部長	59
再質疑	59
答弁 市民部長	60
要望	60
4 駅前庁舎の駐車場について	60
答弁 能代谷潤治総務部長	60
要望・再質疑	61
答弁 総務部長	61
要望	61
5 信号機の設置について	61
答弁 坪真紀子市民部長	61
再質疑	62
答弁 市民部長	62
要望	62
6 油川市民センターについて	62
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	62
要望	63
○中田靖人委員（自由民主党）	63
1 市民病院の経営改善策について	63
答弁 木村文人市民病院事務局長	63
再質疑	64
答弁 市民病院事務局長	64
再質疑	65
答弁 市民病院事務局長	65
再質疑	65
答弁 市民病院事務局長	65
再質疑	65
答弁 市民病院事務局長	65
再質疑	66
答弁 市民病院事務局長	66
再質疑	66
答弁 市民病院事務局長	66
再質疑	66



答弁 市民病院事務局長	67
再質疑	67
答弁 市民病院事務局長	67
再質疑	67
答弁 市民病院事務局長	67
意見・再質疑	68
答弁 市民病院事務局長	68
再質疑	68
答弁 市民病院事務局長	68
意見・再質疑	68
答弁 市民病院事務局長	69
要望・再質疑	69
答弁 市民病院事務局長	69
再質疑	69
答弁 市民病院事務局長	69
意見・再質疑	70
答弁 市民病院事務局長	70
再質疑	70
答弁 市民病院事務局長	70
再質疑	71
答弁 市民病院事務局長	71
再質疑	71
答弁 市民病院事務局長	71
意見	71
木村文人市民病院事務局長からの発言の申し出について	72
○藤田誠委員（市民の声あおもり）	72
1 市民サービスについて	73
答弁 坪真紀子市民部長	73
要望	73
2 マイナンバーカードについて	74
答弁 坪真紀子市民部長	74
再質疑	74
答弁 市民部長	75
要望	75
3 防犯カメラについて	75
答弁 能代谷潤治総務部長	75
要望	76

4 就学援助について	76
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	77
意見・再質疑	77
答弁 教育委員会事務局理事	78
意見	78
5 小・中学校の洋式トイレ改修事業について	79
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	79
要望	79
6 除排雪について	79
答弁 長井道隆都市整備部理事	79
要望・再質疑	80
答弁 都市整備部理事	81
要望	81
散会	81
<b>2日目 平成31年3月12日(火)</b>	
開議	82
○工藤健委員（市民クラブ）	82
1 クルーズ客船の寄港について	82
答弁 百田満経済部理事	82
要望	83
2 青函ツインシティについて	84
答弁 横内修企画部理事	84
再質疑	85
答弁 横内企画部理事	85
要望	85
3 除排雪について	86
答弁 長井道隆都市整備部理事	86
再質疑	86
答弁 都市整備部理事	87
要望	87
4 子ども・子育て支援について	87
答弁 舘山新福祉部長	87
要望・再質疑	88
答弁 福祉部長	88
要望	88
舘山新福祉部長からの発言の申し出について	89
○渡部伸広委員（公明党）	89

1	下水道事業について	89
	答弁 八戸認環境部長	90
	再質疑	91
	答弁 長井道隆都市整備部理事	91
	再質疑	91
	答弁 環境部長	91
	要望	91
2	証明書のコンビニ交付について	91
	答弁 山谷直大総務部理事	92
	再質疑	93
	答弁 山谷総務部理事	93
	再質疑	93
	答弁 山谷総務部理事	94
	意見	94
3	青森駅西口の防犯カメラの設置について	94
	答弁 大櫛寛之都市整備部長	94
	答弁 能代谷潤治総務部長	95
	要望	95
4	除排雪事業について	96
	答弁 長井道隆都市整備部理事	96
	再質疑	96
	答弁 都市整備部理事	97
	要望	97
○	館山善也委員（自民・志政会）	97
1	戦没者慰霊祭について	97
	答弁 能代谷潤治総務部長	97
	要望	98
2	バス交通の社会実験について	98
	答弁 赤坂寛交通部理事	98
	要望・再質疑	99
	答弁 交通部理事	99
	要望・再質疑	99
	答弁 交通部理事	100
	要望	100
3	防災資機材について	100
	答弁 能代谷潤治総務部長	100
	再質疑	101

答弁 総務部長	101
要望・再質疑	101
答弁 総務部長	101
要望	102
4 お盆時期の八甲田霊園の通行規制について	102
答弁 坪真紀子市民部長	102
要望	103
5 食育レッスンの進捗・成果について	103
答弁 浦田浩美保健部長	103
意見・再質疑	104
答弁 保健部長	104
要望	105
6 野木和公園の春まつりについて	105
答弁 百田満経済部理事	105
要望	106
休憩	106
再開	106
○大矢保委員（自由民主党）	106
1 無縁墓について	106
2 公営住宅について	106
3 ごみ出し支援について	107
4 消防について	107
答弁 坪真紀子市民部長	107
答弁 大櫛寛之都市整備部長	107
答弁 八戸認環境部長	108
答弁 蝦名幸悦総務部理事	108
再質疑	108
答弁 都市整備部長	109
再質疑	109
答弁 都市整備部長	109
意見・要望	109
○蛭名和子委員（市民の声あおもり）	110
1 幼児教育無償化について	110
答弁 舘山新福祉部長	110
答弁 相馬政人税務部長	111
再質疑	112
答弁 福祉部長	112

意見	112
2 プレミアム付商品券事業について	112
答弁 館山新福祉部長	113
再質疑	113
答弁 福祉部長	113
再質疑	113
答弁 福祉部長	113
再質疑	114
答弁 福祉部長	114
要望	114
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	114
1 歳入予算書の補助率について	114
答弁 小川徳久企画部長	114
2 地熱開発理解促進関連事業について	115
答弁 八戸認環境部長	115
要望	116
3 清掃工場について	116
答弁 八戸認環境部長	116
4 文化施設運営管理事業について	117
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	117
要望	117
5 小柳団地建替事業について	118
答弁 大櫛寛之都市整備部長	118
要望	118
○赤木長義委員（公明党）	118
要望	118
1 当初予算について	119
答弁 小川徳久企画部長	119
要望	119
2 市長・副市長の給与について	120
答弁 能代谷潤治総務部長	120
要望	120
3 マイナンバーカード普及への取組について	121
答弁 坪真紀子市民部長	121
再質疑	121
答弁 市民部長	121
要望	121

4	ファシリティマネジメントについて	121
	答弁 山谷直大総務部理事	122
	再質疑	122
	答弁 山谷総務部理事	122
	再質疑	123
	答弁 山谷総務部理事	123
	再質疑	123
	答弁 蝦名幸悦総務部理事	123
	要望	124
	委員長の発言	124
	再質疑	124
	答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	124
	再質疑	125
	答弁 教育委員会事務局理事	125
	要望	125
5	急病センターについて	125
6	骨髄ドナーについて	125
	答弁 浦田浩美保健部長	126
	要望・再質疑	127
	答弁 保健部長	128
	要望	128
7	浅虫のバリアフリーについて	128
8	補助金について	128
	答弁 大櫛寛之都市整備部長	128
	要望	129
9	発達障害について	130
10	スクールカウンセラーについて	130
11	市民図書館について	130
	答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	130
	答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	131
	要望	132
12	小柳小学校の放課後児童会について	133
	答弁 舘山新福祉部長	133
○	神山昌則委員（自民・志政会）	133
1	後潟小学校・奥内小学校・西田沢小学校の現状と今後について	134
	答弁 成田一二三教育長	135
	要望・再質疑	135

答弁 教育長	136
要望	137
2  ごみの減量化について	137
答弁 八戸認環境部長	138
要望・再質疑	138
答弁 坪真紀子市民部長	138
要望	139
委員長の発言	139
3  縄文遺跡群の世界遺産登録への取組について	139
答弁 佐々木淳教育委員会事務局理事	140
再質疑	141
答弁 教育委員会事務局理事	141
要望	141
八戸認環境部長からの発言の申し出について	143
散会	143

### 3日目 平成31年3月14日(木)

開議	144
○山脇智委員（日本共産党）	144
1  青森操車場跡地利用計画について	144
答弁 大楡寛之都市整備部長	144
意見・再質疑	145
答弁 都市整備部長	145
意見・再質疑	145
答弁 都市整備部長	146
意見・再質疑	146
答弁 都市整備部長	146
要望	147
2  ヤミ金融対策について	147
答弁 坪真紀子市民部長	147
再質疑	148
答弁 市民部長	149
要望	150
3  空き家について	150
答弁 大楡寛之都市整備部長	150
意見・再質疑	150
答弁 都市整備部長	151
意見・再質疑	151

答弁 都市整備部長	151
要望	152
4 消費税について	152
答弁 小鹿継仁水道部長	152
再質疑	152
答弁 水道部長	152
意見・再質疑	153
答弁 水道部長	153
再質疑	153
答弁 水道部長	154
要望	154
5 病院の料金と手数料について	154
答弁 木村文人市民病院事務局長	154
意見・再質疑	155
答弁 市民病院事務局長	155
再質疑	156
答弁 市民病院事務局長	156
意見・再質疑	156
答弁 市民病院事務局長	157
再質疑	157
答弁 市民病院事務局長	157
意見	157
○奈良岡隆委員（市民の声あおもり）	157
1 ごみ問題について	157
答弁 八戸認環境部長	158
再質疑	158
答弁 環境部長	158
再質疑	158
答弁 環境部長	158
再質疑	158
答弁 環境部長	159
再質疑	159
答弁 環境部長	159
再質疑	159
答弁 環境部長	159
要望・再質疑	160
答弁 環境部長	160



再質疑	160
答弁 環境部長	161
再質疑	161
答弁 環境部長	161
再質疑	161
答弁 坪真紀子市民部長	161
再質疑	161
答弁 市民部長	162
再質疑	162
答弁 市民部長	162
再質疑	162
答弁 環境部長	162
再質疑	163
答弁 市民部長	163
答弁 環境部長	164
意見・再質疑	164
答弁 市民部長	164
再質疑	165
答弁 市民部長	165
再質疑	165
答弁 市民部長	165
再質疑	165
答弁 環境部長	165
要望・再質疑	165
答弁 前多正博副市長	166
要望	166
2 私債権について	166
答弁 相馬政人税務部長	166
再質疑	167
答弁 税務部長	167
要望	167
休憩	167
再開	167
休憩	168
再開	168
○秋村光男委員（市民の声あおもり）	168
1 基金及び市債について	168

答弁 小川徳久企画部長	168
再質疑	169
答弁 企画部長	169
再質疑	170
答弁 企画部長	170
意見・再質疑	170
答弁 企画部長	171
意見・再質疑	171
答弁 企画部長	172
要望	172
2 アリーナプロジェクトについて	173
答弁 大櫛寛之都市整備部長	173
再質疑	173
答弁 都市整備部長	173
再質疑	174
答弁 都市整備部長	174
意見・再質疑	174
答弁 都市整備部長	174
再質疑	175
答弁 都市整備部長	175
再質疑	175
答弁 都市整備部長	175
意見・再質疑	176
答弁 都市整備部長	176
要望	176
3 リノベーション支援について	177
答弁 大櫛寛之都市整備部長	177
再質疑	177
答弁 都市整備部長	178
再質疑	178
答弁 都市整備部長	178
意見・再質疑	178
答弁 都市整備部長	179
再質疑	179
答弁 都市整備部長	179
意見・再質疑	179
答弁 都市整備部長	179

要望	180
○中村節雄委員（自民・志政会）	180
要望	180
1 免許返納者に対するバスカード配布について	180
答弁 多田弘仁交通部長	180
要望	181
採決	183
閉会	185

- 1 開催日時** 平成 31 年 3 月 11 日（月曜日）  
平成 31 年 3 月 12 日（火曜日）  
平成 31 年 3 月 14 日（木曜日）

- 2 開催場所** 第 3 ・ 第 4 委員会室

**3 審査案件**

- 議案第 1 号 平成 31 年度青森市一般会計予算  
議案第 2 号 平成 31 年度青森市競輪事業特別会計予算  
議案第 3 号 平成 31 年度青森市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 4 号 平成 31 年度青森市宅地造成事業特別会計予算  
議案第 5 号 平成 31 年度青森市下水道事業特別会計予算  
議案第 6 号 平成 31 年度青森市卸売市場事業特別会計予算  
議案第 7 号 平成 31 年度青森市農業集落排水事業特別会計予算  
議案第 8 号 平成 31 年度青森市介護保険事業特別会計予算  
議案第 9 号 平成 31 年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算  
議案第 10 号 平成 31 年度青森市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 11 号 平成 31 年度青森市駐車場事業特別会計予算  
議案第 12 号 平成 31 年度青森市病院事業会計予算  
議案第 13 号 平成 31 年度青森市水道事業会計予算  
議案第 14 号 平成 31 年度青森市自動車運送事業会計予算  
議案第 15 号 平成 31 年度青森市深沢第一財産区特別会計予算  
議案第 16 号 平成 31 年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算  
議案第 17 号 平成 31 年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算  
議案第 18 号 平成 31 年度青森市新城財産区特別会計予算  
議案第 19 号 平成 31 年度青森市野内財産区特別会計予算  
議案第 20 号 平成 31 年度青森市土橋財産区特別会計予算  
議案第 21 号 平成 31 年度青森市大平財産区特別会計予算  
議案第 22 号 平成 31 年度青森市孫内財産区特別会計予算  
議案第 23 号 平成 31 年度青森市大字高田財産区特別会計予算  
議案第 24 号 平成 31 年度青森市大字石江財産区特別会計予算  
議案第 25 号 平成 31 年度青森市安田財産区特別会計予算  
議案第 26 号 平成 31 年度青森市大別内財産区特別会計予算  
議案第 27 号 平成 31 年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算  
議案第 28 号 平成 31 年度青森市大字野沢財産区特別会計予算  
議案第 29 号 平成 31 年度青森市金浜財産区特別会計予算  
議案第 30 号 平成 31 年度青森市深沢第二財産区特別会計予算

- 議案第 31 号 平成 31 年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 31 年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 31 年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 31 年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 31 年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 31 年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 31 年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 31 年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 31 年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区  
特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 31 年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区  
特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 31 年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 31 年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 31 年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 31 年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 31 年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 31 年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第 47 号 平成 31 年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第 48 号 平成 31 年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第 49 号 平成 31 年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第 50 号 平成 31 年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第 51 号 平成 31 年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第 52 号 平成 31 年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第 53 号 平成 30 年度青森市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 54 号 平成 30 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 55 号 平成 30 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 議案第 56 号 平成 30 年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 57 号 平成 30 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 58 号 平成 30 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 59 号 平成 30 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 議案第 60 号 平成 30 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 61 号 平成 30 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 62 号 平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 63 号 平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 64 号 平成 30 年度青森市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
 議案第 65 号 平成 30 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 2 号）  
 議案第 66 号 平成 30 年度青森市浪岡財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
 議案第 67 号 平成 30 年度青森市細野財産区特別会計補正予算（第 2 号）  
 議案第 68 号 平成 30 年度青森市女鹿沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
 議案第 69 号 平成 30 年度青森市本郷財産区特別会計補正予算（第 1 号）  
 議案第 85 号 平成 31 年度青森市下水道事業特別会計に収入として  
 繰り入れることについて  
 議案第 86 号 平成 31 年度青森市農業集落排水事業特別会計に収入として  
 繰り入れることについて  
 議案第 87 号 平成 31 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として  
 繰り入れることについて  
 議案第 88 号 平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として  
 繰り入れる額の変更について  
 議案第 91 号 平成 30 年度青森市一般会計補正予算（第 7 号）  
 議案第 92 号 平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算（第 4 号）

### ○出席委員

委員長	藤原浩平	委員	神山昌則
副委員長	工藤健	委員	小豆畑緑
委員	赤平勇人	委員	渡部伸広
委員	奈良祥孝	委員	藤田誠
委員	橋本尚美	委員	中村節雄
委員	中田靖人	委員	秋村光男
委員	軽米智雅子	委員	大矢保
委員	蛭名和子	委員	花田明仁
委員	舘山善也	委員	赤木長義
委員	万徳なお子	委員	奈良岡隆
委員	山脇智	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	木戸喜美男		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

副市長	前多正博	保健部長	浦田浩美
浪岡区長	棟方牧人	経済部長	堀内隆博
教育長	成田一二三	経済部理事	百田満
企業局長	中川覚	農林水産部長	梅田喜次
代表監査委員	杉田浩	都市整備部長	大櫛寛之
総務部長	能代谷潤治	都市整備部理事	長井道隆
総務部理事	山谷直大	浪岡事務所副所長	相馬紳一郎
総務部理事	蝦名幸悦	市民病院事務局長	木村文人
企画部長	小川徳久	市民病院事務局理事	岸田耕司
企画部理事	横内修	会計管理者	鈴木裕司
企画部理事	加藤文男	教育委員会事務局教育部長	工藤裕司
税務部長	相馬政人	教育委員会事務局理事	佐々木淳
市民部長	坪真紀子	水道部長	小鹿継仁
環境部長	八戸認	交通部長	多田弘仁
福祉部長	舘山新	交通部理事	赤坂寛

### ○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長	齋藤賢剛	議事調査課主査	山内克昌
議事調査課長	菊池朋康	議事調査課主査	花田昌
議事調査課主査	山田達	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	小山隆		

## 1 日目 平成 31 年 3 月 11 日（月曜日）午前 10 時開会

**○藤原浩平委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第 1 号「平成 31 年度青森市一般会計予算」から議案第 69 号「平成 30 年度青森市本郷財産区特別会計補正予算」まで、議案第 85 号「平成 31 年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第 88 号「平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」まで、議案第 91 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」及び議案第 92 号「平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算」の計 75 件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第 1 号「平成 31 年度青森市一般会計予算」から議案第 69 号「平成 30 年度青森市本郷財産区特別会計補正予算」まで、議案第 85 号「平成 31 年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第 88 号「平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」まで、議案第 91 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」及び議案第 92 号「平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算」の計 75 件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○藤原浩平委員長** 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、3 月 7 日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は 22 人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「平成 31 年度青森市一般会計予算」から議案第 69 号「平成 30 年度青森市本郷財産区特別会計補正予算」まで、議案第 85 号「平成 31 年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第 88 号



「平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」まで、議案第 91 号「平成 30 年度青森市一般会計補正予算」及び議案第 92 号「平成 30 年度青森市病院事業会計補正予算」の計 75 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

**○渋谷勲委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）通告外の質疑も若干あると思えますけれども、気になさらずでひとつお聞きをしていたらいただければと。

まず副市長、私の質疑に対して答弁できるものは答弁していただければなど。

というのは、この市民病院はこれまでも各委員の方々が大分質疑をさせていただいて、特に木村事務局長、本当によくやっていますよ。そう難しい問題じゃないんですよね。もともとから、眼科だとかあるいは呼吸器内科でしょう、本当に支障を来しているのは。副市長、これも今度は何だかといえば、資金不足だとか、あるいは 5 億円、6 億円の赤字でしょう。これも前任者の市長になってから初めて資金不足を私は聞きましたよ。努力はしたんだろうけれども、そんなに私は難しい問題ではないと思うんですよ。

これでも、あれは何年前かな、市民病院が単年度の黒字になったときもあるんですよ。私は、何でこういうことを言うかということ、もうけろとしゃべっているんじゃないんです。県都の青森だよ、県都青森の総合病院として、これが黒字になるというのはなかなかなんだよ。でも、余りにも赤字赤字が多過ぎて、今回もまた 1 億円の補正でしょう。私は賛成はしますよ。するけれども、もうちょっと、副市長、所を変え品を変えて何とかならないのですか。あんまりですよ。

私もかれこれ、30 年くらいこの市議会議員を務めさせていただいて、私はおかしいと思いますよ。前々政権まではこんなことは質疑に対して——質疑そのものも言うこともなかったし、私も 2 億円だとか 2 億 5000 万円だとか、これだったら質疑もしませんよ、こういうことも言いませんよ。このごろはひど過ぎる。

それから、前回質疑をさせていただいた洋上の風力ですね。

この間も地元紙に載っておったけれども、ちょっと議場を抜けて委員会室に待機している職員の方々と若干お話をしましたが、余りにも情報がなさ過ぎる。今、県でもある程度動き出したわけでしょう。誰々とは言えないけれども、国会議員もそうですよ。動いている。それが全く情報がないということ自体がどうなっているのかなと思ったりしてね。

副市長、まずこの市民病院について、何かこれまでの副市長としての努力とか何かあったらひとつ答弁をお願いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。副市長。

**○前多正博副市長** 市民病院につきまして、渋谷委員からの御質疑にお答えしたいと思えます。

市民病院におきましては、今期もなかなか収支の好転が見られなかったわけですが、これまで経営改善に向けまして、さまざま計画をつくってきております。これを着実に進めていくのが今の市民病院に必要なことかなというふうに考えております。一朝一夕に経営が改善するというのはなかなか難しいことですので、こういった部分につきましては計画的に、そして、順次改善を進めていくのが最善かと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** まず、答弁ありがとうございました。

それは、市長も表でしゃべっている話は私も聞いております。経営改善ですね。経営改善にもかかわらずまたすぐ1億円だとか、こういうことではちょっと解せないのですよ。私からすればですよ。もっともっと果敢に、弘前大学だとかそういう機関に対しても出かけて、こっちのほうから頭をもっともっと下げて、私はやるべきだと思いますよ。くどいようだけれども、東京に行けば医者は余っているというんですよ。ただ、反対するのは奥さん方と書いていましたよ。東京女子医科大学だとか、二、三、ちょっと私も聞いてみれば。あとは余り言わないけれどもね。

その辺をいろいろ加味しながら、何とか今、副市長が言ったこの経営改善、これを基軸として、すぐには黒字だとか何だかんだって私は言いませんよ。ましてや、これは改築だとか、これからいろんな問題等々あるわけでしょう。むつ市だとか五所川原市だとか、この近辺でも3人ふえたとか2人ふえたとか、新聞紙上にも載っているわけでしょう。そういうさなかで、やっぱり県都の我が市民病院として、今以上にもうちょっと活気のある、そういう総合病院を目指して経営改善の努力をしていただきたいと、こう思っておりますので、ひとつ今後について大いに期待をさせていただきますと思えます。

まず第1点目、このアリーナのプロジェクトは、これまでも、今定例会もいろんな議員の方々が質問させていただいております。特に、アリーナを含む操車場の跡地全体の整備にかかわる総事業費も98億円だと私も聞いております。

今後の事業者の選定と整備のスケジュールについて、ひとつお示しを願いたいと思えます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)渋谷委員からのアリーナプロジェクトについてのお尋ねにお答えいたします。

アリーナプロジェクトを含めた青森操車場跡地周辺の整備スケジュールについてということであります。

事業者選定と整備のスケジュールにつきましては、アリーナにつきましては、2025

年に青森県で開催されます国民スポーツ大会及びその前年度に実施されますリハーサル大会を念頭に置きながら整備を進めることとしており、今後は市の財政負担や民間事業者からの御意見、収益性の検討を行うとともに民間事業者の公募に向けた作業を進めまして、2020年度に民間事業者を決定する予定であります。また、アリーナの利用者が大会やイベント開催時に臨時駐車場として使用することとなります多目的に利用できる緑地や、既存道路の拡幅などを行うこととしております東側及び西側用地における工事につきましては、アリーナと同時期の供用を目指して整備を進めてまいりたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** ありがとうございます。

それと同時に、県もあるんだけど、ちょっと全国的なものを調べてみたんです。そうしたら、やっぱり取りつけとして合宿所ですか、これも全国各地でも大なり小なり結構あるんですね。これまでの——委員の方も聞かなかったわけですが、その辺も兼ね備えたこの合宿所ですね。

例えば、もう50年はこういう新体育館も建てるわけでもないし、できるわけでもないわけですよ。そこで、やっぱりこの98億円の中で合宿所そのものもお願いをしたいなど。これで答弁できますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

合宿所ということでありますが、アリーナプロジェクト有識者会議の中で、有識者の委員の皆様から合宿所という御意見もいただいているということは承知をしております。

現在、市のほうで整備する内容の中には含めていないところではありますが、そういったところは民間事業者からの御意見も伺っていくこととなりますので、そういったところも含めて検討をしていくことになるものと考えております。

**○藤原浩平委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** やっぱり検討委員会の中では出ているんですね。やっぱりこれから大事なんですよ。というのは、私は予算特別委員会で何度かこれまで質疑させていただいて、この人口減少、市でもって総務部長を初め取り組んではいるにもかかわらず、何ら我々委員にも議員にも、あるいは一般市民にも、その辺は私は見えないと思います。県もそうですけれどもね。

やっぱり、ある程度こういう小さいところからやられていくような姿勢も私は大事だと思います。というのは、PTAはおろか親でも、じいちゃんばあちゃんでも、自分の子どもたちがある程度試合に出られる。そういう感覚というのは——私も今現在、委員長もそうだけれども、うちに帰ればじいちゃんばあちゃんでしょう。そうすれば、自分の孫でも出ればうれしいものなんですよ。ましてや、こういうようなすばらしい98億円——今現在ですよ——かかるような施設でもって1週間でも

合宿したとか、それによってはある程度、この県内からもそういう方々は来ないと限らないわけです。やっぱり、これからこの人口減少にちょこっとでも満たしていくとなれば、今回のこの合宿所というのは私は非常に大事なことだろうと思うし、今、都市整備部長の答弁、今以上に頑張ると。何億円もかかるわけじゃないんですよ。これはやる方向でひとつ、最大限の要望をさせていただきます。この項は終わります。

次は、教育委員会です、教員の働き方改革。

私も以前、PTAの会長を20年もやったのかな、25年もやったのかな。学校の先生、当時は本当に体を壊すぐらい、教鞭の後にはスポーツにでも文化にでも取り組んでいただいて、頑張っておられる姿というのは、今でも私わかりますよ。

そういう中で、各学校の先生方が心に余裕を持って、もっともっと子どもたちと向き合い、教育の活動的なものにもっともっと専念できるように、教育委員会として注視しながら、注目をされているんだろうけれども、その辺をひとつ質疑をさせていただきますと思います。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の多忙化解消についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、教職員の多忙化が自身の心身の健康及び福祉に与える影響等を考慮し、教職員がやりがいや使命感を持って校務に専念できるよう、学校組織の活性化を念頭に置いた多忙化解消に努めるとともに、教職員の心身の健康維持を図ることができるよう、青森市学校多忙化解消委員会において、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。その具体的な取り組みといたしましては、4月には、パソコン入力による出退勤管理を導入し、教職員がみずからの勤務時間を把握することで、校務が効率的に遂行されるよう意識啓発に努めております。7月には、各学校の多忙化解消への取り組み状況についてアンケート調査を実施し、すぐれた実践例は指針の解説・例示に掲載し、各学校に紹介しております。8月には、教職員の勤務意欲の向上や健康の維持増進を図ることを目的として、市内全ての小・中学校において3日間の学校閉庁日を実施しております。12月には、各学校に時間外勤務の上限の目安及び縮減に向けた改善策等を示した教職員の多忙化解消に関する指針を配付し、時間外勤務縮減に向け実効性のある取り組みに努めるよう指示しております。1月には、統合型校務支援システムを各学校に導入し、4月からの本格稼働に向けた準備を進めているところであります。今後は、運動部活動の方針の策定により、各小・中学校の部活動が合理的かつ効率的・効果的に実施されることにより、時間外勤務の縮減が図られるよう取り組みを進めていくこととしております。

教育委員会では、これまでの教職員の多忙化解消に向けた取り組みにより、校務事務や部活動に係る時間の縮減が図られていることから、今後も青森市多忙化解消委員会を中心に、さまざまな取り組みを通して総合的に教職員の多忙化解消に取り

組んでまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 教育委員会事務局教育部長、答弁ありがとうございました。

次、来年度の学校の改修・改築、施設の整備についてお示しをいただきたいと思  
います。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** おはようございます。「おはようございます」  
と呼ぶ者あり）渋谷委員の来年度に実施する学校施設の整備についての御質疑にお  
答えいたします。

平成31年度に実施する予定の学校施設の整備につきましては、小・中学校改築事  
業におきまして、西中学校の校舎改築工事に着手するほか、筒井小学校の校舎改築  
工事の実施設計を行う予定としております。また、2月25日に新校舎が完成した小  
柳小学校につきましては、旧校舎の解体工事を実施する予定となっております。こ  
のほか、施設の更新までの期間において、施設の機能低下等を復旧する広範な改修  
の中規模改修といたしまして、浪館小学校のトイレや給排水の改修工事、また、ト  
イレの洋式化を中心とした改修を行う学校トイレ洋式化改修工事を小学校10校、  
中学校8校において実施する予定となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 以上で私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、万徳なお子委員。

**○万徳なお子委員** 日本共産党の万徳なお子です。どうぞよろしくお願ひします。

最初に、市民チャンネルが放送されている青森ケーブルテレビについてお尋ねし  
たいと思います。

青森ケーブルテレビは、民間の事業者が行っているものですが、市民チャ  
ンネルは大変市民や議会、行政にとって大事な役割を担っているなど感じています。

3月の放送予定を見ましても、「あおもりじゃわめぐ音の会」、「ザ・もつけ祭り&  
冬花火」、「研究発表を映像で～学生たちの映像記録～」、「春告祭 八戸えんぶり」、  
「情熱無限大AOMORISIX 合同学修研究発表会」——これがAOMORISIX  
のタイトルです——「震災特番2019 とびら～未来へつなげる」、「青森市学  
生ビジネスアイデアコンテスト」、「青森北高校吹奏楽部第2回演奏会」ということ  
で、大変魅力的な番組が盛りだくさんです。そして、この青森市議会の本会議も中  
継されています。

それで、私自身も幸畑、地元の皆さんにこの青森ケーブルテレビを通じて、ぜひ  
私の本会議の様子を見てほしいとお話をしようと思いましたが、残念ながらまだ青

森ケーブルテレビは来ていませんでした。それで、ぜひ全域に青森ケーブルテレビが設置され、市民チャンネルがどこでも活用できるように、利用できるようにしてもらいたいと思うものですが、青森ケーブルテレビの設置状況と今後の予定などをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）万徳委員からの青森ケーブルテレビの今後のエリア拡大計画はどうなのかというお尋ねにお答えいたします。

青森ケーブルテレビ株式会社では、地域に敷設した同軸ケーブルを用いて多チャンネル放送やインターネットなど、多様なサービスを提供しているところです。

現在、青森市内におけるケーブルテレビサービス対象エリアは、市内中心部を含む一般国道7号青森環状道路に囲まれるような形で三内方面から八重田方面までのエリアのほか、妙見地区と戸山地区となっております。全体で約7万8000世帯をカバーしているところです。今後のエリア拡大計画につきまして、青森ケーブルテレビ株式会社へ確認いたしましたところ、同社では、ことしの7月から3カ年計画で現在のサービス提供エリアについて、同軸ケーブルの光ファイバーケーブル化を重点的に進めることとしており、計画期間内に当該事業の予算規模の範囲内で工事効率を考慮した上、可能な地域についてエリアの拡大を行うこととしているとのことでした。具体的には、新城・石江地区、西大野地区、問屋町地区、矢田前・平新田・原別地区へ拡大する予定と伺っております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** そうしますと、幸畑までの設置は未定ということでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。幸畑地区への計画はないのかというお尋ねです。

青森ケーブルテレビ株式会社へ確認した内容ですが、現在拡大を予定している新城・石江地区、西大野地区、問屋町地区、矢田前・平新田・原別地区につきましては、いずれも現在のサービス提供エリアに隣接した地区となっております。幸畑地区については現在のサービス提供エリアから離れた地区となるため、工事効率上、拡大するエリアとはしていないというふうに伺っております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 青森市も、この青森ケーブルテレビの株式を所有しているのだらうと思うんですが、所有率はどのぐらいなのでしょう。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。青森市の株式の保有状

況ということですが。

青森市の出資状況は、青森ケーブルテレビ株式会社の持ち株比率 0.6%となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 株主総会には参加されているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。

株主総会への出席状況ですけれども、ちょっと今具体的な出席状況については手持ちの資料がありませんので確認できないので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 青森市役所として、この青森ケーブルテレビとの契約はしているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。

市として、現在青森ケーブルテレビ株式会社と視聴契約をしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** どのような利用方法、利用状況でしょうか。お知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。

市としてケーブルテレビの視聴契約をしております、その利用状況ということですが、市の業務の一環で利用しているものです。

具体的には、市議会の本会議の中継の視聴などを行っております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 中継の視聴はどこで、例えば市民に公開された形でされているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。

市でのケーブルテレビの視聴ですけれども、基本的には執務室内で行っております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 契約がふえて業績が上がれば、ケーブルテレビの設置エリアも予定よりも拡大されていくと思います。ただ、民間のことですので、なかなか市と

しては株主総会で発言されているかどうかは今はわからないということでしたけれども、市としてぜひ、市民チャンネルを利用できる市民がふえるように、働きかけをしていただければいいんじゃないかなと思っているんですが、今はどのようなことをされているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度のお尋ねにお答えいたします。

先ほどの、株主総会への出席状況についてのお尋ねにまずお答えしたいと思います。株主総会につきましては、毎年出席しております。

そして、ただいまのお尋ねですけれども、ケーブルテレビのほうにどのように働きかけしているのかということですが、毎年のその株主総会への出席を通じて、必要に応じた働きかけをしているということです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 最後にアイデアの提供というか、要望ですけれども、例えばせっかく市役所としてチャンネル契約をされているなら、駅前庁舎の出入り口で放映して、民間のことですがそこにチラシも置いて、市民が通るたびに視聴者、契約者がふえる、お知らせできるというふうに工夫をしていただいて——例えばなんですけれども——それで、なるだけ市民チャンネルの視聴率もふえ、市議会の本会議の中継も視聴していただく方がふえるということで、なるだけ早く全域に設置できるよう、官民連携と日ごろからおっしゃっていますので、御努力いただくよう要望してこの件に関しての質疑は終わります。ありがとうございます。

続きまして、図書館のことですが、音声による図書の在庫についてです。

私のところに、緊張性偏頭痛という病気で、視力はあるんだけど、活字を見ていると頭痛がして読書が楽しめなくなって、もともと大変読書家の方だったので、本が読めなくなったことがつらいと言って、相談者が来られました。

それで、私自身も老眼で、かなり目で読書するというのを長く続けられなくなってきているんですが、恐らく、高齢になると一定程度文字を目で読むという読書はきつくなってくるだろうと思います。

それで、ありがたいことに、私はパソコンやスマホを利用して朗読アプリや、あと音声で読み上げ機能も随分発達していますので、そういったことで耳で聞いて読書、情報収集ができるようになっているのはありがたいんですが、ある程度、70代以上の方になりますと、パソコンやスマホも無理と。それで相談を寄せていただいた方も無理無理と、操作も難しいし財政的にも難しいということで、ぜひ図書館で音声による図書のサービスをふやしてほしいと言ってきましたけれども、現在音声での図書のサービス状況はどのようになっているのでしょうか。お知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 万徳委員からの図書館での音声によるサービ



スについての御質疑について、お答えしたいと思います。

市民図書館では、通常の図書や雑誌のほかに、小説などの朗読を録音した朗読CDの収集及び貸し出しというものを行っております。この朗読CDにつきましては、毎年度継続的に購入しております。平成30年度においては23枚の朗読CDを購入して、現在556枚を所蔵している状況です。

また、市民図書館では、視覚障害者の方や目の見えにくい方へのサービスといたしまして、図書館の図書、雑誌、新聞とか御持参いただいた資料を朗読する対面朗読サービスというものを実施しております。月に10日程度実施しているところです。

市民図書館といたしましては、引き続き適切な障害者サービスを提供しながら、目の見えにくい方の読書ニーズに対しても対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 私も、市民図書館を利用させていただいてはいますが、朗読CDが500枚以上の在庫があるということはちょっと残念ながら気づいていませんでした。音楽CD、DVDのあるコーナーはわかっているんですが、そこにあるんでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

朗読CDはどこに置かれているかということの御質疑にお答えいたします。

朗読CDにつきましては、市民図書館の7階にある体の不自由な方へのサービスコーナーというものがございまして、そちらのほうに配架して御利用いただいているという状況です。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 恐らく、その7階の朗読CDのある場所は、カウンターまで行けば御案内していただけるんだろうと思うんです。ただ、残念ながら今私がお話したような、体に不自由というよりは病気や高齢化で目が使いづらい、目で読むことが困難になってきた方へのサービスとしては、もう少し目立つところに移動してもいいんじゃないかと思うんですが、御検討いただけないでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

なかなか周知というか市民の方の目につかないということで、もう少し目立つところに移動したらどうかという御意見、お尋ねだと思いますが、現在、サービスの周知につきましては、館内での掲示のほかに利用案内のほうへ掲載させていただいたりとか、あと、市民図書館のレジのほうにも掲示はさせていただいておりますけれども、引き続き、市民の方が御利用しやすいように、場所の移動というのは、な

かなかスペースの配架全体のこともありますので軽々には申し上げられませんけれども、引き続き市民の方に利用いただけるような対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** ぜひお願いします。

それと、県の視力障害情報センター——ごめんなさい、正式な名前は。石江にある——私ボランティアをやっていたことがあったんですが、そこには朗読をディスクにしたものの在庫がすごいいっぱいあって、自分も活用したいなと思ったんですが、障害者じゃないとだめらしいというようなことですが、そういった県の視力障害情報センターの音声の入ったディスクは活用可能でしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

青森県視覚障害者情報センターにある資料を活用できないかということでありませう。

市民図書館では、青森県視覚障害者情報センターとも協力体制を築いておりまして、連携を図ってきております。

ただ、利用には県のほうは利用登録が必要ですが、利用登録を行った方であれば、希望がありますれば、市民図書館のほうを通じて県のほうの各種資料の借り受け、もしくは利用するということが可能です。

ただ、利用のルールにつきましては、青森県視覚障害者情報センターのほうの利用規定がありますので、そちらのほうとの兼ね合いということが出てくるかと思いますが、引き続き、県のほうとは連携して対応してみたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 活用が可能だということですが、聞くところによると、それはいわゆるコンパクトディスク、CDではなく、デイジーという専用のディスクだと聞きました。プレーヤーも専用のプレーヤーが必要だと聞きました。それは、市民図書館には置いてあるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

デイジー図書を再生する機器だと思っておりますが、市民図書館のほうには1台配置しております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** このデイジー用のプレーヤーというのは、個人が買うと、私も

ネットで調べましたが結構高くて、相談した方も1万円以内なら自分で何とか買っただけけれどもと言っていました、少しずつ安くなってはきているんですが、大体四、五万円するようでした。

この図書館で1台持っているデジ用再生プレーヤーは、貸し出しもするのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

市民図書館では今、お話があったように1台所有しておりますけれども、基本的にはいらした市民の方の館内利用のためのものということで利用させていただいております。また施設の外で利用する場合には、小学校とかを回って歩く際に体験していただくということで利用させていただいておりますので、現状においては貸し出しということはなかなか難しいのかなと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 質疑は以上ですけれども、市民にとって音声による図書・データの要望というのは今後さらに広がるだろうと予測されます。ですので、今ある朗読CDの在庫をふやしていただくとか、場所が市民に誰にでもわかるようなところに配置などを工夫していただく。デジ用も、ぜひ貸出用も検討していただきたいとは思っているんですが、全国的にはまだそこまでやっているところは少ないようでした。そういったことを、音声による図書の在庫をふやしていただくよう、御努力をお願いしたいということで、このテーマの質疑は終わります。ありがとうございました。

続きまして、LED信号機について質疑をさせていただきます。

この冬、これはフェイスブックでシェアされていた内容ですけれども、原別・戸山間の環状線のあたりで写真でアップされていましたが、雪で信号が見えなくなってしまっている辺がありました。

現在、このLED信号機が着雪で見えなくなった場合は警察の対応と聞いているんですけれども、どのような対応をしているか、把握していただければ幸いです。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 通報時の警察の対応について、お答えいたします。

警察では、信号機の着雪等の通報を受けた場合、その都度、警察官等が現場に出動し、専用の棒状のもので付着した雪氷を除去することとしており、このほか、パトロールの際に発見した場合も、その都度、同様に対応していると伺っております。

なお、市民から着雪等の相談が市に寄せられた場合には、青森警察署または青森南警察署に情報提供することとしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 今冬の雪の相談窓口寄せられた信号の相談はあったでしょうか。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 本市におきます雪の相談窓口、この種の御相談が市民から寄せられたものにつきましては、今年度ゼロ件です。

○**藤原浩平委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 最近、聞くところによりますと、信号機自体が斜めに傾いて設置されるようになり、被害も随分減ってきたと聞きました。ただ、実際に信号が見えなくなってしまうと事故につながってしまうと思います。

今冬の警察のほうに寄せられた、こういった信号機が見えなくなったよという相談や対応の件数などは把握していらっしゃるでしょうか。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

警察のほうに確認させていただきましたが、この項目については統計の対象項目ではないということで、件数については具体的に積み上げしていないと伺っておりました。

以上でございます。

○**藤原浩平委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** では、この件についての質疑はこれで終わりますが、件数は減ったとはいえ、やはり地域的に心配されるところが残っているようですし、実際、今冬もそういったことが起こって、警察に対応がされたかどうかまではわからないんですけれども、ゼロにはなかなかならないだろうと思いますので、ぜひ、警察の方との連携を強めていただいて、事故のないように対応のほうをよろしく願いいたします。この問題での質疑はこれで終わります。

続きまして、幸畑第二団地の除雪についてお尋ねします。

幸畑第二団地というのは、これはグーグルのマップでスクリーンショットをとったものを拡大コピーしたものなんですけれども、平家の住宅で敷地が割とゆったりとってあります。それで、幸畑は青森市全体の平均より積雪がかなり多いと、私自身もそう実感しています。2月8日、道路維持課が出しました積雪観測状況を見ますと、幸畑は正式な観測地点はないんですが、お隣の戸山、横内を見ましても、1月9日時点で戸山が98センチメートル、横内が105センチメートルとなっていますので、かなりの豪雪地帯に幸畑も入っているということはおわかりいただけだと思います。

それで、改めて一般質問でもこの問題は、市営住宅の除雪の対応はということとさせていただいたんですが、平家である第二団地の除雪についてという、お尋ねの仕方は改めてさせていっているんですが、このたび、相談者のところにも再度行ってまいりました。それで、やはり指定管理者の方となかなか——指定管理者は

危険なところしかやらないよというのが一般質問での御答弁の内容だったんですが、住民の方々はある程度指定管理者がやってくれるだろうと期待をしていて、お願いをしたけれどもむげに断られたということで、いろいろ思いが募ってしまっているようなんですけれども、改めて、こうした平家の幸畑第二団地のような敷地内の除雪についてはどのような対応になるのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 万徳委員からの幸畑第二団地の除雪についてのお尋ねにお答えいたします。

幸畑第二団地は、全36棟、住戸数70戸の団地でありまして、平成23年度から平成24年度にかけて現地建てかえによって整備をしているところです。

市営住宅の敷地内通路ということで申し上げますと、公営住宅法施行規則におきまして、通路は市営住宅の共同施設の一つに位置づけられており、また青森市営住宅管理条例におきまして、共同施設の使用に要する費用は入居者の負担としておりますことから、原則、入居者に実施していただいております。幸畑第二団地につきましても、除雪については入居者の方に実施していただくものということで考えております。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 相談者の方は、御夫婦2人暮らしで旦那さんが車椅子、お二人とも高齢で、奥さんのほうも元気なうちは自分で手で除雪していたけれども、だんだんもう足腰が弱くなってしまって、1メートルを優に超えるような雪が降ったときはとても無理で、車椅子でデイサービスの迎えが来るところまで除雪ができない、デイサービスを休んでしまっているということでの相談でした。

それで、この幸畑第二団地は平家だということが逆に——敷地は広がっているんですが階段は上りおりしなくていいので、車椅子の方でも雪がなければ快適に過ごせると。緑は豊かですし、閑静なところで大変人気もあり、空き家が出たときも応募者が殺到するところだと聞いています。なので、雪さえなければというか、雪の問題を何とかしてほしいというのが切実な声で、それで——福祉の除雪制度も入らない、市が貸与している除雪機は車道と歩道だけ、指定管理者は危なくなったつらだけということで、要は自分たちでということですね。共助ということでは言われているようですが、要は共助というところも、余り個人的な話とか特定な話をしてしまうとよくないんですが、一般論としてなかなかうまくいっているところ、そうでもないところ、いろいろあるかと思えます。特に、先ほどお見せしたように、幸畑第二団地は出入り口から車道に出るまでの長さが長いので、除雪は大変苦勞されているというのが実情のようです。

ですので、何とかここを皆さんの悩みに応えていただくような市の対応をお願いしたいと思うんですけれども、実は、改めて相談者に聞いたところ、冬場だけではなく雪のない季節でも困っていることがあると言っていました。

これは団地の写真なんですけれども、建物に面している敷地、ここは赤い塗装か何か、赤く見えますよね。それで、これが駐車場なんですけれども、駐車場以外のところが赤く舗装されていて、基本的にこの赤いところに車両は入ってはいけないというルールになっていると聞きました。ただ、もちろん救急車や消防車など、緊急車両はもちろん人命にかかわることですから、赤いところまで入ってくるんだろうと思うんですが、デイサービスの迎え、送迎車なども入ってはいけないというルールなんですか。お知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

敷地内通路やコモンスペースとして御利用いただいている部分については、車両は進入しないということを想定して設計をしているというところですので、車両については入らないようにということで運用しているということです。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ほかにも何件かデイサービスを利用されている方がいて、それで、本当に積もったときは、除雪しない限りは中まで入ってくるのは車では無理なんですけれども、そこは、実際短時間なわけですから、デイサービス利用者が迎えに来て乗り込むまで短時間なので、ぜひ柔軟に対応していただいて。柔軟に対応するといっても、住民の方がそれを理解しないと勝手に入ってきていると思ってしまうと思いますので、そのことはルールとして柔軟なルールを検討していただいて、ぜひ心置きなくデイサービスを利用できるように御対応をお願いいたします。この問題は、これで質疑を終わります。

続きまして、市民体育館についてお尋ねします。

合浦にある市民体育館なんですけれども、現在の利用状況について、利用率、人数、団体数をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの市民体育館の利用状況についてという御質疑にお答えいたします。

青森市民体育館——カクヒログループスタジアムの利用状況についてですけれども、平成 29 年度につきましては、施設改修に伴いまして約 1 カ月半程度休館したことにより、例年より低い実績になっておりますが、体育館全体の利用者数は 11 万 5364 人、そのうち、多くの方が利用しております主競技場の利用率につきましては 72%となっております。平成 28 年度につきましては、利用者数は 16 万 2870 人、主競技場の利用率は 82%となっております。また、利用団体につきましては、平成 29 年度、平成 28 年度ともに、バスケットボール、卓球、バドミントン、バレーボール、テニスなどの団体に御利用いただいている状況です。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この市民体育館の代替機能として操車場跡地にアリーナをと

いうお話を伺っていますけれども、それで、現在の市民体育館の利用者に対する影響について確認したいと思って、私の質疑の趣旨があるわけですが、市民体育館の耐用年数を確認させてください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

現在のカクヒログループスタジアム、市民体育館の耐用年数ということですが、耐用年数につきましては、昭和 52 年の整備以来 42 年経過しております。大蔵省が示す鉄筋鉄骨づくりの建築場所の耐用年数は 47 年というふうになっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** ということは、あと 5 年という計算になるんだと思うんですが、平成 29 年に休館して工事をやっていたらいいんですが、この工事によって耐用年数が延びるとか——素人だからお尋ねするんですが、耐用年数が延びるとかということはないのでしょうか。工事の概要もあわせてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

昨年度実施した改修工事の概要ということですが、平成 29 年度の改修工事につきましては、受水槽内の水があふれて電気設備が漏電したことに伴うものが大きなところではあります。それに係る工事と電気設備の工事、給水設備改修工事、そのほか床の改修工事もあわせて行ったというところでありまして、耐震工事ということではありません。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** では、耐震工事はそれよりも以前に済んでいるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

耐震工事につきましては、平成 22 年に調査し、平成 23 年度に改修工事を行っております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** それでは、耐震工事は済んでいるので、地震の備えはそれなりに済んでいるということだと思っておりますが、このアリーナの話の中で資料の中に入っていたと思いますが、この市民体育館の建てかえについては、利用者や住民の方々から長年、再三要望が出されていたと思っております。

ただ、結論として敷地が狭くて無理みたいなことが書いてあったんですが、建てかえについての検討はされたのでしょうか、不可能なんでしょうか。お示してください。

い。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今の御質疑は、多分同じところに建てかえるかという御質疑ですか。

〔万徳なお子委員「そうです」と呼ぶ〕

○百田満経済部理事 はい、わかりました。済みません。再度の御質疑にお答えいたします。

アリーナプロジェクトにつきましては、市民体育館の建てかえを念頭に置いて実施しております。その中で、老朽化に伴っての建てかえの考え方及び、一方で操車場跡地の利活用という面も課題がありました。その中で、アリーナプロジェクトということは進めてきておりますので、操車場跡地のほうでの建てかえ整備ということで、現在進めているところです。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私の質疑の意図は、アリーナに移すことを検討されていることは承知しているんですけども、今現在あるところでの建てかえというのは技術的に無理なんでしょうかという質疑です。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

技術的に建てかえできないのかということですけども、あくまでアリーナプロジェクトにつきましては、そもそも今の市民体育館の敷地が狭いということもあったのと、あと老朽化に伴って、また同じ答えになりますけれども、操車場跡地の利活用という課題を解決するためにプロジェクトとして実施しているものです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 質疑には答えていただいていないと思うんですが、建てかえができるということによろしいんですね。やろうと思えばできるということによろしいんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

技術的にできるかどうかというところまでは、申しわけありませんけれども、私のほうでは把握できておりません。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今回のアリーナの問題が出る前から、耐用年数が短くなってきていることは計算すればわかっていたことですし、利用者の方々や住民の方からも建てかえをという声は寄せられていたと思うのですが、その現地での建てかえについての検討というのは、これまでされてこなかったんでしょうか。



○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、現在の市民体育館の敷地は狭いということ、あと老朽化というところもありまして、あと操車場跡地の活用という課題も踏まえまして、操車場跡地のほうにアリーナを整備するというアリーナプロジェクトを進めているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 お答えいただいているということは、多分可能性はある、建てかえることが可能性はあると認識いたします。

それで、市民体育館は避難所にも指定されているのではなかったでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 万徳委員の再度の御質疑にお答えさせていただきます。市民体育館は避難所になっているんじゃないかというふうな御質疑でありました。

当該地域、カクヒログループスタジアム——市民体育館は、現在指定避難所として指定しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 では、仮に操車場跡地に市民体育館が代替施設としていって、その後の避難所、地域の防災拠点としての役割はどのようになると考えればいいのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

当該地域、いわゆる浪打小学校区というくくりになっておりますけれども、当該地域には、カクヒログループスタジアム、いわゆる市民体育館のほかに、みちぎんドリームスタジアム、青森市スポーツ会館、それと浪打小学校、それから浪打中学校、さらには青森明の星短期大学が指定避難所となっておりますので、そちらのほうでの避難所対応ということになります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今答弁していただいた施設は、現在も避難所だということでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今申し上げました避難所につきましては、現在も指定避難所となっているものです。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

**○万徳なお子委員** そうしますと、単純に住民の方は避難所が1つ減っちゃうのかしらと大変不安に思うかと思えます。それは、ぜひ防災計画の中でも検討していただきたいと思うんですが、質疑はまた利用状況について戻りたいと思います。

私も、インターネットで市民体育館の利用状況を確認しましたら、個人利用者が年間2万人平均。年度によって、でこみへこみがあるんですけども、平成26年度が1万9407件、平成27年度が2万629件、平成28年度が2万2691件、工事を行ったという平成29年度でも1万8852件、5年の平均が2万395件ということを見ました。

それと3月の市民体育館の利用状況について、予約団体を見ましたら学校のスポーツ活動などでも使われているようでした。ということは、遠くから来るというよりも個人利用者、学校のスポーツ活動というふうに見ますと、青森市全域というよりは合浦に近い人たちが利用している割合が高いのではないかと推測されますが、その辺はつかんでいらっしゃるでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

地域の方がどれだけ利用しているかということにつきましては、現在のところは把握しておりません。市民体育館につきましては、基本は団体利用がメインで利用されております。

万徳委員からの御指摘のとおり個人利用も確かにありますが、その8割、9割ぐらいは団体利用という形になっております。それで、団体利用の申請をする際にはその利用者全ての情報を把握しておりませんので、地域の方がどれぐらい利用しているかということまでは把握しておりません。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 最初に質疑をすべきことだったんですが、市民室内プールのほうはどんなふうになるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

市民室内プールの利用状況までは、詳細までは私も把握しておりませんが、個人利用の場合であっても、申請でなくて入場券を買って入っているという形になっていると記憶しております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 要は、アリーナに代替施設としてというのは、市民室内プールも含まれているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

アリーナ整備につきましては、先般、中間取りまとめ案ということでお示ししております。その中にプールの機能はありません。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** ごめんなさい。私の質疑の仕方が悪いのでしょうか。

市民体育館がなくなったとき、市民屋内プールはどうなっているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

市民室内プールにつきましてはこれまでも対応しておりますし、今のところ市民室内プールについてはそのまま残るものと思っております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** わかりました。

それで、個人利用者や利用団体の人たちがどこから通ってきているのか、利用しに来ているのかということは把握されていないということでしたが、こういった方向が出されるに当たって、市として利用者や利用団体からの聞き取りは行ったのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。アリーナプロジェクトへの意見についてということかと思えます。

アリーナプロジェクトについては、御承知のとおり昨年5月、地域住民代表の2名、公募による3名を含むアリーナプロジェクトの有識者会議を設置して以来、1年近くにわたって丁寧に御意見をいただきながら検討しております。この有識者会議の中で、多くの利用——利用団体の多くはスポーツ競技の方でありますので、スポーツ競技団体からのヒアリングも踏まえて有識者会議という形で実施しております。

これらを踏まえて、アリーナプロジェクトの関連予算について、現在市議会において御審議いただいているところということですし、来年度においても、その詳細機能、運営などについて、利用者であります競技団体や、公募委員も含む有識者会議等から御意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今おっしゃった競技団体等、ヒアリング実施団体というのは、手元にありまして、読み上げていると時間がなくなってしまうんですけども、いろいろなスポーツの協会が20団体近くあるようです。この人たちにヒアリングを行っているので、市民体育館の利用者、利用団体からの聞き取りはやっていませんという御答弁だったのでしょうか。確認させてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

直接的に市民体育館を利用している団体全てに聞いているかというお話かと思えますけれども、それについては聞いておりません。

ただ、やはり多くはスポーツ競技団体の中で——体育館というかアリーナの整備ですので、スポーツの競技団体からヒアリングをしたというところです。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私が紹介しましたように、個人利用者も年平均2万人ほど、2万件と書いてありました。2万件というのは、延べだから2万件なんだと思うんですけども、あと、学校のスポーツ活動も入っていましたので、多彩な利用者があるように、ネットで見ただけでもそんなふうに思いました。ですので、このアリーナプロジェクトの計画に当たっての、協会の代表の方にヒアリングを行ったから周知されているだろうという御判断は、なかなか無理があるように私は感じます。

ところで確認なんですけど、耐用年数が迫っている市民体育館のその地での建てかえはしないで、操車場跡地のほうに機能を代替するというふうに決定したのはどの段階なんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

アリーナ整備に当たりましては、先ほども何度もお話ししております。現在の市民体育館は、敷地が狭いのに加えて、現在地への建てかえが困難な状況であるということでもまず出発しております。そのほか、多くの市民が利用しやすい中心部に位置して整備に必要な敷地が確保可能であること、あと操車場跡地の活用がということで、現在進めておりました。

その決定したことにつきましては、平成30年第1回青森市議会定例会に青森市操車場跡地にアリーナを整備するという方向性を持って、市民の代表である市議会に基金条例や関連予算を御提案し、御議決を賜ったものと認識しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それに向けての競技団体のヒアリングはした上で——去年の3月ぐらいですか。今おっしゃったのは去年の3月ぐらいのことだと思うんですが、それよりも先立って、競技団体ヒアリングというのは実施されたという御説明でしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま申し上げましたとおりに、平成30年第1回の市議会定例会で御審議いただいて御議決いただいたと思っております。その後、アリーナを整備するに当たって有識者会議を設置して、有識者会議で進めていくというふうになっております。

その有識者会議の中でスポーツの競技団体から意見を聞いて、今般中間取りまとめ案というのを取りまとめたと、そういう流れで取り組んできたと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今のお話を聞きますと、まず合浦にある市民体育館の機能を移すということを先に決めて、それからヒアリングが行われたと。それで、個人利用者や利用団体の意見はつかんでいるというのは、大変順番が矛盾しているように私には聞こえました。

それで心配しているのは、とにかく市民体育館があな地域からなくなるということによって、防災機能だったり利用者や利用団体が遠くなって困ってしまうとか、そういったことがあるのではないかと推測されるならば聞くべきではなかったかということです。今からでも聞くべきではないでしょうかということと、困難だとおっしゃったんですけれども、あの場所での建てかえは、いまだにやっぱり建てかえてほしいという声を聞きます。

何かできないというふうには答弁されなかったもので、困難なのはわかりますが、そういった意味で、やはり利用者、利用団体、地域住民の方々の声をよく聞いて丁寧に計画は進めていっていただかないと、逆に反発というか、市民の理解は得られないのではないかと思っておりますので、ぜひそのところは御努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 万徳委員の再度の御質疑にお答えいたします。

もっと丁寧にということ、丁寧に話を聞くべきじゃないかという御趣旨かと思っておりますけれども、先ほども何度も申し上げますけれども、アリーナプロジェクトについては、昨年5月に地域住民の代表である2名と、あと公募委員という市民も含む有識者会議を設置して、1年近くにわたって丁寧に御意見を伺いながら検討しております。

その間、市議会からもさまざまな質問をいただいて、市議会のほうにも丁寧な説明をさせていただいているものと認識しております。ですので、来年度以降も同様にアリーナの詳細——今後もまたアリーナの詳細機能や運営については、利用者である競技団体であるとか有識者会議の中で御意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 質疑はこれで終わりますが、聞くほどに、先に利用者や住民の意見を聞いてから検討するというのが本筋だと思うんですが、決まってから一部団体にヒアリングしたよというやり方で結論……、まあ、どんなふうにもまたこれから周知されるつもりなのかもよくわからないんですが、やはりこのアリーナが先にあ

るということで、市民体育館の利用者が犠牲になったというふうに、私自身には答弁を伺って聞こえてしまいましたので、そこは日本共産党会派としては、もともとこの計画自体見直しを求めているので、こういった観点からもぜひ再検討をお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、小豆畑緑委員。

**○小豆畑緑委員** 自由民主党の小豆畑です。よろしくお願いいたします。

一般質問に引き続いて、児童虐待防止に関して質疑させていただきます。

全国的に、児童虐待件数の増加や幼い子どもたちのとうとい命が奪われるという悲惨な事件が続いていることを受けて、虐待防止に意欲的に取り組んでいる自治体では、小・中学生の中には、自分自身が虐待を受けていると認識できないで、周囲に助けを求めることがないまま、被害が重篤化しているケースがあるとして、子どもたち自身が児童虐待を学ぶための教材を自治体が独自に作成して、その教材を使って授業を行うことを予定している自治体があります。

本市においても、ぜひこのような取り組みを進めるべきだと考えますが、市の考えをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 小豆畑委員の児童虐待の授業についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、全ての子どもが、親や大人から大切にされて幸せに生きる権利を持っており、心身の正常な発達を妨げるような危険に脅かされる児童虐待については、未然防止や早期対応が求められる重大かつ深刻な問題であり、とりわけ虐待事案において、自分自身が虐待を受けていると認識できず、周囲に助けを求めることがないまま被害が重篤化しているケースに対しましては、迅速な対応がなされるべきものと考えております。

本市では、これまでも児童虐待の防止に向けた授業を行っており、例えば小・中学校の社会科の人権学習の時間において、本市が作成した子どもの権利条例のリーフレットをもとに、虐待につながる内容として掲載されている「心や身体を傷つけられることがあってはならない」、「愛されながら育つ」などの部分を教材とし、子どもが子どもとして安心して生きることができる権利について、学習しております。また、小・中学校の学級活動の時間において、フレンドリーダイヤルや24時間子供SOSダイヤル、さらには児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）等の相談窓口を掲載したいじめ・虐待相談カードや、子ども虐待ホットラインカード、心の教育推進のポスターや児童虐待防止に関するポスターなどを活用し、児童・生徒に命の大切さや一人で悩まないで相談することの重要性及びSOSの発信の仕方についての学習をしております。さらには、中学校の家庭科の時間において、教科書に掲載されている資料等をもとに、自分と家族とのかかわりに関して、虐待から子

どもを守るための法律や児童相談所の役割について学習しております。

教育委員会といたしましては、今後、児童虐待防止に向けた授業を一層充実させるため、これらの授業に加え、新たに開発した授業を学習指導案集にまとめ、本市の全小・中学校に配付するとともに、研修講座や学校訪問等を通して、本市及び他市の工夫ある授業実践例を紹介するなどして、子どもたち自身が児童虐待に係る深刻な問題に対する認識を深め、いつでもどこでもSOSを発信できるよう、各学校の取り組みを支援してまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。

これから、新たに開発した授業を学習指導案集にまとめて、本市の小・中学校に配付するとともに、研修講座や学校訪問などを通して、本市及び他市の工夫ある授業実践例を紹介するなどして支援に努めてまいるという回答でした。

これからも、教育委員会としては、さまざまな工夫を凝らして子どもたち自身が児童虐待について学んで、そしてSOSを発信できるようにしていくということでした。ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

私が一般質問で申し上げたんですけれども、児童虐待防止に関する条例について質問をした際に市から、青森市には子どもの権利条例があって、その中には虐待防止に関する内容も含まれているという答弁がありました。

また、子どもたちの学習に対しての今の教育委員会の答弁の一部でも、子どもの権利条例の関係文を引用するような形で学習を行っているとの答弁がありました。

確かに、子どもの権利条例は、理念の中では、児童虐待防止を含んでいるのはわかるんですけれども、今これだけ児童虐待が社会問題化している中で、全国の自治体では児童虐待に焦点を絞って、よりその部分を深掘りするような政策や取り組みが広まっているんです。一般質問のときにもお聞きした条例の制定、他の自治体や警察など関係機関との連携強化、そして先ほどの学校での子どもへの教育内容など、児童虐待に焦点を絞った取り組みを通じて、学校、保育所、医療機関、行政、市民の皆さん、そして、当事者である子どもたちやその保護者を巻き込んで、社会全体で児童虐待をなくしていくという環境づくりが私は大事なのではないかなと思っています。

けさのテレビをちょっと見ていましたら、6歳の子どもを母親が足蹴りにしている動画が映っていました。それを見て、コメンテーターの人たちが、子どもたちはこれまで助けを求めるすべを知らなかった。でも、こういうふうにスマホとか発達してきているので——その動画を映したのは6歳の子のお兄ちゃんが、お母さんから見えない場所からこうやってスマホで撮って、それを流しているんですね。そういうふうに世の中が変わってきているので、ぜひ、そういうことも授業に取り入れてお願いしたいと思います。ぜひ、子どもの権利に関する広い範囲の事柄の一つと

しての児童虐待防止ではなくて、児童虐待防止に焦点を絞って、そこを深掘りするような取り組みを、教育委員会だけではなくて福祉部も含めて、市全体として取り組んでいただくようお願いして、次の質疑に移ります。

次に、健康度測定総合指導事業について、質疑させていただきます。

これも一般質問の続きとなりますが、一般質問で、私は今定例会に提案されている青森市健康増進センター条例及び青森市市民センター条例の一部を改正する条例等により、健康度測定総合事業がどのような見直しになるのか、質問いたしました。

市の答弁では、元気プラザや西部市民センターのトレーニングルームで運動機器を使って運動するために、健康度測定を受ける際には、来年度からはこれまでよりも健康度測定の内容が簡素化されて、さらに2年目以降の継続利用の場合には、再度健康度測定を受けるかどうかは本人の選択制になるというのが主な見直し内容だったと思います。

これまでも、私は議会の場で市に対してお伝えしてきましたが、もっと気軽に西部市民センターの運動機器を利用できるようにならないかという西部地区の地元の皆さんの声に対して、今回、市が前向きに検討して、以前よりは一步手続を簡素化してくださったことに対しては、素直にお礼を申し上げたいと思います。

私も、西部市民センターを活動拠点にしている地元の健康づくりグループに参加していますが、団塊の世代の人も70歳の高齢者となって、地域の高齢化が進んでいます。そして、青森市も短命市返上に向けて健康寿命の延伸に取り組んでいますので、私の参加している健康づくりグループも年々参加者がふえています。やはり、それだけ市民の皆さんは身近に運動できる機会の充実を求めているのではないかなというのが私の実感です。

そこで質疑させていただきますが、近年、この健康度測定総合指導事業の利用者についてはどのような推移になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 小豆畑委員からの近年の健康度測定総合指導事業の利用者の推移についての御質疑にお答えいたします。

近年における健康度測定総合指導事業の延べ利用者数につきまして、過去5年で申し上げますと、平成25年度は3万6849人、平成26年度は3万9039人、平成27年度は4万4719人、平成28年度は5万455人、平成29年度は5万1880人と年々増加しており、平成25年度から平成29年度には約1.4倍となっております。近年は、人生100年時代への意識の高まりもあり、70歳以上の方の延べ利用者数ということで申し上げますと、平成25年度は1万2532人から平成29年度には2万4158人と約2倍に増加しており、総利用者数に占める割合は約47%となっているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 小豆畑委員。



**○小豆畑緑委員** やっぱり、年を追うごとに高齢者を中心に利用者数がふえているということですので、それだけニーズがあるということなんだと思います。

私は、今の答弁にあった伸び率 1.4 倍という数字以上に、もっと潜在的な利用希望者がいると思っています。それは、地元の方からお聞きすると、西部市民センターの運動機器を使おうとすると元気プラザまで行って面倒な手続をしないとだめだから、そういう手続が要らない他の地域の公共施設の運動機器を利用しに行っているという方が何人かおられます。

そこで、もう 1 つ質疑しますが、市は今回の見直しの中で健康度測定の中の医学的検査と運動負荷試験を不要として手続の簡素化を図りました。また、健康度測定の中の体力測定については、新規利用者のみを必須、2 年目以降は選択制として、あえて体力測定を全廃としないで、新規利用者はこれまでと同様に元気プラザでの測定を義務づけています。そのほか、使用料の面でも、70 歳以上の利用者の負担の見直しを行っていますが、これらの見直し内容はどのような狙いや意図があって行ったのか、どのような効果を見込んで行うことになったのか、市の考えをお示しください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 小豆畑委員からの、今回の健康度測定総合指導事業の見直しの狙いと意図、また、どのような効果を見込んでいるのかとの御質疑にお答えいたします。

健康度測定を受けて、トレーニングルームを利用される方の中には、健康度測定を希望する方とそうでない方がおり、また小豆畑委員からも御紹介ありましたとおり、西部市民センターのトレーニングルームを利用される方の中には、健康度測定が御負担となっている方もいることから、このたびは、これらの点について見直しを図ることとしたものであり、トレーニングルームの利用者の約 7 割の方は継続利用者であることから、継続利用者にとっては健康度測定を選択制とすることで、より自由度を高め、利便性を向上させることとしたものであります。

新規利用者について、健康度測定を行うこととしておりますのは、トレーニングマシン等を無理なく安全に適切に御利用いただくためであり、健康度測定により個人の健康度や体力に応じた運動プログラムを作成し、健康運動指導士による運動実践指導のもとでトレーニングしていただくことで、その方にあった運動が効果的に身についていくものと考えております。健康度測定は、今後健康診断結果の提出を不要とすることから、新規利用者であっても、これまでよりも健康度測定が受けやすくなるものと考えております。

また、近年、総利用者の中に占める 70 歳以上の方の割合が増加している状況を踏まえ、70 歳以上の継続利用者で、健康度測定を受けずにトレーニングルームを利用する方には施設利用料を免除から減免とし、御負担いただくことといたしますが、健康度測定を受けてトレーニングルームを利用する方につきましては、別途、健康

度測定相当分、20回分の施設使用料を免除することとしているものであります。

事業見直しの効果といたしましては、健康度測定を希望する方にとっては、健康診断結果の提出が不要となることから、これまでよりも機を逸することなく健康度測定が受けやすくなるとともに、継続利用者については、健康度測定が選択制となることから利便性の向上が図られることなどの効果が期待でき、ひいては、運動されている市民には、より積極的に運動を継続していただき、また、これから運動したいと思っている市民には、その後押しとなる環境づくりが進むものと考えております。

**○藤原浩平委員長** 小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** ありがとうございます。

今回の見直しの中で、体力測定を廃止としなかった市の考え方も理解できます。高齢者が利用者の中心となっていればこそ、無理なく、安全に、適切に運動機器を利用してほしい。そして、健康運動指導士という専門家の指導のもとに、一人一人の利用者に合った効果的な運動が身につけてほしいという狙いがあるということもわかります。

でも、一方で、地元の人声としては、運動機器を面倒な手続をなしでも使えるようにするか、あるいはそれができないのであれば、わざわざ元気プラザまで行かなくても、あれだけ立派な西部市民センターの施設があるわけですから、そこで手続を完結できないかということなんです。むしろ、西部市民センターで手続が完結できるようになるのであれば、高齢者は年々、一年一年体力も衰えてくると思いますので、体力測定はたまに受けるというのは大切なんじゃないかなと思います。

再質疑はしませんけれども、運動機器の利用に当たっては体力測定を廃止すべきではないと市が考えるのであれば、西部市民センターの部屋の中には利用頻度の低いスペースもあるようですので、市民センターを所管する部署ともよく相談していただいて、何とか西部市民センターでも体力測定が行えるように、もう一步踏み込んだ見直しを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** ただいま保健部長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 失礼いたしました。健康度測定総合指導事業利用者の推移について、答弁の中で70歳以上の平成29年度の利用者数を2万4158人と申し上げましたが、正しくは2万4185人でありますので、謹んでおわびし訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

**○藤原浩平委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後0時50分からといたします。

**午前11時48分休憩**

---

## 午後0時50分再開

○**藤原浩平委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奥谷進委員。

○**奥谷進委員** 市民の声、奥谷進であります。質疑に入る前に、私の所見を若干申し上げたいと思います。

平成31年度予算案については、去る2月21日、市長の提案がされました。小野寺市長就任以来、今年度は大規模な予算として一般会計当初1302億3400万円を提案されたわけであり、特に青森操車場跡地周辺整備事業——取得や幼児教育・保育の無償化などなど、前年度で74億8800万円余り、伸び率にして6.1%増となっております。小野寺市長の英断に敬意を申し上げる次第であります。

平成31年度の目的別歳出の一般会計当初予算比較では、農林水産業費などが減額になっているようであり、本市の1次産業は農業、漁業であり、昨年と一昨年では圃場整備事業として幸畑地区や上野地区などを整備、間近に完成——国では農業経営大規模化を進めている圃場整備事業であると私は考えるのであります。

今後は、本市といたしましても、農林水産業費の今後の予算増額を検討するべきと私は思います。

それでは、6款農林水産業費関連について、2点について質疑をいたします。

第1点目は、ため池整備事業についてであります。

今定例会でも提案されておりますが、ため池は農業用水を安定的に確保する水源としてばかりではなく、地域の貴重な動植物や昆虫が生息する場としても大切な役割を担っているわけであり、古くから地域に親しまれる一つの財産でもあります。

近年、宅地化や畑作物の転換などが進み農地が減っている中で、ため池を利用する農家の減少や高齢化のため、ため池を適切に管理する体制が弱体化してきており、また施設の老朽化が進んでいるなど、ため池を取り巻くさまざまな課題があります。

このような中、東日本大震災ではため池が決壊し、人命が失われる甚大な被害も発生いたしました。昨年7月には、西日本豪雨でも多くのため池が決壊し、住民の生命・財産が失われました。甚大な被害が発生いたしました。ため池の安全確保については、ため池を管理する地元農家や日ごろから巡回など、見回りや草刈り、脱木・倒木の処理や水の管理など大変重要になっております。私の地元でも巡回点検の結果、農家や水利組合などが対応できるような軽微な破損等は速やかに修繕していると聞いております。地元農家が対応できないふぐあいについては、県や市と地元農家が連携し、取り組む必要があると考えます。

そこで、お伺いをいたします。

来年度から着手する浪岡地区の大堤ため池整備事業について、その概要を示していただきたいと思うのであります。

次の質疑は、部分林についてであります。

部分林組合は、昭和 30 年に 27 組合、市と国との締結がされ、50 年の伐期が過ぎ、立木が処分され、各部分林組合に金額が配分されております。その組合配分については、市が 3 割、部分林組合が 7 割となっていることと思っておりますが、そこでお伺いをいたします。

これまでの解散された組合数並びに本市の歳入としての分収金の使途についてお示しを願いたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 奥谷委員のため池整備事業並びに部分林についての 2 点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、大堤ため池整備事業についての御質疑にお答えいたします。

ため池は委員御案内のとおり、農業用水を安定的に供給する目的のほか、流域に降った雨を一時的に貯留する洪水調節機能や防火用水源、生態系の保全などの役割を有しており、青森地区には 62 カ所、浪岡地区には 54 カ所の合わせて 116 カ所のため池が設けられております。また、その管理につきましては、主に土地改良区や水利組合等が、日常の点検を初め堤体の草刈りや取水施設の軽微な補修などの維持管理を行っているところであります。

大堤ため池は、浪岡高屋敷地区にある貯水量 3 万 2000 立方メートル、かんがい受益面積 12.6 ヘクタールのため池で、平成 25 年の台風による大雨で堤体から水が越流し、決壊するおそれがあったことから、堤体の一部を開削し、水位を下げる措置を講じ、現在も大雨に備えた仮設の施設、具体的には余った水を流すための洪水吐を設置しているところであります。このような状況から、地元水利組合からため池の整備要望が提出され、また県が実施したため池一斉点検の結果、大堤ため池は安全性が極めて低いと評価されたことから、県では平成 29 年度に堤体の地質調査等の詳細調査に着手し、平成 30 年度は測量、概略設計を実施したところであります。

お尋ねの大堤ため池整備事業につきましては、県が国の補助金を活用し、来年度から 4 カ年で実施するもので、その内容は来年度に測量、詳細設計業務を、その後、取水施設や堤体の地盤改良とのり面保護及び転落防止柵設置等に係る工事を 3 年かけて実施し、その概算事業費は 1 億 9500 万円となっております。

近年、豪雨災害等が頻発する中、市としては、国及び県、土地改良区や水利組合等と連携して今後ため池の適切な保全を図るとともに、地域住民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、部分林についての御質疑にお答えいたします。

部分林につきましては、国有林野の経営管理に関する法律及び青森市部分林設定

条例に基づき、市が国有林への造林及び下刈り、枝払いなど伐期までの保育・管理作業を実施し、その後の立木販売で得られた収益について国と市で分配する契約を締結した山林で、この分収契約において、立木の販売は国が行い、分収割合は国が2割、市が8割となっております。市では、この部分林につきまして、さらに地域の部分林組合と造林及び保育・管理作業についての分収契約を締結し、その割合は市が3割、部分林組合が7割となっております。

部分林組合との分収契約は、昭和30年から昭和43年にかけて、27組合と約419ヘクタールについて契約を締結しており、これまで奥内部分林組合を初め25組合の約394ヘクタールの部分林が分収を終え、組合を解散しております。残りの2組合のうち、西田沢部分林組合の約20ヘクタールは2020年度に、また岡町部分林組合の約5ヘクタールは2027年度に分収を予定しております。

お尋ねのこれまで解散した25組合、約394ヘクタールの分収金の実績につきましては、国が約5029万2000円、市が約6165万1000円、部分林組合が約2億6322万1000円となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奥谷委員。

**○奥谷進委員** 御答弁ありがとうございました。

何点か要望をいたしますが、浪岡の大堤のため池については、今定例会にも、県事業であります。負担金として360万円余り計上されているわけであり。先般、新聞報道で、ため池防災対策強化という記事がありました。閣議で決定されたものであります。今後は自治体がため池を管理させる、そういう体制を整えるという記事も私は拝見いたしました。これからはため池というものは大変重要視されるわけであり。そういう意味からも、大雨のときなどはやっぱり行政もため池の管理、いわゆる巡回をしながら、その確認をすることが最も大切なものではないかと思っております。これから国のさまざまな指導なり、また地元の自治体に管理を任せるという通達もあろうかと思っておりますが、どうか積極的に取り組んで——このように、青森地区には62カ所、浪岡地区には54カ所のため池があるという今答弁をいただきました。まさしくため池を管理するためには、やはり地元の方々が協力的でなければだめなわけであり。国、県、そして市というような行政の連携を密にして、今後、管理運営に努めていただきたいと思います。これも要望にとめておきたいと思っております。

次は、部分林の件であります。私は去る1月21日ごろ、青森森林管理署に足を運びまして、部分林のあの実態をどのように考えているのかということをお聞きしました。その中で、私どもの地域は部分林がこれだけの反別があるわけであり。まさしく荒れ放題の、立木を引き出すための重機をもって、あのよう斜度を破壊されている状態です。

私どもの地域は、やはりそういう事態が発生するとするならば、大変な被害もこ

うむるわけでありまして。用水路、さらにまた排水路などにも、どんどん濁流と一緒に流れて土砂が流れ込むというような事態もあるわけでありまして。そういう意味からも、この青森森林管理署との連携をしながら、やはりあの治山事業なども含めて、大いに行政としての役割も必要であろう、私はそういう思いをするわけでありまして。

私も、まだまだ再質疑も再々質疑もする場もありますが、しかしながら、私は実態は自分で肌で感じておりますので、そのことについて余り皆さんに強力な質疑はしませんが、ぜひともそういう事態になる前に、事前にそのことを、行政としての役割を担っていただきたい。このことを強く求めて、要望に終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** ただいま農林水産部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。農林水産部長。

**○梅田喜次農林水産部長** 申しわけありません。発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、部分林についての答弁の中で、部分林については国有林野の経営管理に関する法律と申し上げましたが、正しくは国有林野の管理経営に関する法律でした。謹んでお詫びし、訂正させていただきます。

**○藤原浩平委員長** 次に、竹山美虎委員。

**○竹山美虎委員** 市民クラブの竹山美虎でございます。

東日本大震災から、きょうでちょうど8年ということになりました。災害関連死も含めると2万人以上の方がお亡くなりになり、そして今なお5万人以上の方が避難生活を送っております。東北の一員として、引き続き被災地の復興支援の活動をしていかななくてはならないと考えています。

本日の予算特別委員会では、大きく2点について質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1点目は、平成31年度青森市一般会計予算、7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、地域企業新ビジネス挑戦支援についてお伺いいたします。

青森市は、市の未来への投資として、平成29年度新たに「あおもり、再生。」特別枠を設けました。それは平成32年度までの4年間にわたり、3つの未来への投資として寄附金等を原資とした計6億円を重点的に配分するというものです。

その一つとして、地域企業新ビジネス挑戦支援事業があります。

本市では、人口減少への対応が緊急課題であるとの認識のもと、地域に仕事をつくり、若者を初めとして一人でも多くの市民が、このまちで暮らしていける環境を創造するため、各年度5000万円で計2億円の予算を投入し、地域に根を張る企業の新ビジネスへの挑戦を産学金官の総力で支援するというものです。そのことにより、既存の中小企業者による新たな事業展開及び起業・創業の創出を支援し、地域経済の好循環、地域雇用の創出などに向けていくというものです。

平成29年度は、申請のあった6件全てに対して助成金の交付を決定し、その額は1712万円でありました。これら「しごと創り」に向けた取り組みの成果として、平

成 29 年度では起業・創業相談を通じた起業・創業者が 27 人となりました。そして、平成 30 年度は新ビジネスへの挑戦に向けた機運をさらに高めていくために、これまでの起業家への支援に加え、学生、若者や起業家予備軍まで対象を拡大し、地域企業新ビジネス挑戦支援プロジェクトとして強力に推進してまいりました。青森商工会議所が青森駅前の旧サンフレンドビルに移転したことに伴い、市の起業・創業などの相談窓口であるあおビジを移転し、起業・創業にかかわる拠点機能の充実を図りました。

また、起業意識の醸成を図るあおもりスタートアップ支援セミナーを開催、さらに学生によるビジネスアイデアコンテストを含む地域ベンチャー支援事業や、現地学習を通じた学生の社会経験を得ることを目的としたあおもりフィールドスタディ支援事業を実施し、学生、起業家予備軍、起業家まで、起業マインドの醸成から起業後のフォローを一気通貫ですることとして、これまで経過いたしました。

そこで、質疑いたします。

地域企業新ビジネス挑戦支援助成金の概要と、今年度、平成 30 年度の実績について教えてください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 竹山委員の地域企業新ビジネス挑戦支援助成金の概要と、平成 30 年度の実績について示せとの御質疑にお答えいたします。

まず、助成金の概要であります。平成 29 年度から実施しております地域企業新ビジネス挑戦支援助成金制度は、市内で法人格のある中小企業者等として地域金融機関から融資を受けて、既存事業とは異なる新たな事業を展開する方、または創業する方、いわゆる新ビジネスへのチャレンジャーであります。これに対しまして事業に係る初期投資に関する経費を支援するものであります。

今年度の実績でありますけれども、1 次募集、2 次募集を合わせまして 5 件の申請がありまして、合計 2207 万円を交付することとしております。主な事業内容といたしましては、地域金融機関が事業の将来性を評価し、無担保、無保証による融資、いわゆるプロジェクトファイナンスを活用し、調剤薬局を営む事業者による健康志向のお弁当を販売するレストラン運営事業がこの 1 月 29 日にオープンいたしましたほか、建設業を営む事業者によるパーソナルトレーニングジムの運営事業が 1 月 23 日にプレオープンいたしまして、4 月 1 日にはグランドオープンを予定しているということなど、新たな事業展開がスタートしているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。

昨年は 6 件、1712 万円でありましたけれども、今年度は 5 件の申請で、5 者全てに助成金を交付するというところで、2207 万円を交付ということだったと思います。

平成 30 年度に新ビジネスへの挑戦を、さらに機運を高めるということで支援プ

プロジェクトにしましたけれども、この新ビジネス挑戦支援助成金のほかにも事業がありますので、そのことについても確認していきたいと思います。

起業・創業等支援拠点運営事業、いわゆるあおビジでありますけれども、この平成30年度の相談実績を教えてください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** あおもり地域ビジネス交流センター、通称あおビジであります。この平成30年度の相談実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

あおビジは、起業・創業支援の専門家でありますインキュベーションマネージャーが常駐いたしまして、主に起業・創業に関する相談に対しまして、解決に向けた情報提供やアドバイスなどの支援を行っております。

また、昨年7月23日には青森商工会議所が新会館1階に整備いたしましたあおもりスタートアップセンターにあおビジを移転させ、誰でも入りやすい環境を整え、起業・創業に関する支援を行っているところであります。

あおビジにおけます平成30年度の相談実績についてであります。本年2月末現在で件数は延べ502件で、前年同期と比較いたしますと117.6%。また、実人数であります。166名で、これも前年同期比になりますが、20名増となっております。このうち起業・創業に関する相談は、これも前年同期との比較になりますが、延べ374件、前年度の比較では126.8%、実人数では121名で、対前年比較で19名の増。このほか資金調達や法人設立、商品開発などに関する相談は延べ128件で、前年比では97.6%となっております。実人数に関しては45名と前年より1名増となっております。

また、起業・創業に関する相談者のうち、先ほど委員から前年度は27名という御紹介がありましたけれども、現在2月末で比較いたしますと、前年度も25名、今年度も25名の方が創業いたしましてビジネスをスタートしたところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。

いずれにしても、相談者、件数、人員ともに前年度を上回っている、増加していると。そして、最終的に起業した人については、今ほどあったように、昨年度は1年間で27人でありましたけれども、2月末現在で25名の方が起業したということでもあります。

地元で仕事を興すということは、やはりその人は大変な意欲を持って、ふるさと青森を元気づけようという思いで起業されていると思いますので、大変結構なことであり、今後も、これは4年間の部分でありますので、続けてほしいというふうに思います。

そこで、3点目でありますけれども、地域ベンチャー支援事業、特に学生ビジネスのその中で、アイデアコンテストについてちょっと御紹介いただければと思いま



す。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** 学生のビジネスアイデアコンテストについて、その概要について示せという御質疑でありました。

学生ビジネスアイデアコンテスト、「Aomori Business Challenge GATE 2019」と題しまして、学生等の起業マインド、チャレンジマインドの醸成を図るために、本市に所在する大学などの学生または学生グループが独自の技術、アイデア、こだわりなどをもとにしたビジネスアイデアについて発表し、審査・表彰を行う平成30年度からの新たな取り組みであります。

本コンテストは、去る2月3日、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」を会場に、本市に所在する大学等から7チームが参加し、短命県返上に向けた食・健康問題の改善に着目したアイデアや、地域ならではの食の商品化などさまざまなアイデアが発表され、審査員及び来場者の投票により1位から3位までを表彰したところであります。

また、当日は特別参加として函館大学のグループ発表なども行われ、各チームの応援団や一般の来場者など約150人の方々に御参加いただいたところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** わかりました。

起業マインド、チャレンジマインドの醸成を図るためということ、今年度から新たな取り組みですということ、2月ですか、1位から3位を表彰したと。そこには食の商品化などのアイデア、あるいは函館大学からも来ていたというお話だったと思います。

この項の最後の質疑にしたいと思っておりますけれども、あおりフィールドスタディ支援事業についてその中身を教えてください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部長。

**○堀内隆博経済部長** あおりフィールドスタディ支援事業の内容についての御質疑でありました。

このあおりフィールドスタディ支援事業は、産学官連携によりまして地域経済活性化と若手リーダー人材の育成を目的に、地元関係者など多様な主体と連携して地域が抱える社会課題の解決やビジネスプランの創出など、将来の起業につながる実践的な活動を行うフィールドスタディ、いわゆる現地学習を実施する学生団体等を市が支援するものであります。

今年度は商店街などと連携し、インバウンド向けサイクリングマップの制作や小・中学生向け就労体験型のイベントの開催、地場産品を活用した新商品開発など、観光振興、商業、商店街振興などのテーマに取り組む7団体を支援しておりまして、将来の起業につながるビジネスアイデアを含む1団体につきましては、先ほど御紹介申し上げました「Aomori Business Challenge GA

TE 2019」にノミネートしたところでもあります。

また、来る3月18日には全7団体の活動成果報告会を行う予定としております。  
以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 竹山委員。

**○竹山美虎委員** ありがとうございます。

あとは要望でありますので、結構であります。

今、フィールドスタディの関係でもありましたけれども、さまざまな方面からの取り組みをしているということで、3月18日に7団体から活動成果報告を受けて、報告会を行うというお話だったと思います。市長の任期も残り2年ということになりますし、せっかくつくったこの特別枠6億円の一つでありますので、人口減少対策として仕事を地域でつくっていく、あるいは支援していくということは大変重要なことであると思います。私も、以前から言っているように、働く場がなければ飯も食えないし生活もできない。そういう場を少しでも多く提供できればいいんですけども、なかなかそうはいかない。創業・起業の関係もこれからさらに力を入れていかないといけないと思います。ぜひ行政も、そういうことで支援を続けていただければということをお願いして、この項は終わります。

続いて、最後2点目の質疑であります。

平成31年度青森市一般会計予算、2款総務費1項総務管理費4目企画費に関連して、青函ツインシティ推進事業についてお伺いいたします。

青森市と函館市、平成元年に、青函両地域の活性化と一体的な発展を図ることを目的に、教育、文化、スポーツなどの幅広い分野でこれまで交流を進めてきました。青函圏域においては、北海道新幹線開業に伴い、新たな青函交流時代の到来によって、これまで取り組みを続けてきた市民交流や広域観光に加えて、経済、ビジネス面での連携強化が求められています。また、外国人観光客も含めて、周遊、滞在を促す工夫が必要であります。

青函ツインシティは、平成31年、今月3月13日で提携してからちょうど30年になります。青函ツインシティ推進協議会では、以下の3点が確認されています。その1つは、青函ツインシティ提携30周年記念事業は平成31年度に実施をする。2つ目として、記念式典は青森市で開催する。3つ目として、事務局体制は準備から実施まで一体で行う必要があることから、平成30年度及び平成31年度の事務局は青森市が担う。したがって、青函ツインシティ提携30周年記念事業は、青森市がリードして検討していくこととなります。

そこで質疑します。

青函ツインシティ提携30周年記念式典はいつ開催するのか、予定も含めてお伺いいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。横内企画部理事。

**○横内修企画部理事** 竹山委員の青函ツインシティ提携30周年記念式典の開催時

期についての御質疑にお答えいたします。

11月11日を青函ツインの日と定めており、現在のところ、その前後に記念式典の開催を予定しております。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 11月11日が青函ツインの日ということで、その前後に記念式典を開催すると。まだ、11月何日とか10月何日とか、開催する日にちはまだ決まっていないということで了解していいですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

今後、さまざまな団体との日程の調整、あるいは青森市、函館市の関係者の日程の調整もありますので、具体的には、正式な日程についてはこれからということになります。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。

11月11日を中心に考えると。それで、具体的な日程はこれから関係者と詰めて決めていくと。決まったらなるべく早く教えてください。

最後の質疑にしたいと思います。

青函ツインシティ提携30周年記念事業として考えているものは現時点であるのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。横内企画部理事。

○横内修企画部理事 30周年記念事業についての御質疑にお答えいたします。

青函ツインシティ提携30周年記念として、7つの事業を予定しております。

1つ目は、交流団体等の表彰や記念演奏なども組み込んで行う青函ツインシティ提携30周年記念式典。2つ目は、両市の小学生を対象に、青函30周年特別賞を設けて実施する青函子ども絵画展。3つ目は、あおもりアーツカウンスルと連携し、青函に関するアート作品展示を行うほか、両市高校生を対象に、ねぶたの技法でつくる灯籠の制作ワークショップを実施する(仮称)青函アート交流事業。4つ目は、東京2020オリンピックから正式種目となりますバスケットボールの3×3競技で結成が予定されている青函合同チームや、両市中学生による交流試合等を行う(仮称)青函3×3交流事業。5つ目は、両市の青果、飲食等の事業者による青函マルシェ開催事業。6つ目は、青森ねぶた祭や函館港まつり、はこだてグルメサーカスにおいて、あんどんの掲示などにより両市民に青函ツインシティ提携30周年をPRする青函まつり交流事業。7つ目が、本市が開催する学生によるビジネスアイデアコンテストに函館市の大学等も参加する青函ビジネスアイデアコンテストとなっております。

○藤原浩平委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

記念式典、それから小学生・中学生・高校生を対象に行う事業が1つずつ。さらに青函マルシェ。それから、これまでも続けてきておりますけれども、青函まつりの交流事業。そして、先ほどの私の質疑でも取り上げましたけれども、ビジネスアイデアコンテストに函館市の大学等も参加をしてという7つの事業を行うということだと思います。

ぜひ関係者も含めて、30周年を契機に、さらなる交流の活性化につながるよう記念事業を進めてほしいということと、多くの市民を巻き込めるように、ああ、何かやっているなということではなくて、市民がわくわくするような場面もできるような、そういう事業を検討していただくことを要望して終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、軽米智雅子委員。

**○軽米智雅子委員** 公明党の軽米でございます。よろしく願いいたします。

3点ほど質疑をさせていただきます。

1点目は、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費に関連して、このたびコミュニティ・スクール推進体制構築事業がスタートいたしましたので、そのことについて質疑をさせていただきます。

この学校運営協議会制度——コミュニティ・スクールについてですけれども、これまで学校評議員制度というものがございましたけれども、この学校運営協議会制度と学校評議員制度の違いについてお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 軽米委員の学校運営協議会制度と学校評議員制度との違いについての御質疑にお答えします。

学校運営協議会制度は、学校運営について、保護者や地域住民等の参画を制度的に保障する仕組みであり、具体的には教育委員会から委嘱された保護者や地域住民などによる学校運営協議会の委員が学校運営の基本方針を承認すること、学校運営に関する意見を述べること、教職員の任用に関する意見を述べることなど、一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参画するものであります。なお、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールとしております。

学校運営について、保護者や地域住民等から意見をいただく仕組みといたしましては、従前より学校評議員制度があり、当該制度は学校評議員が校長の求めに応じ学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会制度における協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、教育課程や学力向上、生徒指導上の課題等、学校運営の根幹となる事項について一定の権限を有し、対等な立場で協議する合議制の機関となっております。

今日の学校を取り巻く課題に適切に対応するためには、地域住民等との連携・協働体制を構築し、その協力を得ることが不可欠であり、本市におきましては4中学校区に学校運営協議会制度を取り入れ、地域住民等が当事者として学校運営に参画

することで、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの豊かな学びと育ちの環境づくりを進め、地域とともにある次世代の学校づくりを推進していくこととしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。

そうしますと、この会議自体の回数というのは変わってくるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 軽米委員の学校運営協議会制度の会議の回数についての御質疑であったかと思いますが、従前の学校評議員制度につきましては、各学校の実態によって異なりますけれども、おおむね5回前後となっております。

それに対して、学校運営協議会制度における会議の回数につきましては、現在、検討会議で協議中でありまして、当該会議は学校評議員会及び学校施設開放運営委員会、あるいは保健委員会、それから児童・生徒の健全育成会議等の機能を備えたものとなっておりますので、おおむね6回程度になるのではないかと考えております。

ただ、これについても、その学校の実態に応じて適切に設定するというふうにしたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** そうしますと、学校評議員は今後どういうふうになるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 学校評議員の制度はどうかというふうな御質疑でしたけれども、コミュニティ・スクールを導入する4中学校区内の19校につきましては、学校評議員制度を廃止して学校運営協議会制度へ移行することとなります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。

これまでも学校支援地域本部というのがさまざま実働的に支えてきたかと思うんですけれども、そことの関係はどのようなふうな感じになるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 学校運営協議会と学校支援地域本部事業との関係についての御質疑ですけれども、学校運営協議会は中学校区内における学校課題の解決に向けた支援、あるいは解決策等について協議を行いますけれども、

その協議結果を受けて学校支援コーディネーターが地域のボランティアとの連絡調整を行って、学校への支援活動を行うこととなりますので、学校運営協議会と学校支援地域本部事業との関係は、連携・協働というふうな関係となります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** そうしますと、この学校運営協議会制度が導入されることによって、保護者や地域はどのような役割を果たすこととなりますでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 保護者や地域の果たす役割についての御質疑ですけれども、この制度の導入に伴って保護者や地域は学校教育について目標、あるいはビジョンといったようなものを共有しながら、地域でどんな子どもを育てていくのかということについて、地域の実態に応じて、あるいは学校の実態に応じて具体的に協議することとなりますので、子どもたちの教育の当事者としての役割といったものを果たすことになるものと考えております。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 大変丁寧な説明、ありがとうございました。

一般質問でも多くの方が質問されていたんですけれども、本当に今回のこの学校運営協議会制度というのは、今、教育委員会事務局教育部長から説明がありましたように、さらに学校と地域、保護者が共有しながら、また具体的にそういうふうにかかわっていくということが大変期待できるなと思って、これからスタートするのでこれからですけれども、大変期待できるなと思っています。今まで以上に地域の声をしっかり聞いて、災害時などの危険箇所であったり、通学路の状況にしてもそうですし、何よりも今まで以上に地域の声、ニーズがスピーディーに教育現場に届くものと大変期待しております。ぜひ、またよりよいものにしていただくように要望して、この項は終わります。

次に、第8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、路面下空洞調査事業について質疑させていただきます。

この路面下空洞調査事業は、平成28年、平成30年と、我が会派の山本武朝議員がこの路面下空洞調査をぜひ行っていくべきだ、防災・減災に向けて行っていくべきだというふうに要望してきた中で、今回新規でこの事業が立ち上がったことについて大変喜ばしいと思っております。

そこで、この事業の概要と今後のスケジュールについてお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 軽米委員の路面下空洞調査事業につきましての御質疑にお答えいたします。

路面下空洞調査は、災害時に避難場所と病院などを結び、生命を守るために重要なインフラであります道路につきまして、陥没事故が起きないように事前に予防し、

安全・安心かつ円滑な通行を確保するため、道路の下に危険な空洞がないかどうかを調査するものであります。

調査対象路線につきましては、大規模災害等に備えるため、青森県地域防災計画で位置づけられております物資供給等の応急活動のための緊急車両の通行を確保すべき緊急輸送道路の市道部分を対象としております。

今後の予定ですが、平成31年度は、第1次緊急輸送道路と第1次に隣接する第2次緊急輸送道路を合わせて調査延長約6.8キロメートルを予定しておりまして、平成32年度以降も引き続き調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 今まで年間、道路の陥没というのはどれぐらいあったのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

今までの道路の陥没の件数でありますけれども、過去3年間における件数といたしましては、平成28年度は50件、平成29年度は54件、平成30年度は2月末現在で60件となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 結構、大体平均して50件から60件ぐらいの陥没が起こっているということですが、この中で車が落ちたとか、誰かがをしたとかいう事故報告みたいなものはあるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

大規模な事故というのは発生しておりませんが、そのたびに市のパトロールだとか、市民の皆様からの迅速な通報によりまして、直接市のほうで開削して穴埋めをしたり、占有者をお願いして迅速に対応しているというところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 大変大きな事故とかが今までなくてよかったなと思います。

2016年に、博多の駅前で本当に大変大きな陥没事故がありました。青森市は地下鉄とかが走っているわけではないので、そういう大きな陥没はないかとは思いますが、やはり地震もふえてきている中で、水道管もだんだん、ますます古くなって、ますます亀裂が入りやすくなって、陥没も今まで以上に起きてくるかと思えます。そういった中で、今回のこの路面下空洞調査事業がスタートするということは、また防災・減災に向けて、本当にこの市道の安全確保が最も大事ですし、今御答弁のほうにもありましたけれども、緊急車両が走る上でも道路の確保をきちんとして

いくことが大変大事かと思えます。今回は緊急の道路を中心として優先して調査を行うということですが、これからぜひ計画的にしっかり調査をしていただきたいと要望して、この項は終わります。

次に、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費について質疑をいたします。

ごみの分別収集についてですが、今、その他のプラスチックが、回数をふやしたことによって順調に収集されているかと思うんですが、最近、町内からも、収集クリーンボックスがペットボトルのごみであふれているんだけれども、このペットボトルの収集回数をふやすことができないのかというお声をいただいたんですが、ふやすことは可能かどうかお答えをお願いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 軽米委員のペットボトルの収集回数についての御質疑にお答えいたします。

現在、青森地区、浪岡地区におきましては、郊外の一部地域を除き、空き缶、ペットボトル、ガラス瓶等の資源ごみの収集は月2回の実施となっているところであります。

この収集回数をふやした場合につきましては、市といたしましては収集運搬費用及び異物除去等の選別作業を主とした処理保管費用が増加することが見込まれているところであります。さらには、収集日当日に収集容器の設置及び片づけ等を行う、いわゆるごみ当番を初めとした町会側の負担もふえることが予想されているところであります。このことから、ペットボトルの収集回数をふやすことにつきましては困難であると考えているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** そうですね。大変難しいことだろうなと思っています。

リサイクルというのは大変お金がかかることだということもわかっていますし、また集めたものによっては市の収入にもなっていて、それがまたリサイクルに使われていく、それでもかかるお金のほうが多いというふうにお聞きしましたけれども、こういった私たちが一生懸命分別して集めている資源ごみがどのようにリサイクルされているかということについて、市民にはどのように広報しているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 資源ごみのリサイクル方法について、市民への周知方法ということの再度の御質疑にお答えいたします。

現在、「広報あおもり」や、青森地区内の小学校向けに作成・配付をしておりますジュニア版ハンドブックといった紙媒体、さらには市のホームページ上で資源ごみのリサイクルの方法等について紹介しているところであります。

また、町会等の団体に対しまして実施しております出前講座の中で、資源リサイクルについて周知をしているほか、青森市ごみ問題対策市民会議におきまして、清



掃施設見学会を実施いたしまして、市民のリサイクル意識向上への働きかけを行っているところであります。

以上でございます。――済みません、大変失礼いたしました。

ジュニア版ハンドブックと申し上げましたけれども、ジュニア版ごみハンドブックの間違いでした。訂正させていただきます。

**○藤原浩平委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。

なかなか私たちも一生懸命分別している割には、どのように使われているのかというのを意外と知らない人が多いんだなと思っているので、ジュニア版ごみハンドブックだと、とてもきつとわかりやすく書かれているんだろうなと思うので、時々市民の皆さんにもそういう絵でわかりやすくリサイクルの様子を伝えていただけると、また皆さんの気持ち的にももっとしっかり分別しなければならないなという思いになるのかなと思います。

当然、予算の関係上、これ以上収集回数はふやせないということがわかったんですけども、このペットボトル、ごみの回収・収集の曜日のついたお知らせの中には、潰すように書いてあるんですよ、本当は。でも、私自身もそうなんですけれども、ついついそのまま捨ててしまって、ほかの方もほとんど潰していない状態で、クリーンボックスにもまず潰れているのを見ないような状態。だからこそあふれてしまうんだなと思うので、もう一度このペットボトルを潰して出してもらいたいということを、ぜひもう一回徹底すればどうなのかなと思います。

うちの町会でも、ラベルを剥がすということをクリーンボックスに張り出してやったところ、本当に今は誰もラベルをつけて出す人はまずいない状況になりました。そういう部分を町会の方々にも徹底をしていくことも大事なのではないかなと。できるだけ潰すことによって、もっと収集量、場所もかさばらないということをもう一度徹底してはどうかなと思います。

また、ごみの焼却場の火事をきっかけに私も知ったんですけども、電池の出し方も電池の両側にセロテープを張って絶縁するということも書いてあるんですけども、本当に全然知らなかったなと、そこまで細くなかなか見ていないということもあって、それ以来、私も電池を捨てるときはきちっとセロテープで両方、プラスとマイナスをきちんと張ってから捨てているんですけども、こういったことも意外に、いつも皆さんに配ってくださっている中では小さくて見ていない人も多いかと思うので、ちょっとこれも予算がかかるかもしれないんですけども、新年度のときに1回だけでも大きなチラシ、同じようにごみの収集日程を書いている紙と一緒に挟んで、1年に1回でもやはりそういった部分、今言ったペットボトルを潰すことであったり、電池の出し方、そのことによって火災が起きるんだということを、ただそこをやってくださいと言うのではなくて、なぜやるのかというところがわかるように1回でも出してくださいと、市民の中でもやっぱり気をつけなければ

いけないなという思いになるのかなと思うので、その辺をもう一度周知していただければなということ要望して、私からの質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、橋本尚美委員。

**○橋本尚美委員** 無所属、橋本尚美です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、1つ目の質疑は、アリーナプロジェクトに関する質疑です。

まず、このP—P F Iという方法が新しい制度ということもあって、都市整備部長、そしてまた担当の職員の皆さんも、いろいろ調べたり、勉強されたり、御苦労されているかと思われま。

ちょうど1年前にも、私はこの市場調査に関する質疑をしまして、また一般質問でも、その金額に関することを壇上で申し述べました。今、調査を進めてくれている株式会社日本経済研究所という会社に何も特段印象を持っている、特別な印象があるというわけではないのですが、去年の段階でも単年度の調査だと思っていればまた来年度も行うということや、2カ年合わせると5000万円以上の調査費用ということもあって、大きな予算がかかる調査なのだなということは感じております。

アリーナプロジェクトに対する期待が大きいだけに、今回も質疑に取り上げることといたしました。

まず、最初の質疑は、今年度、平成30年度と来年度、平成31年度の委託業務の内容をお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 橋本委員からのアリーナプロジェクトについてのお尋ねにお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトにつきましては、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ることを目的に、現在、青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査業務を実施しており、アリーナの整備や管理運営に係る事業手法について検討しているところであります。今年度の調査業務では、学識経験者や公募市民などで構成する青森市アリーナプロジェクト有識者会議からの御意見などを踏まえながら、現状分析、課題整理、アリーナ及びその周辺の整備方針の概略についての検討、事業手法の検討などについて、平成31年3月29日までに取りまとめる予定としております。

来年度は、引き続き公募設置管理制度、いわゆるP a r k—P F Iを初めとする民間活力導入に向けた事業手法及び事業者選定方法の検討を行うこととしており、主な業務内容といたしましては、民間事業者の募集に必要な事業実施条件などを定めた要求水準書案について、民間事業者のノウハウを十分に活用するための条件設定等の検討。民間活力を導入した場合の市の財政負担やライフサイクルコストの検討及びそのために必要な仮の概略設計。事業実施予定者である設置等予定者を選定

するための評価の基準の検討。また設置等予定者と締結することとなる基本協定書や契約内容の検討など、民間事業者の募集条件や法的整理など詳細について検討することとしているところでもあります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

今の御答弁の中で、今年度は3月29日までの調査という工期が示されました。ちなみに、来年度の委託業務の業務期間をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

平成31年度に予定しております事業手法及び事業者選定方法の検討に係る委託業務の業務期間につきましては、現在、検討しているところでもありますので、業務期間についてはお示しできない段階です。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ということは、工期に関してはまだ検討中ということで、業務内容が定かなので当初予算に大体2700万円でしたか、その金額が設定されたということだと思います。

そこで、さらに質疑してまいります、その来年度の約2700万円という金額の算出の根拠をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

来年度の事業手法及び事業者選定方法の検討に係る委託業務に要する予算額につきましては2750万円を計上し、今定例会において御審議いただいているところでもあります。

その予算額につきましては、民間事業者からの見積もりを参考に、本事業に必要な調査費として計上したものであります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 民間事業者からの見積もりという、その民間事業者は、今、契約している株式会社日本経済研究所ということになるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

参考としている見積もりにつきましては、現在、調査を実施している事業者からの見積もりということでもあります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ただ、今、疑問が新たに生まれました。

来年度の委託業務先はどこに業者にするのかというのは全く白紙状態で、今年度プロポーザルで公募した同様の方法で決定するのかすら決まっていないということを知っているのですが、来年度の者が全く決まっていない中で、今現在の契約して

いる会社から来年度の予算の額を参考にするという、その理由をお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

先ほど申し上げた金額につきましては予算額ということで計上しておりますが、実際、契約する際にはまたそれぞれの契約方法によって、そこは適切に検討していくものというふうに考えております。

予算計上するに当たりまして、今年度調査が終了していない状況ですので、実際、調査を実施している者とそれ以外の者ということで、認識に違いも出てくるということも考えられますので、予算計上の参考としては今年度調査をしている者から見積もりを徴取したということでもあります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 もし仮に、続けて今の会社に随意的に継続して調査をしてもらうこととなった場合には、もっと安くしてくださいと、安く請け負ってくださいということを持ちかけていただきたいと要望いたします。

それで、今年度やっている会社に残って調査を依頼するかどうか、また新たに公募で、プロポーザルなどで募集をかけるのかどうか、その決定をするのはどこが決めるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

来年度の契約方法について誰が決めるのかということではありますが、市として決めていく——部署ということでしょうか。決める者としては市が委託をするわけにありますので、市として決めるということになります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 それはわかっていますが、何かの委員会とかで決めるとか、そういうことはないのですね。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

どういう手法を採用するかということは事業担当課のほうで判断をするということになりますが、指名競争であるとか、随意契約であるとか、そういったことについては委員会の中で、市の関係部局が入った中でそこは検討されていると考えておりますので、そこは特別にこの事業だけどうこうということではなくて、一般的な入札の手続に従ってやっていくということになるものであります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 わかりました。

入札とか契約とか全く、ちょっと私、疎いものですから、済みません。ちょっととんちんかん内容だったかもしれません。

それで、もう3月の半ば近くになるのですが、決定する時期も急がなければいけ

ないのではないかと思いますのですが、いつごろ来年度の業者に関してどうするのかを決めるのか、タイムスケジュール的なものはお持ちですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

来年度も引き続き調査をしていくわけでありますので、速やかに決定してまいらなければならないということは橋本委員御指摘のとおりであります。今の段階でいつまでにといいるところまでは申し上げられる状況にはないというところでありす。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 それでは、間もなく業務期間終了となりますが今年度の成果品というんですか、報告書は公表されるものでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトに係る現状分析や事業手法の検討状況につきまして、これまでと同様に調査の進展とあわせてお示ししてまいりたいと考えております。

なお、民間事業者のノウハウに関する内容や今後の事業者選定に影響を及ぼすおそれのある内容につきましては、お示しできない場合があることを御理解いただきたいと考えているところであります。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 わかりました。

お示しできないところがあるというのも事情が事情なので理解はできるものの、何となく中身がわからない買い物をするような感じで、最終的に来年度終わった時点では特別当たりさわりのない部分においては、私どもにもオープンにさせていただきたいということをお願い申し上げます。

それで、前の質疑のときは、他都市の事例を参考にしてという文言が、たしか御答弁の中にあっただかと思うのですが、同様のこのP—P F Iで、2カ年にわたる調査をした他都市もあったのでしょうか。それを参考にしたのかどうか教えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

民間活力の導入に当たりましては、橋本委員御指摘のように複数年にわたって調査を継続して実施するということは一般的だとは理解をしておりますので、そういう意味では、他都市でも委員御指摘のような事例はあると認識しております。

○藤原浩平委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 わかりました。

これから来年度に向けて、者を決定したりですとか、依頼をかけていきますが、

本当に結果が物を言うと思います。こういった調査を、ある意味大きな予算をかけてじっくりと、2カ年もかけてのことですので、もう本当に結果を心待ちにして、いい形でアリーナプロジェクトが進展していくことを祈る思いで見守っております。

それで私も、規模の大きさも違うし手法も違うので、全くもって比較にもなりませんと一笑に付されたのですが、県庁の青い森公園にコンビニがつけられたときには、わずか半年ぐらいの調査で250万円かからない調査だったんですね。もちろん、ここに引き合いに出すのもおかしな話なのですが、後学のためといいますか、あくまで参考のために、ああいう形でコンビニといいますか、一つのものを導入するとか、その場合には本当に小さな予算でも調査は可能なのだなと私も改めて聞きながら思いました。

このことにおきましては、これからまた要求水準書をしっかりとつくっていく方向に向けて調査が進んでいくということ、また有識者会議も開催されると思います。何とぞよろしくお願い申し上げて終わります。ありがとうございました。

もう1つの質疑は、地元の桜川のことです。

もうすぐ桜の季節を迎えます。数年前は、害虫、アメリカシロヒトリの被害が連続して、大変深刻で、その駆除にもたくさん予算を使っていたこともありまして、老木になってきているということで、手入れもしっかりとさせていただいております。また、伐採しなければいけないという老木もあって、最近も伐採された木もありました。お世話になっているということに、まず感謝申し上げます。

地元ということに関連して申しますと、「さくら館」という生協さんが並木通りに移ってきて、その裏通り、青森高校と筒井中学校の細い道路が暗くて危ないという要望の声が複数ありまして、来年度予算に街灯を設置していただけるという運びになったことにも感謝申し上げます。

それで、桜の並木の樹木の管理についての質疑です。

花の時期はいいけれども、害虫のことや、また葉っぱがたくさん落ちて、目の前にいらっしゃる方々は御苦労もあると聞いていて、地域の方々と一緒に葉っぱを拾ったり、お手伝いもしているという現状もあります。

桜川団地内の並木の維持管理は、今後どのようにして行われるのか質疑いたします。教えてください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 橋本委員の桜川の桜並木についての御質疑にお答えいたします。

桜川団地の桜並木は、昭和40年代の桜川団地造成の際、周辺住民が総出で植栽したもので、現在、桜川団地内には、団地内を南北に走る市道桜川1号線と東西に走る市道桜川3号線の桜川橋から福田橋までの区間に、合わせて214本の桜が植栽されており、桜の名所として市民に親しまれているところであります。

桜の維持管理といたしましては、職員によるパトロールを実施し、枯れ枝の除去、

病気やキノコにより腐食が進んだ枝の剪定や伐採を行っているほか、アメリカシロヒトリが大規模に発生する前の効果的な時期を見きわめ、防除のための薬剤散布を行うなど、維持管理に努めているところであります。

今後につきましても、樹勢の衰退などによりまして伐採する樹木がふえていくことが想定されますが、小まめな経過観察や樹木医の意見を参考にするなど、樹木点検を行いながら適切な維持管理に努めるとともに、地元地域の方々の御意見も聞くなどして、今後のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 橋本委員。

**○橋本尚美委員** ありがとうございます。

樹木医さんからの意見も聞きながらと御答弁にありましたように、根もかなり張っていて、本腰を入れて長寿命化といいますか、元気を保つためには、ますごと大きくして土も入れかえてとか、大がかりにやるのが健康状態には一番いいと、長生きもできるということも樹木医さんからは聞いているのですが、何せ予算もかかるということもあります。ただ、何とかいい形で将来的にしっかりと計画的に維持管理をしていってほしいと思います。伐採の後、そこに新たな若木を植えるとか考えていってほしいなという思いです。何と言っても桜祭り、年に1度の夜桜の祭りには、遠くからでもお客様が来て、私も現場に行って毎年お手伝いさせてもらっているのですが、年々盛大になっていっているように感じています。

それで、何とかこの桜を維持・存続できるように、今後も地元の方々の声を聞きながら計画をつくって確実に守ってほしいということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時からいたします。

**午後2時19分休憩**

---

**午後3時再開**

**○藤原浩平委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、赤平勇人委員。

**○赤平勇人委員** 日本共産党の赤平勇人です。

まず、あの3.11から8年を迎えました。犠牲になられた方には、心からの哀悼の意を表します。

それでは、質疑に入らせていただきます。

まず、岡田橋についてお聞きします。

私は今回、当初予算案を見て本当にかっかりしました。岡田橋が、本当に早く歩道橋の設置を求められていると思うんですけども、まず来年度の事業内容についてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 赤平委員の岡田橋についての御質疑にお答えいたします。

岡田橋は、二級河川新城川にかかる市道森林軌道廃線通り線の橋梁であり、橋長約 68 メートル、幅員約 6.5 メートルで歩道が設置されていないことから、自転車及び歩行者が路肩部分を通行している状況となっております。このため、市といたしましては、自転車及び歩行者の交通安全を確保する観点から、岡田橋に歩道橋を設置することが必要であると考えているところです。

これまで、その整備に向けた事前調査といたしまして、同橋梁海手側の河川堤防両岸での地質調査や同橋梁付近の河川測量を実施し、今年度は当該歩道橋の橋梁形式を選定する予備設計を実施しているところです。

予備設計を進めている現時点では、当該歩道橋について、現在ある岡田橋と同様に、河道内に 2 基の橋脚が必要となるものと考えております。このことから、来年度はまだ実施されていない橋脚設置予定箇所の地質調査を実施する予定でありまして、必要となる経費を平成 31 年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そうすれば、今まで橋の形として、橋脚があるものと、それから橋脚がないものと、アーチ型のものというような 3 つの案があったと思うんですけども、その中で橋脚があるものに決まった、こういうふうに橋の形が決まったというふうなことはわかりました。

ただ、来年度は地質調査を行うということなんですけれども、地質調査以外、その先の詳細設計というのは入る予定があるんでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

詳細設計について入る予定があるかということですが、現在、橋梁形式を選定する予備設計を実施している段階でありまして、来年度は橋脚の設置予定箇所の地質調査を予定しております。それ以降の詳細設計や工事のスケジュール等については、まだお答えできる状況にないということを御理解願いたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** この間、例えば平成 29 年 9 月定例会中には、一日も早く歩道橋を



設置してほしいと 910 筆の署名が市長に提出されました。そして、この岡田橋の問題は、多くの議員が取り上げて、もう 15 年以上もたつ問題となっています。

先日お話を聞いたところ、初めて質疑したのは、予算特別委員会の中で大矢委員が取り上げたということだったんですけれども、本当に多くの人から早く設置をしてほしいというふうに求められているものです。

いつまでに供用開始をすとか、そういうような目途はあるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

いつまでに供用開始というような具体的なスケジュールについては、現在お答えできる状況にないということを御理解願いたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** たまたまホームページを見ていたら見つけたものなんですけれども、2017 年 5 月 18 日に受け付けになっている、岡田橋に歩道をつくってほしいという要望が 10 代の男性から寄せられています。ちょっと読みます。

「私は通学時、油川地区の岡田橋を通ります。北高生の半分以上は岡田橋を通りますが、歩道がなく危険です。大型トラックも多く通り、紙の工場やトラック整備工場、少し離れたところには電柱を積むトラックの会社、十和田観光電鉄の事業所などがあります。毎日通るからこそ、危険だということがわかるんです。事故があった場合、市が責任をとりますか。とりませんよね。一市民として怒っています」というような意見も寄せられています。

これまで、先ほど例えば地質調査を行ってきた、河川の測量を行ってきた、平成 30 年度には予備設計を行ったというようなお話がありました。私もちょっと、この間の議事録も見ながら調べてみたら、平成 28 年に地質調査を行って、平成 29 年に河川測量をやって、平成 30 年にやっと予備設計に入ったというふうな状況です。

議事録を見ると、以前は答弁の中でも、スピード感を持っているような答弁なんかも感じられたと思うんですけれども、危険性や急ぐ必要性について、市は今どのようなことを考えているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

岡田橋の歩道橋の整備につきましては、交通安全確保の観点から必要であるというふうに考えておりますことから、今回も平成 31 年度の予算案に必要となる経費を計上しているところです。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 繰り返しになりますけれども、さっき寄せられたような高校生だとか、それからあの橋を道路として使っているドライバーの方からも、何回も聞いているとは思いますが、危ない、本当にいつ事故が起きてもおかしくないという声が 15 年以上も寄せられているということをもっとよく、ぜひ受けとめて

ほしいなと思うんです。

そもそもなぜ急がれるのかというと、悲惨な事故の危険性が、あそこでいつ起こってもおかしくないから急がれているわけです。スピード感をぜひ持って、一日も早く岡田橋に歩道橋を設置してほしいと思います。

ちょっともう1点だけ聞きたいんですけども、詳細設計に入る時期については、まだ示すことができないということなんですが、詳細設計に大体幾らぐらいの予算が必要だと判断しているかお答えください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

詳細設計に幾らぐらいの予算が必要かというような御質疑ですけれども、現在は、3つの案の中でどういう橋梁形式になるか詳細についてはまだ確定しておりませんので、詳細設計につきましても、橋梁形式が確定しないと、その金額が出ないものですから、またお答えできる状況にはないと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** わかりました。

前回、昨年の中4回定例会の一般質問の中でも要望したことですけれども、ぜひもっとスピード感を持って、一日も早く岡田橋に歩道橋をかけることと、それから、かける際に、これから詳細設計の中で検討していくことだと思っておりますけれども、安全に通れるということを確認するためにも、ぜひロードヒーティングを設置することあわせて要望して、この岡田橋については終わりたいと思います。

次に、子どもの遊び場について、公園について質疑をします。

平成30年度当初予算において、ちびっこ広場及び児童遊園に係る予算額が増加しておりますけれども、この理由についてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 赤平委員からのちびっこ広場、児童遊園についての御質疑にお答えいたします。

本定例会に提案し、御審議いただいております平成31年度当初予算において、ちびっこ広場管理事務は613万7000円、児童遊園管理事務は788万7000円を計上しており、平成30年度当初予算と比較し、ちびっこ広場管理事務においては278万9000円、児童遊園管理事務においては608万3000円の増額となっております。

予算の増額となった理由といたしまして、ちびっこ広場管理事務では、巡回における点検により、子どもたちの安全の確保に支障を来すおそれがある遊具等について、平成30年度は八甲田大橋ちびっこ広場及び原別ちびっこ広場の滑り台計2基を更新し、平成31年度は松森福田ちびっこ広場の滑り台1基及び奥野第二ちびっこ広場のブランコ1基を更新予定であるほか、地域の環境保全のために樹木を伐採・伐根するための経費を予算計上したことによるものであります。また、児童遊

園管理事務も同様に、子どもたちの安全確保のため、平成 30 年度は千富児童遊園の滑り台 1 基及び新井田児童遊園の鉄棒 1 基を更新し、平成 31 年度は滝内児童遊園の滑り台 1 基及び油川児童遊園のブランコ 1 基を更新予定であり、加えて大矢沢児童遊園の外柵設置工事及び千富児童遊園の外柵修繕工事に係る経費を予算計上したことにより、それぞれ予算額が増額となったものであります。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 巡回をそれだけやっているから、更新されるんだなというふうに認識しております。

ただ、私が大事だなと思うのは、もちろん後で述べますけれども、公園自身が余りにも少ない富田地域にどうやってふやせるかということもそうなんですけれども、同時に今ある公園をいかに減らさないか、機能を失わせないかということも重要だと思うんです。

ちびっこ広場については、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、町会などで組織される広場管理会が主体となって管理運営するというような施設になっているわけなんですけれども、管理自体が限界だったりとか、あるいは負担になっているということも場合によってはあり得るんじゃないかなと思います。

広場管理会から遊具や樹木等の維持管理についての相談があった場合、市としてどのような対応をとっているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。ちびっこ広場の管理自体が限界、負担になっているのではないかのお尋ねです。

ちびっこ広場につきましては、あくまで町会等で組織される広場管理会が主体となって管理運営する施設でありますことから、一義的には広場管理会が対応していただくものと考えております。

なお、既に設置しております遊具等の老朽化に伴う遊具等の更新や樹木の管理等の環境整備につきましては、利用者の安全管理上支障がある場合において、市が対応することとしております。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 相談には乗ってくれるという御答弁だったと思います。

もう 1 つ聞きたいんですけれども、ちびっこ広場が、いよいよ広場管理会ができないというふうになった場合はどうなるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。広場管理会が管理が困難となった場合はどうするのかのお尋ねです。

ちびっこ広場は、先ほども御答弁申し上げましたけれども、広場管理会によって運営される広場でありますことから、維持管理は広場管理会が行うことが原則と認識しております。

広場管理会の管理が行き届かなくなった場合には、利用児童の安全確保に係ります緊急の対応は市によって行うこととなりますけれども、管理が行き届かない状態が継続するような状況であれば、広場の廃止も含めて広場管理会と協議していくこととなるものと考えております。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 別に数字は示さなくてもいいんですけども、こうした今御答弁にあったような形で、実際に廃止されてしまったというような広場というのは、あるかないかだけでもお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。ただいま申し上げたような例があるのかとのお尋ねです。

現在、ちびっこ広場は48カ所あります。ここ二、三年でかなりの数が減ってきているのは市としても認識しております。その廃止してきている理由というのが、広場管理会として、管理している方々の高齢化に伴って管理できないとか、あとは子どもの利用が少なくなっているとかというような理由が、ほぼほぼそういう形の理由となっております。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** なかなか公園、遊び場をふやすことは難しい一方で、減るのは簡単と言えばあれですけども、自然に減ってしまうというような状況はあると思うんです。市は遊ぶ場の重要性や確保については、こうしたことも踏まえてどのように認識しているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。市が、ちびっこ広場がなくなっていることをどう考えているのかとのお尋ねです。

市としては、これまでも本市のあすを担う世代を育むために、子どもの発達や育ちを促す子どもの遊び場の確保にこれまでも努めてきたところであり、今後も子どもを取り巻く環境変化を適切に捉えて、子どもの遊び場について考えていくべきものというふうに認識しております。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私も全く同じように考えます。今は、今ある公園をどう減らさないかというような話だったんですけども、それこそ去年の第4回定例会の中でも一般質問で取り上げましたけれども、公園をいかにふやすかということも必要な地域があると私は思います。

私が今、住民から要求を聞いて必要だなと思っているのは、前回も取り上げたように富田地域なわけですけども、まず改めて確認ですけども、これは公園河川課の所管になっているので、そちらのほうにお聞きしますけれども、開発緑地と都市公園についてです。

前回の一般質問でも取り上げたんですけれども、開発緑地を都市公園として切りかえることは制度上可能かどうかお答えください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

開発緑地を都市公園に切りかえることが可能かどうかという御質疑ですが、一般的には、開発緑地は開発に伴って、地域の皆様に利用していただくということの目的でもって設置されたものです。一方、都市公園につきましては、範囲が広範囲に及ぶような近隣公園だとか、地区公園だとかというようなところで、基本的には範囲がもっと大きくなってくるといようなこともありまして、当初からの開発目的とその目的が異なることから、基本的にはそのような開発緑地を都市公園にといようなことは、これまでしておらないところです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** これまでしてこなかったというのはわかったんですけれども、制度上不可能ではないということによろしいのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

制度上、可能か不可能かというふうなことではなくて、開発して設置された目的が違うということから、これまでしておらないといようなことです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 目的が違うので、できないわけではないんだろうけれども、目的が違うということなんですけれども、制度上不可能ではないのであれば、33カ所も富田の地域には開発緑地があるわけです。前例はないにしても、制度上不可能ではないのであれば、一部でも都市公園として整備するべきだと私は思います。

また、富田地域には児童遊園がそもそもゼロというふうになっています。児童遊園は、設置運営要綱の中で、設置場所について、児童遊園は、児童の居住する全ての地域を対象に、その生活圏に見合った設置が進められるべきであるが、当面、児童の遊び場が不足している地域に優先的に設置することとするというふうに記載されています。

そこで、認識の確認ですけれども、富田地域には、前回の質問でも言ったように、10歳以下の子どもたちが650人以上暮らしています。そこに遊具があるような公園は3カ所しかありません。児童遊園はゼロです。この地域に児童遊園は足りないといような認識はありますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

富田地区に子どもの遊び場が足りないという認識があるのかとのお尋ねですけれ

ども、今現在、ちびっこ広場2カ所、あと都市公園1カ所という形で3カ所設置されておりますので、そのような認識はありません。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私は、そこの根本から認識を変えるべきじゃないかなと思います。現に、前も言ったように、アパートの駐車場で肩身の狭い思いをしてボール遊びをしたりとか、そういう子どもとかというのは、ほかの車にボールをぶつけちゃいけないとかというふうに物すごく気を使って遊んでいるわけですね。道路だって狭いわけですので、道路で遊ぶことだって、もちろん通常でもだめなわけですがけれども、道路に飛び出すようなことだって本当に危ないわけだし、私が聞いたところだと、空き地なんかがあって、売り地とかでも、子どもたちがそこで肩身をそれこそ狭くして遊んでいるんだけれども、富田の地域はなかなか人気の土地のようですから、すぐに家が建ってしまう、去年まで遊べていたようなところが、もう遊べなくなってしまうというような状況があるわけです。

そもそもの基準というようなものがないからいけないというところもあるんですけど、認識を改めてほしいなということを述べて、この遊び場については終わります。

次に、合葬墓について質疑をしたいと思います。

まず、合葬墓について、今後のスケジュールについて改めて確認したいと思えますけれども、今後のスケジュールについて教えてください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。

手元に資料がありませんので御容赦いただきたいのですが、今後のスケジュールということですが、現在、各議員にお諮りしております平成31年度当初予算案に、平成31年度に実施したいと考えております合葬墓についての建設工事費のほうを計上しております。その工事につきましては、平成31年度中に終わるような形にしたいと考えております。

現在のところお話しできるスケジュールというのは、これまで同様変わりありませんで、供用開始のほうは「平成31年度青森市当初予算（案）主な取組」のほうにも書いておりますが、平成32年度供用開始ということで、かねてより御説明しておりますものと何ら変わりはないものです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私が今回、気になって聞きたかったのは、スケジュールは平成31年度、来年度建設を始めて、平成32年度供用開始を目指すということはわかりました。

聞きたかったのは、資格要件や募集の時期についての検討状況というようなものは、その後どうなっているのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** これにつきましても、かねてよりお話ししておりますが、資格要件については、青森市霊園条例施行規則、そういったもので定めるべきものと考えており、現在、それにつきましては、他市の状況等も調査した上で検討しているところです。

募集方法につきましても、これまで市議会のほうに御答弁申し上げておりましたが、けれども、募集方法については他市での状況、県内のところでも既に募集しているところもあります。県外の状況も見た上で検討している状況です。

具体的に、今この場でどのような形でできるのかというところまでお話しできる状況ではありませんことを御理解ください。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** わかりました。もし決まっていたら示してほしいなというふうに思って質疑を行いました。

工事がこれから始まるということで、市民の関心はますます高まることが予想されます。前回は答弁の中で、去年の12月ごろの段階で、もう300件ぐらいの合葬墓についての問い合わせというのがあると答弁があったと思うんです。

先日、2月28日付の毎日新聞で、弘前の合葬墓についての報道がありました。合葬墓の生前受け付けに、募集枠の2.5倍の市民が殺到したと報道されています。そして、問い合わせも160件あったといたします。

これからますます関心が高まるということもあるので、市民の意見もよく聞いて行うようにしてほしいということと、資格要件なんかも決めていってほしいということと、それから資格要件や募集時期については、余りぎりぎりになってから公表するというのではなく、ある程度余裕を持って公表してほしいなと思います。合葬墓については、以上で終わります。

次に、駅前庁舎の駐車場について質疑を行います。

アウガ駅前庁舎駐車場の柱には、車が接触したような痕跡がよく見受けられるなというふうに、この間思っておりました。実際、多くの利用者からも、あの駐車場は狭くて使いづらい、柱にこすった車を見たことがあるというような声も寄せられています。

駐車場内において、利用者の安全を図るために対策を講じてもらいたいと思うんですがいかがでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 赤平委員の駅前庁舎の駐車場についての御質疑にお答えいたします。

駅前庁舎には、アウガ駐車場522台、青森駅前公園地下駐車場96台の合わせて618台の駐車スペースがありまして、市民の皆様にご利用いただいているところで

す。

これら駐車場につきましては、これまでも出入り口への整理員の配置や誘導看板の設置、臨時料金精算所の設置のほか、利用頻度が高く特に注意が必要と思われる箇所には緩衝材を設置するなど、駐車場利用者が安心して安全に利用できるよう取り組んできたところです。

今後におきましても、利用者が安全に利用していただけるよう、利用状況に応じて適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** ぜひ、こうした声があるということ踏まえて、対策を講じてもらいたいと思うんですけども、このほかにも駐車スペース自体も狭くて、特に回り方でいえば、内側の駐車スペースに車を3台とめるようなところは、普通車が3台とめれば、ドアをあけるのもやっとなどというようなことも言われています。

こうした立体駐車場では、ほかの場所ではよく設置されているような、例えば対向車が来たらブザーや点灯で知らせるようなことなどの改善もあってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、そういうことはどうでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 駐車場内の安全対策、警告灯のようなものの設置についての御質疑にお答えいたします。

駐車場内の安全対策といたしましては、カーブ部分についてはカーブミラーを各階に設置しておりますほか、利用頻度の高い2階から3階部分にかけては、赤平委員御指摘の警告灯を設置しているところです。

先ほども申し上げましたけれども、これまでもこのような対応をしてきたところであり、今後につきましても適宜対応してまいりたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** ぜひ改善を進めて、誰もが利用しやすいような環境づくりを進めてほしいということを要望しまして、駅前庁舎の駐車場については終わります。

最後に、地域要求について、信号機の設置について質問をしたいと思います。

まず初めに聞きたいのは、いろんな人から地域要求として、ここの交差点が危ない、あそこの横断歩道に信号機を設置してほしいというような要望はいろいろあると思うんですけども、来年度の信号機の新設予定というのはあるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 交通安全所管の市民部からお答えいたします。

御存じのとおり、信号機につきましては市が設置するものではなく、青森県警察のほうが県内全体の要望等を踏まえた上で設置箇所を決めております。

以上でございます。



**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そうすれば、ぜひ市のほうから県警のほうに要望をしてほしいことがあります。

新青森駅から高架橋沿いを南に向かった大字三内字沢部 339—12 にあるローソン三内沢部店の交差点は、信号機もミラーもない上に見通しも大変悪く、事故もこの間、実際に起きています。付近の住民からは、見通しが大変悪くて車と接触事故を起こしたと、早くあそこを何とかしてほしいという声も上がっています。

また、朝は通勤にも使われる道路であって、学校に通う生徒も実際にここを使って登校しています。

ここに信号機を設置するべきだと思うんですけども、そういったことを県警のほうに要望してほしいと思いますがいかがでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。

市といたしましても、交通安全のためにも信号機のほうが設置されていないところで必要と思われるところにつきましては、県警のほうに要望したいと考えておりました。これまでも毎年度、町会長さんですとか学校関係者などから御相談を受けたものにつきまして、交通診断というものを実施しております。

交通診断につきましては、信号機の場合は青森署や町会連合会、また設置者、あとは道路管理者、生活安心課、こういった関係者のほうが一堂に現場に集まりまして交通診断し、必要に応じて秋にまた判定会のほうなどを踏まえまして、その結果をもとに、青森警察署などに要望しているものです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** わかりました。

ここは設置されるべきものだと思うので、引き続き、地域の人とも一緒になって一日も早く設置されるように私自身も頑張りたいし、市のほうもそういった認識でいてほしいなと思います。

もう1つ、地域の要望なんですけれども、油川市民センターについてです。

この入り口に、緩やかな階段とスロープはあるんですけども、一方で手すりがない状況です。敬老会などで利用する場合、高齢者からは、階段は低いけれども、手すりがないと転びそうになるというような声が寄せられています。

油川市民センターの入り口に手すりをつけるべきだと思いますがいかがでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 油川市民センターの施設に関連した御質疑にお答えいたします。

油川市民センターに限らず、市内の市民センターについてはそれぞれ施設のほう、

また担当部局のほうで確認に当たっておりまして必要な対応をしてきておりますので、今後においても同様の対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そうすれば、ぜひ現地を確認した上で、利用者の声なんかも聞きながら、設置が必要だと私は思うので、設置の方向に向けて進めていってほしいということを述べて、私の質疑を終わります。

**○藤原浩平委員長** 次に、中田靖人委員。

**○中田靖人委員** 自由民主党、中田靖人です。

8年前のきょう、東日本大震災が発生しました。先ほど2時46分に、1分間黙禱をささげました。被災された全ての皆様に哀悼の意、またお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質疑に入りたいと思います。

平成30年度青森市病院事業会計補正予算(第3号)に関連して質疑をしてまいります。

平成30年度収支決算見込みを踏まえ、市民病院が平成32年度に黒字化するまでの収支見通しをお示しください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 中田委員の平成32年度黒字化までの見通しについての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、平成29年度決算において資金不足比率が10%を超えたことに伴い、平成30年度の企業債の申請に当たって、平成32年度の経常収支の黒字化を目指す方向で県と協議を進めてきたところであり、その協議に当たり、収支計画では、平成30年度の病床利用率77%、経常損失約3億8800万円。平成31年度の病床利用率79%、経常損失約300万円。平成32年度の病床利用率82%、経常利益約1億6600万円と見込んだところであり、平成32年度の黒字化に向け、「青森市公立病院改革プラン2016—2020」及び『青森市公立病院改革プラン2016—2020』の加速化に向けて」に掲げた各種方策を具体化し、推し進めているところであり、

平成30年度における具体的な取り組みにつきましては、10月1日から病床数を459床に見直し、がん対策の充実・強化を図るためのがん診療支援室の設置、医療従事者の活動をサポートするため、気軽にコミュニケーションできるラウンジの設置、医療安全管理室の執務環境の改善、特別室のリフォームなどの取り組みを進めてきたところであり、さらに、収入確保や経費削減に向けた取り組みとして、診療単価増に向けた新規加算の取得、紹介患者獲得に向けた医療機関への訪問活動の強化、ベンチマークを活用した薬品や診療材料のコスト削減、薬品や診療材料の使用品目の集約化などに取り組んでいるところであり、さらに現在、中央待合ホールにおける照明のLED化等や小児科キッズスペースの改修を進めているところで

あります。

現時点での平成 30 年度決算見込みにおいては、2月中旬にかけて市民病院の一部病棟での入院患者さんのインフルエンザ罹患者の急増に伴い、インフルエンザの蔓延を防止し、入院患者の安全を確保するため、入院制限、手術延期などを余儀なくされたことなどの影響もありましたことから、入院につきましては、病床利用率は 66.7%、患者数は 11 万 1771 人、診療単価は 5 万 7198 円と見込み、入院収益は約 63 億 9300 万円、外来については、患者数は 18 万 7335 人、診療単価は 1 万 1587 円と見込み、外来収益は約 21 億 7100 万円、入院収益と外来収益を合わせますと約 85 億 6400 万円と見込み、経常損失は約 6 億 900 万円と見込んだところであります。

平成 31 年度における新たな取り組みといたしましては、妊婦さんのプライバシーに配慮した快適な入院生活を送っていただくための産科病室の改修、助産師による健康教室の開催、現在行っていないお祝い膳、胎児超音波画像の提供、診療報酬上の経営課題の見える化を図る経営分析システムの導入などにより、患者さんの療養環境の向上を図るとともに、収益構造の検証による経営改善に取り組むこととしております。このほか、病床を効率的に運用するためのベッドコントロールや救急搬送患者さんの応需率を上げる取り組みなどによって病床利用率を向上させ、入院収益の増収を図っていきたいと考えております。また、夜間救急診療体制の強化をするため、現在、オンコール対応となっております診療放射線技師等の救急対応について、4月からは準夜勤務体制を導入することにより、救急搬送における迅速な検査対応を図るなど、院内一丸となって病院改善に取り組んでいくこととしております。

今後の収支計画につきましては、平成 30 年度決算を踏まえて県との協議の中で調整していくことから、現時点ではお示しすることができる状況にはないものの、平成 32 年度の経常収支の黒字化については簡単に達成できるものではないと承知しております。市民病院の長年にわたる黒字からの転換に向けた改革は始まったばかりであり、自立した経営に向け、不断の努力を続けてまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 御答弁ありがとうございます。

ただいま収支の見通しを御提示いただきましたけれども、市民病院と浪岡病院、合算での黒字化なのか、それともおのおのなのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

合算での黒字化なのか、それともおのおのかということでもありますけれども、病院事業会計における自立した経営に向けて、まずは市民病院の黒字化を目指すこととしております。その後、浪岡病院と合算した病院事業全体で黒字化を目指すこととしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** まず市民病院での黒字化を目指して、その後に浪岡病院も黒字にしていくようにすると。しばらくの間は、黒字を目指すというのは青森市民病院であるということだったと思います。

それでは、市民病院について確認していきたいと思いますけれども、一般質問でも奈良岡議員のほうからもありましたが、資金不足比率について確認していきたいと思いますけれども、こちらの算定方法というのを簡潔にお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

資金不足比率の算定方法ということでありまして、資金不足比率は、公立病院などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化して、経営状態の悪化の度合いを示すものであります。

病院事業における算定方法ですけれども、資金不足額を入院・外来収益などの医療収入で割り返して算定した比率となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** ただいまの御答弁でわかりましたけれども、資金不足額というのは、病院の経営状態の悪化度合いを示すものだということの答弁がありました。また、この資金不足額というのは、流動資産マイナス流動負債イコール不良債務額となるかと思えます。

それでは、次に進みたいと思いますけれども、ただいまお示しがあつたように、経営状態を凶る一つの指標として資金不足比率というのがあるかと思えますけれども、青森市民病院の現在の資金不足比率を改めてお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市民病院の資金不足比率でありますけれども、市民病院の平成 29 年度決算の資金不足比率は 11.1%となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** それでは、平成 30 年度の 3 月補正案での見込みでの資金不足比率をお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 平成 30 年度の 3 月補正予算案における資金不足比率でありますけれども、市民病院は 15.1%となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** ことし、見込みですけれども、11.1%から15.1%に資金不足比率は上がってきているということが今わかりました。

それでは、この資金不足比率ですけれども、この資金不足比率が20%以上になりますと、企業債の申請時に経営健全化計画を総務省に提出しないといけないということになるそうですけれども、現在の市民病院と浪岡病院の状況をお示してください。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 現在の資金不足比率でありますけれども、市民病院につきましては先ほど申し上げましたように15.1%、浪岡病院につきましては94.8%、病院事業全体が19.8%となっております。

以上でございます。

○**藤原浩平委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** 見込みの数字でありますけれども、市民病院が15.1%で浪岡病院が94.8%、合算での資金不足比率は19.8%ということで、ぎりぎり20%を下回っている状況であることがわかりました。

今定例会に追加提案されております基準外繰出金の1億円、この原因と根拠をお示しいただけますか。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○**木村文人市民病院事務局長** 基準外繰出金の1億円の原因と根拠でありますけれども、追加提案の補正予算案につきましては、入院患者のインフルエンザ罹患者の急増に伴い、その影響分を一部反映させた平成31年1月末までの実績及び2月以降の影響を見込んだ決算見込みにより、歳入につきましては、入院患者が年間で約3800人減少する見込みになったということの影響と、入院収益につきましては、その影響によりまして約3億2800万円の減少を見込み、外来も含めました診療収入は約3億1600万円の減少を見込み、収益を下方修正したところであります。

支出につきましては、精査の結果、給与費が約8600万円、診療材料費が約8700万円の減少が見込めることとなったことなどの影響によりまして、経常費用では約2億1000万円の減となり、収支差し引きの経常損益の赤字が約1億600万円増加するという見込みになったところであります。

この経常損益の約1億円の赤字拡大により、資金不足額が1億円程度増加し、資金不足比率が病院事業会計全体で経営健全化基準の20%を超える見込みとなりましたことから、経営健全化団体とならないように、1億円の基準外繰入金を一般会計から措置するよう追加で補正するものであります。

以上でございます。

○**藤原浩平委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** インフルエンザという突発的なことが起きて、売り上げが想定したよりも減ったと。それを20%を超えないようにするための措置として、基準外繰り出しとして1億円を今回出すということでした。

病院事業会計の3月補正は今回2回目になりますけれども、1回目の基準外繰り出しの原因と根拠をお示しいただけますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

1回目の補正の原因と根拠ということでもありますけれども、現在、建てかえ事業を進めております浪岡病院におきましては、これまでも施設の老朽化や常勤医師の退職等により、入院及び外来収益が減少してきたところであります。今年度は、平成30年9月末日をもって閉鎖いたしました精神神経科の病棟の入院患者さんについて、昨年度から注力してきました地域移行支援によりまして、退院完了時期が当初予定しておりました平成30年9月から平成30年4月に前倒しになったことや、平成30年5月から常勤内科医師が1名、産休及び育休を取得していることなどもありまして、入院・外来ともに患者数が落ち込み、その収益が当初見込みより大幅に減となったものであります。現状は、老朽化の進む現浪岡病院から新浪岡病院までの移行に向けた過渡期であるものと考えております。

この浪岡病院の入院及び外来収益の主な要因といたしまして、病院事業会計全体での資金不足比率が経営健全化基準の20%を超える見込みとなったことから、経営健全化団体とならないように、浪岡病院に対しまして基準外繰入金として2億円を一般会計から繰り出しを行うものであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中田委員。

○中田靖人委員 その金額をお示しいただけますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 金額ということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）1回目の補正の額ということで、一般会計から2億円の繰り出しであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中田委員。

○中田靖人委員 先ほどの答弁は、要は浪岡病院のほうの収入が想定よりも減ったと。それで、経営健全化団体に落ちないようにするためにも、一般会計のほうから2億円、基準外繰り出しで1回目に出したと。そして今回は2回目、インフルエンザが原因となって追加でまた1億円出したと。合計でいうと、3月補正で3億円、浪岡に2億円、市民病院に1億円ということで、基準外繰り出しが出されている現状であるということがわかりました。

過去にもこのような緊急の繰り出しというのはあったんでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 過去にも緊急の繰り出しがあったかという御質疑でありますけれども、平成29年度の3月補正におきましても、市民病院、浪岡病院

が資金不足により経営健全化団体とならないよう、資金基盤の安定化を図り、経営改善に向け着実に歩みを進めていくために、2億円の基準外の繰り出しを出していただいたところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 昨年3月補正でも2億円の基準外繰り出しを出していると。その2億円の基準外繰り出しを出す理由は、経営改善に向けて着実に歩みを進めていくために、そのお金を繰り出ししたということですが、先ほどの平成30年度の実績の数値を見ても、着実な歩みが進められているのかなというところに大きな疑問がありますし、この点については指摘せざるを得ないのかなと思います。

それでは、次の質疑に行きますけれども、過去3カ年の一般病床の稼働率をお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の質疑にお答えいたします。

過去3カ年の一般病床の稼働率ということでありまして、市民病院の一般病床の病床利用率につきましては、病床削減前の538床ベースで、平成27年度が63%、平成28年度が59.9%、平成29年度が57.9%となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 過去3年間での比較でしたけれども、年々稼働率が下がってきているということがわかりますけれども、わかればいいんですが、これは通告していませんでしたけれども、何床か減らしたということですが、その減らした分で病棟勤務の看護師を何人か減らしたということはあるんでしょうか。わかればいいです。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

病床削減により看護師の数も減らしたのかという御質疑でありますけれども、病床削減に当たりましては看護師の労力までに至らない削減でありましたので、看護師の人員に関しては削減はしておりません。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 病床のベッドの稼働が減っている中で、着実な経営の再生を進めていくという中では、人件費の経費の見直しもしていかななくてはならないのかなと思いますので、そのあたりはこれからの経営再生計画の中に反映されていこうかと思っておりますので、その点は指摘しておきたいと思っております。

続きまして、浪岡病院について質疑をしますけれども、今回の建てかえをするに当たって黒字に向けた経営計画をつくっているのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 浪岡病院で経営健全化に向けた計画をつくっているのかということでもありますけれども、平成 30 年度の企業債の申請に当たって作成しました収支計画では、新浪岡病院の開院を 2021 年 4 月とし、開院 2 年目の 2022 年度では経常損益が黒字となる目標としておりますものの、資金不足解消に向けましては、一定期間の一般会計からの繰り出しが必要となるものと見込んでおります。  
以上でございます。

○藤原浩平委員長 中田委員。

○中田靖人委員 平成 32 年度までの黒字を見込んだ経営計画をつくっていくということでしたけれども、一定期間の間は一般会計からの繰り出しはしていきますよということでした。病院を維持する以上は、本体のほうは面倒を見ていかないといけないということはあるんでしょうが、ただ、先ほど一番最初の答弁で、最初に市民病院の黒字を目指して、その後に浪岡病院の黒字も目指していくというのであれば、基本的には自立経営を目指すということをこれまで市も答弁しておりますので、そのあたりもしっかりと踏まえた上で経営計画の策定をしていただきたいということで次の質疑に行きますけれども、医師は何人置く計画でしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

新浪岡病院の常勤医師の配置につきましては、平成 30 年 4 月に策定いたしました新浪岡病院建設基本構想におきまして、平成 30 年 4 月 1 日時点での常勤医師数に基づき、内科医 3 人、外科医 1 人、精神神経科 1 人の 5 名としたところであります。

ただし、精神神経科の常勤医師につきましては、平成 31 年 3 月末日での異動が決定しており、その後任は非常勤医師の予定でありますことから、現時点における新浪岡病院の常勤医師については 4 名ということになります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。

精神神経科の常勤医師については異動が決定しておるので、後任で非常勤を予定していると。現時点では 4 名ということでした。

確認ですけれども、精神科の精神病床は廃止されたんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

精神病床をなくしたのかということでもありますけれども、平成 30 年 9 月末をもちまして廃止しております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 中田委員。



**○中田靖人委員** 平成30年9月末で廃止しているということであれば、私、この部分については、つくしが丘病院とか、弘前市、五所川原市、こちらのほうにも精神科はありますので、人件費のことを考えると、そのあたりのほうに対応してもらおうという考え方をしてもいいのかなということで、御指摘しておきたいと思います。

それでは、収支見込みが立つのかどうかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 収支見込みは立つのかという御質疑でありますけれども、平成30年度の企業債の申請に当たりまして作成いたしました収支計画では、浪岡病院の開院を2021年4月としておりますけれども、まずは入院及び外来収益につきましては、浪岡地区の人口減少を踏まえた患者数の推計に基づいております。

入院につきましては、建てかえ効果や地域の医療・介護施設との連携強化による患者増加を見込んでおり、開院1年目では一般病床35床に対する病床利用率を約87%、入院収益は約3億6000万円と見込んだところであります。

外来につきましては、開院1年目の外来患者数を約4万人、外来収益は約2億6000万円と見込んでおります。

また、費用につきましても、医療規模・機能に見合った職員の適正配置による人件費の見直しや材料費の価格交渉、新病院の建てかえ財源として県の地域医療介護総合確保基金を活用するなど、各種費用の削減に努めた結果、開院2年目から経常損益が黒字となる目標としているものの、資金不足解消のためには一定期間の一般会計からの繰り出しが必要となるものと見込んでおります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** さまざま手だてを講じますけれども、一般会計からの繰り出しがあつて初めて経営が成り立っていくという状況には変わらないのかなと思います。

それでは、市民病院のほうの経営コンサルタントについて質疑をいたします。

青森市民病院に病院経営のコンサルタントが入っているということで、契約されておるようですけれども、このコンサルタントの業務内容と提案された経営改善策についてお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

市民病院の経営コンサルタントの業務内容と経営改善策という御質疑でありますけれども、市民病院における経営コンサルタントの業務につきましては、経営改善策提案業務、病床再編に係る提案・助言、総合医療情報システムの更新に係る提案・助言、病院運営にかかわる支援、医療機器及び医療材料費の削減にかかわる支援、青森市民病院管理会議及び院内委員会への出席・助言、その他病院運営上の課題解決に当たっての具体的な助言・支援及び院内調整などとなっております。

具体的には、看護局の事務の効率化による時間外削減に向けた提案であったりとか、新規の診療報酬加算についての助言や、そのための調整であったり、紹介患者獲得に向けた地域医療連携機関等への訪問活動等の具体的な提案、その他収入増、経費縮減に向けた院内各局との調整などを行っていただいております。

なお、毎月1回開催しております院内の管理会議におきましても、出席いただいているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 大きく7つぐらい柱になることをコンサルタント業務としてやっていただいているということでしたけれども、このコンサルタントとの契約期間と平成30年度の契約額をお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

コンサルタントの契約期間と契約額ということでもありますけれども、現在のコンサルタント業務契約受注者は、平成28年度から単年度契約を行っております。平成30年度は税込みで1630万6056円となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 平成28年度からということで、3年、単年度契約で約1600万円ということでした。

このコンサルタントを導入したメリットというのをお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** コンサルタント導入のメリットということでもありますけれども、診療報酬の基準を満たし、収益を上げていくためには、やはり専門的知識を持った者が必要であります。また、医師を初めとした医療関係者をつなぐことが重要だと考えております。そういった知識と院内調整を迅速に行っていくという観点から、そしてまた経営改善を進めていくという観点から、コンサルタントは必要だと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 中田委員。

**○中田靖人委員** 病院経営というのは大変専門知識を要するというので、コンサルタントの方が入って、客観的に分析をして提言していくというのは大変必要だというふうには私も思います。職員の方も何年かすると入れかわっていくという中では、現場のほうにおいて経営というところを、じゃあ誰が担うのかとなったときに、その担いをコンサルタントがしていかななくてはならないということになるかと思っております。

今回、市民病院のこと一本でいろいろ聞いてまいりました。一般質問でも取り上

げましたけれども、病院経営を安定させていくためには、これは市民サービスですので、ある程度、市民も市民病院が継続していくためには必要な措置であろうというふうには理解をしてくれると思います。ただ、市民が求めているのは、市民病院を残すということではなくて、地域での高度医療を守ってもらうと。行政の役割として、それをちゃんと果たしてもらうというための基準外繰り出しをせざるを得ないということについては、理解をしていただけるのかなと思います。

ということは、市民病院がこれから、先ほどから質疑をしてきましたけれども、資金不足比率のところは 20%を上回らないようにするための基準外繰り出しを毎年毎年続けていくという状況というのは、やはり適切、適正ではないと。当初は青森市民病院で単体での黒字を目指し、その後に浪岡病院も合算でとおっしゃっていますが、私、浪岡病院については、人口減少が進んでいく中で、規模はサイズダウンしましたけれども、機能変更しないで診療所になることなく病院のまま維持していくことの厳しさというのは、しっかりと覚悟しておかなくてはいけないのかなと思います。

その上で、将来を見据えた上での青森市民病院のあり方というものをしっかりとそろそろ抜本的に考えなくてはならないときに来ているのかなということを申し上げて、私の質疑を終わります。

**○藤原浩平委員長** ただいま市民病院事務局長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 済みません、先ほど本答弁の中の最後に、市民病院の長年にわたる黒字からの転換に向けた改革と申し上げましたけれども、正しくは赤字からの転換でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきたいと存じます。

**○藤原浩平委員長** 次に、藤田誠委員。

**○藤田誠委員** それでは、9カ月ぶりの質疑になりますが、先ほど富田の公園、沖館で生まれて、富田五丁目に家を建てて、大人の事情で富田三丁目のアパートに住んで、今、沖館に住んでいます、私より詳しい。私ももっとも富田地区の勉強をしないとだめだなという思いでおります。私、町会長にいつも会うんだけど、何も言ってくれない。不徳のいたすところであります。これからも地域のため、地域の勉強をして頑張っていきたいと改めて思いました。

さて、市民サービスから質疑しますが、これまで公明党が道路陥没の質問をずっとしてきました。私は違う目線で、水道の漏防や主な原因の下水道の漏水について担当課と話し合いをしてきましたが、ぜひともこの点も、公明党も頑張ってくださいと。

それから駅西口のトイレです。私、質問の中で、多目的トイレに大人用のベッドをつけてくださいと言いましたが、浪岡ではすっかり無視をされてしまいまして、アウガではつくっていただきました。いまだに特別支援学校の要望の中に、子ども

たちを外に連れて行って刺激を与えたい、ただ、大人用のベッドがなくてなかなか行ける場所が少ないという要望が、いまだに上がっています。そういう意味では、青森駅に多分、大型ベッドつきの多目的トイレは設置されると思います。

そのほかにドライブレコーダーとかいろいろ質疑があったんですが、その中から選んで、まずは市民サービスについて。

総合窓口が開設されて1年を過ぎました。ワンストップサービスという、まさに窓口で業務が集約されて、1カ所の窓口で証明・申請・交付の手続が完結できるようになったわけですが、一方で税証明等、単独の手続の場合に、従来の担当窓口で直接証明書の交付を受けたほうが待ち時間が短くて済んだという声もあります。よりよいサービス提供のため、総合窓口に加えて納税証明等、単独の手続の場合は、従来どおりの受け付けも可能とすべきではないか、市の考えをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 窓口サービスについてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、平成30年1月の駅前庁舎への窓口機能の集約を契機に、案内機能の強化、窓口サービスの集約、手続の簡素化、開設日の拡大、窓口環境の充実の5つの視点のもと、便利さ、わかりやすさ、早さのバランスのとれた総合窓口を目指すことといたしました。このうち、窓口サービスの集約として、市民課の窓口において税に関する証明書を取り扱うこととし、ワンストップ化を図ったものです。

総合窓口設置に当たりましては、複数の窓口を移動し、その都度申請書を書いていただくことなく手続を完了いただけるよう、受付窓口の集約とともに申請書様式の統合等の所要の見直しを図っております。また、単独での手続が多い固定資産評価通知書につきましては、年間を通じて特に申請の集中する4月第1週におきまして、税務部の協力を得ながら、総合窓口内での受け付け、交付を他の証明と切り分けて処理することにより、待ち時間の縮減に努めるよう、今春から改善を図ることとしております。受付窓口を複数設けることにつきましては、証明書発行等に必要の端末増設経費、人件費等のコスト増大につながることで、申請者に混乱を来すおそれがあることから考えてはおりません。今後におきましても、お客様が駅前庁舎内を移動することなく関連した手続を行っていただけるよう、市民サービスの向上につなげてまいります。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

個別の証明書の関係で私のところに苦情が来ました。その対応をしていただけるということで。あと、税関係の各種証明書等が、市民課の繁忙期に巻き込まれて、暇なとき、本来直接行けば比較的にすぐもらえていたけれども、総合窓口になって玄関が1つになったおかげで、なかなか混んで入りにくいと。今まではいっぱいあったので、単独であればいい——まあ、メリット、デメリットがあるんでしょうけれども、いろんなケースが出てくると思います。その都度、解決策が何かあると思

ますので、ぜひとも対応をとっていただきたいなと思います。

市民の声にしっかりと耳を傾けていただいて、1人の意見でも——わがままな意見もあるけれども、ちゃんと意見を考慮して、次に課題が出たときはやってください。それから5月の連休、うちは10日も休みでどうするんだろうなと思っていましたけれども、このサービスについては決まり次第、公表するという事なので、ぜひとも早目に公表していただきたいなと思います。

次に、コンビニの交付サービスに関連して、新たにコンビニで各種証明書がマイナンバーカードを使って交付可能になりますが、青森市でのマイナンバーカードの発行状況と今後のマイナンバーカードの交付促進の取り組みについてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** マイナンバーカードの交付についてのお尋ねにお答えいたします。

本市におけるマイナンバーカードの交付件数は、平成31年2月末現在で、人口比で12.2%、3万4798件であります。

本市におきましては、平成30年3月から国が運営するオンラインサービスであるマイナポータルを活用し、児童手当に関する手続や保育所等の利用に関する手続、妊娠の届け出に関する電子申請の受け付けを実施するとともに、平成32年2月には、全国のコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスがスタートする予定であります。また、国におきましても、平成16年度から利用が開始されたオンラインサービスe-Taxにより、インターネット上での確定申告が可能となっているほか、現在、さまざまなサービスの拡充が検討されているところであります。今後も機を捉えて普及に向けたPRを関係課とともに実施してまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

かなり少ない。前に国が取り組んだときに、最初はただだったので、私、最初につくりました。最初の何だかカードは全然役に立ちませんでした。このマイナンバーカードは、いろんな申請のときに使うということでは、やっぱりこれから、いろんなカードをつくってもらう——まあ、いろいろ使い方あるので、あんまり悪い方向に使われないことを祈っているんですが。紙ベースだと写真がついていないので、うちで障害の申請とか顔がついていないので、いろいろ大変だと。障害の子どもものの交付の手続なんです。うちのかみさんが行って、暗証番号を打ってどうのこうのと見たら、無理だ、もう行かないというふうにしゃべって、その当時は手続が面倒だったんですが、交付の手続に出向けない障害者等への対応について、市としてどのような対応をしていただけるのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 病気や障害などでマイナンバーカードの窓口での受け取りが難しい方への対応についてお答えいたします。

マイナンバーカード交付の手続は、国の事務処理要領に基づき行っております。手続の基本的な流れといたしましては、郵便、パソコンまたはスマートフォンで、もしくは市民課、浪岡事務所市民課の窓口において、タブレット端末を用いて市職員に顔写真を撮ってもらうなどの支援を受けて申請、その後、国の機関からマイナンバーカードが市に届き次第、御案内のはがきが申請者の方に届きます。原則、申請者御本人が、本人確認書類等を御持参の上、市民課または浪岡事務所市民課の窓口で交付を受ける流れとなっております。また、あらかじめ御予約をいただいた場合は、お近くの支所、情報コーナーにおいても交付を受けることが可能となっております。

藤田委員お尋ねの病気や障害などでマイナンバーカードの受け取りに窓口へ出向くことが難しい方への対応ですが、代理人がマイナンバーカードを受け取ることも可能となっております。その際の手続方法といたしましては、申請者と代理人の本人確認書類等のほか、診断書、障害者手帳、病院や施設に入所している事実を証する書類など、申請者が窓口へ出向くことが難しいことがわかる書類を提出していただくこととしております。マイナンバーカードの交付につきましては、市ホームページで、申請者が病気や障害など窓口に出向くことが難しい場合の代理人による手続方法を掲載した上で、御不明な場合は、市民課または浪岡事務所市民課に御相談いただくこととしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** カード交付に大分柔軟性が持たれたようですね。早速うちの子どもにもしたいと思います。

あと、コンビニ交付になったときに、紙ベースのやつで、多分、紙を持って行って、これでどうですかというのがあるかもしれないので、機会があって広報誌にあきがあったら、そのことも添えて、紙だとだめだよということを宣伝してほしいなと思います。

次に、防犯カメラ、就学援助について行きます。

防犯カメラについて。これまで町会に防犯カメラをつけたいと。2年連続、私のうちの前から自転車被盗まれました、頭にきて調べたら、仙台市の防犯カメラがあって、今、青森県もようやく指針を出しました。そういう意味では、町会など地域の安全を推進するため、防犯カメラの助成制度の制度設計に取り組むべきと考えますがどうかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 藤田委員の防犯カメラについての御質疑にお答えいたし

ます。

防犯カメラは、犯罪の未然防止や検挙に有効であることから、商店街、金融機関、駐車場等での設置が進んでおります。一方で、知らないうちに自分の姿が撮影され、目的外に利用されるのではないかというプライバシーの侵害や、インターネット回線を通じた画像データの漏えい等について懸念する声もあります。

委員御紹介のように、青森県におきましては、外部有識者等を活用した検討会議を設置し、プライバシー保護や画像データの漏えい防止等、防犯カメラの設置者が設置及び運用に当たって配慮すべき事項等についてのガイドラインを昨年 11 月に策定したと承知しております。

市といたしましては、防犯カメラは、設置により犯罪の発生抑止が期待されますことから、犯罪の発生が強く懸念される場所に絞って設置することが効果的であるものの、不特定多数の住民を撮影することとなるため、被撮影者のプライバシー等の基本的人権を侵害してしまうおそれがあることなどから、防犯カメラの設置あるいはその支援については、慎重な対応が必要であると認識しているところです。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** そんなのは先刻御承知で、そのプライバシーを第一にする機器が今、いっぱい出てきています。心配御無用です。今の段階では国からの補助がないので、なかなか実施するのは難しいでしょう。私はそう思います。3年前まで認定保育園の防犯カメラの補助制度がありましたからあれですが。これから国、県が補助制度をつくったときに、県内一番で制度をいつでも取り入れられるように、制度構築に向けて管理運営基準とかの案をぜひともつくっておいてほしい。この補助制度を国がやったら、一番最初にすぐやれる——国が予算編成をしました、補助制度ができました、もし何だったら総務部長、国に行って補助制度をつくってくれというぐらいやってほしいと思います。そういう意味で、国の補助事業ができたらずぐ導入できるようにしていただきたいなと思います。仙台市が長町という町会につけたやつは、当時めちゃくちゃ高くて百何万円だと。今はとても安くて、プライバシーの保護に努める機器が出ていますので、ぜひとも準備をしていただくことをお願いして、これは終わりたいと思います。

次、就学援助について。ここから少しゆっくりしたいと思います。

就学援助について、今定例会で請願が出されています。私、文教経済常任委員会でいろいろと聞きました。私、ここで委員会の後、夜に反省をしています。ちょっと慢心になりまして、昔の極貧時代を忘れていて、やっぱり低所得者の立場に立ったことをしなければならないという思いがあります。これは私が生活保護を受けているところに、今で言う B 5 版に、病気したときに保護課に医療券をもらいに行くんです。熱があつてぐあいが悪いときに、保護課に行って医療券をもらってそれを持って病院に行くと。思春期のときでしたので、その生活保護の医療券を持って病院に行くのが、沖館では恥ずかしいと。それで母親にしゃべってこの辺のかいわいに行っ

ただけけれども、運悪く同級生がいて。それで何日かたってからその子に、どうしてお金払わないのと言われました。私、そのことをいまだに覚えています。いろんな低所得者への制度があるんだけれども、それは苦しい方だけが覚えていればいい。いろんな人が覚え過ぎると、そこから漏れていじめにつながるというのがあって、今回は本当に高い目線になってしまったなど。昔に戻って低所得者の立場になったら、あんまりこういう内容を一般の人、お金持ちが覚えてほしくないなど、そう思った次第です。

それで、今定例会で就学援助費の話が出ていましたので、ちょっと就学援助費のことについてお聞きをします。

人によっていろいろ違うんでしょうけれども、就学援助費の支給額の最も高い学年、そして一番低い学年、それから平成 29 年度の就学援助事業の決算額、これをざっくりでいいですのでお答えください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 藤田委員の就学援助に関する御質疑にお答えいたします。

支給額の最も高い学年と低い学年ということですが、教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒、またその保護者に対しましては、学用品費などの就学に必要な 9 費目の経費の一部を支給する就学援助というものを実施しているというところでありまして、児童・生徒への就学援助費の支給額については、支給費目が学年によって異なりますので、支給額が最も高い学年というのは修学旅行費が含まれる中学校 3 年生ということになりまして、最も低い学年は小学校 2 年生、3 年生ということになります。

また、平成 29 年度の就学援助事業の決算額につきましては、2 億 1946 万 8108 円となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 修学旅行もあるんですね。私、思い出しました。小学校のときにお金がなくて修学旅行に行けないと言ったら、周りの近所の人たちがお金を出してくれて、米を持って、たしか函館に行った記憶を今思い出しました。

去年、就学援助の制度が大幅に改正をしました。私も就学援助にかかわっては、もらっている人にちょっと聞きましたら、入学するときに、いろんな意味で小学校でも中学校でもかかると。それで、改めて去年の改正について見ましたら、小学校も中学校も 3 月下旬に支給をしていると。あと、もうもらっているという人に聞いたら、別にいつでもいいと。新たに鉛筆だ何だと揃えるわけでもなくて、途中でノートがなくなった、鉛筆がなくなったとか——3 月末に鉛筆、ノートがなくなるわけではないので、そういう意味では別にこだわっていないと私聞きました。そういう意味では、この就学援助の大幅改正でいいのではないかなと思います。



ちょっとお聞きしますが、国からの補助とかなしで市が単独で出している額というのは何ぼなんですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 藤田委員の再度の御質疑にお答えいたします。

市で単独で用意している分の経費ということですが、平成 29 年度の決算の額で言いますと、単独であれば準要保護分ということになりますので、決算ベースで 2 億 1474 万 419 円となります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** すごいですね、2 億円。まあ、必要なものは出さなければならない。

私は、就学援助といったときに、要は学用品だと。もらっていない人から見ると、何を買っているんだと言われればだめだなと思っています。平成 29 年度まで、年間で小学校で 2 万円だったものが、平成 30 年度は 4 万円になっているという意味では、私は制度としてはこのままでいいのではないかと。それであんまり公にどうだこうだと、低所得者に支給されているとかあんまりしてほしくないなという思いが、私にはあります。私もそうでしたけれども、苦しいときはいろんな制度——私のときはほとんどいいものはなかった。今、就学援助は、苦しい低所得者の人たちは説明を受けたときに何も言わなくてもみんな申請します。そういう意味では、私はあんまり公にいろんなところで、広報で出してほしくないという思いです。

あと、実は今回の請願で、西中学校のがありました。障害を持つ子どもの親の立場としては、本当によくわかります。私も議員になった要因の一つに、私の子どもを将来どうするかなという思いがありました。

それで今回、ちょっと例を出すと、聾学校の前の道路、大分前、8 年ぐらい前に陳情が出されました。それで聾学校の P T A に聞いたら、要らないとしゃべられました。いわゆる該当者がいないから要らないと。それで、当時は否決をしました。そうしたら次の年になったら、南高校から歩く生徒がいるから欲しいと言われました。じゃあ請願やりましようと言ったら、次の年になったら、そこは歩かないから要らないと言われました。最近、またその歩道を整備してほしいと P T A からあって、やっぱり該当者がいなくなると必要なくなるんだなと思いました。私は今、特別支援学校の連合会の会長をやっていますので、特別支援学校の中には、同じ義務教育でありながら、まだ給食も実施されないところもあるという意味では、いろんな予算が限られる中で、1 人からの請願をここで受けとめてしまえば、じゃあどうするか。東中学校で私——今、みんな保護者が行きたいところに行ける。昔はそうではなかった。障害のある子どものために何を教育するかによって、先生方がみんな話をして、第一だ、第二だ、どこだどこだというふうに決めていました。言いにくいんですが、今は親のエゴで普通学校に通わせて、結果、中学部になって子どもが特別支援学校に来て、一人一人のカリキュラムで教育をして、生き生きと楽し

くしている姿を見ると、やっぱり何をすべきか。子どものためにやるべき——子ども1人ばかりではなくて、全体を見据えた政策が必要だなという思いをしています。

今回、西中学校の請願が出ました。まだまだ障害者に対する予算の盛り方が必要だと思うし、社会がまだまだ——例えば、車椅子の対応になっていない。そういう意味では、学校と特別支援学校との交流を含め、子どもたちに障害者を理解してもらって、障害者を助ける、そして障害者も普通の学校に通っている人と助け合う。お互いに助け合うことを考えたときには、いろんな場面でエレベーターがあるに越したことはないけれども、そういうカリキュラムも私は必要なのではないのかなど。車椅子といえども1人では世の中生きていけません。我々も1人では生きていけない。そういう思いで、今回就学援助を取り上げてみました。

次、学校トイレのことです。

今年度、小学校の洋式トイレの改修工事が始まりました。小・中学校の大便器が概算で40%洋式化されると一般質問で答弁されていましたが、最終的には、何年度までに何%の洋式化率を目指すのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 藤田委員の小・中学校のトイレの洋式化に関する御質疑にお答えいたします。

学校トイレの洋式化改修における洋式化率の目標についてですけれども、2019年2月に策定されました青森市総合計画前期基本計画において目標値として掲げており、2023年度までに洋式化率50%を目指すこととしております。その後においても、学校トイレの洋式化改修につきましては、教育環境の質的向上を図っていくために、計画的に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 私の地域の方々は、こういう予算、事業が出たとなれば、自分のところが一番だと思っている人ばかりで、地域の町会長さんには、業者が少ないのでそのうち工事が入るからと。多分、町会長さんが生きているうちに工事が入るからねと回答しています。1校を全部改修する必要はないと思いますけれども、全学校、できるだけ早目に何校かでも取り組んでほしいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

最後に、除排雪について。

いろんな質疑があるんですけども、今回は2つに絞りました。

平成29年2月から運用している除排雪車運行管理システムの概要についてお示してください。手短にお願いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 藤田委員の除排雪車運行管理システムの概要についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成 29 年 2 月から現行の青森市除排雪車運行管理システムを導入し、当該システムでは、除雪情報の公開機能、除雪業務機能、雪捨て場管理機能を有しております。

1 つ目の、除雪情報の公開機能につきましては、GPS 端末から取得しました除雪車の位置情報を地図上に展開する機能で、青森地区の幹線及び補助幹線 91 路線に導入し、平成 29 年度からは国、県の協力をいただき、試行的に国道、県道についての除雪情報も青森市ホームページにおいて公開しているところでもあります。

2 つ目の除雪業務機能につきましては、GPS 端末に記録した位置と稼働時間を集計し、委託料の算出や作業日報の作成などを行う機能といたしまして、同じく幹線及び補助幹線 91 路線に導入し、委託料の算出や作業完了路線を把握するまでの時間が短縮されるなど、除排雪作業管理の効率化に効果があり、今冬におきましても、委託業者へ説明会を行い運用しているところではありますが、システム上で出力される日報と現在のタコグラフのチャート紙との整合性を検証しながら、業務の効率化に向け取り組んでいるところです。

3 つ目の雪捨て場管理機能については、除排雪事業者が排雪の際に使用する雪捨て場の情報を管理する機能でありまして、事務作業の軽減とともに夜間の除排雪作業に向けた準備体制の迅速化が図られているところです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 試行的に行っていると。業務の時短になっているということです。私がちょうど行ったときに、タコグラフとその情報を目を三角にして比べていたんですよ。いまだにタコグラフを見て時間をとっているのかなと思ったら、ちゃんとデータと合わせているということですね。私、この件で長野に急遽行ってきたら、会計が——長野って、めったに雪は降らないんですよ、山のほうにしか。里には余り降らないんだけど、降ったときのデータをちゃんと信用して会計が 2 日で決裁をすると。昔は、会計もタコグラフを確認して 5 日もかかっていたということで、青森市も今、タコグラフとあったけれども、データの信頼性を高めていただいて、目を三角にしてタコグラフのあの小さい線を見ていなくても、きちんと信頼できるシステムにしてほしいなと思います。今試行ですので、来年もそのまま本行に入るんですよね。都市整備部理事、いいんですよね。——はい、入るということで、ぜひともやっていただきたいなと思います。行財政改革と言えば、すぐ人を減らしてすったもんだという話になりますけれども、私は、職員それぞれが仕事の簡略化をして楽をする、そのためにコンピュータを活用する、これをきちんとやってほしいなと思います。ようやく私が前に勤めていた会社みたいになってきました。(発言する者あり) 今、終わります。50 分に終わる予定です。

あと、もう 1 点。地域住民が雪寄せ場として利用している市民雪寄せ場の空き地について、住民から要望があった場合には、市が排雪を行うべきと思いますが、こ

れについて御答弁ください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 次に、空き地の排雪要望に対する市の支援についての御質疑にお答えいたします。

市では、官民一体型の雪対策を推進するため、市民雪寄せ場等の空き地の排雪に対する支援としまして、青森市スクラム排雪事業を実施しております。当該事業は、原則として町会及びその他の団体が、地域内の市民雪寄せ場等の雪を業者委託によって自主的に運搬排雪する場合を対象に、市がその費用の一部を助成する制度で、補助率につきましては、積雪深が1メートル未満の通常時は4分の1、積雪深が1メートル以上の豪雪時は4分の2、積雪深が1メートル50センチメートル以上の豪雪災害時には4分の3としているところです。また、今冬におきましては、2月15日の豪雪対策本部設置に伴いまして、市民雪寄せ場の対応を強化することとしたことから、地域要望があった38カ所の市民雪寄せ場につきまして排雪作業を行ったところです。市といたしましては、引き続き地域における自主的・主体的な雪処理に対し支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** これ、38カ所はただですよ。スクラム排雪で町会の助成は関係なく、ただでやったということですね。オーケーですか。——わかりました、ありがとうございました。

最後に、このスクラム排雪、それまでは町会の地域の中で、みんなでダンプで寄せたところは、たまれば排雪していました。私が富田三丁目のアパートにいたころは。ところがある時期に、このスクラム排雪制度ができて、町会で金を出せと。とんでもはっぷんだなど、地域の人に怒られました。それはたしか7年前だったか、議員になってからです。そういう意味では、私はみんなが一生懸命ダンプで運んでためたところはただで排雪してあげれば、道路をみんなで片づけてくれるのではないかと。何とかスクラム排雪の取りやめと、それから写真を撮って送るアプリも続けてほしいなとお願いして終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

**午後4時50分散会**

## 2日目 平成31年3月12日（火曜日）午前10時開議

**○藤原浩平委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、工藤健委員。

**○工藤健委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、工藤健です。

きのう3月11日は東日本大震災から8年、ことしも「被災地を思う朗読会」というのが開かれました。「言葉のちから」と「声のあかり」で震災の記憶をとどめようと、有志の皆さんがずっと続けている活動であります。その中でちょっと心に残った言葉がありますのでお伝えしたいと思いますけれども、防災は「ただいま」を聞くためにやるものですよという言葉です。いまだにたくさんの方が、ただいまを聞けずにいます。犠牲になられた方々、また、ただいまを言えずにいる方の御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、平成31年度一般会計予算、7款商工費1項商工費3目観光費、青森港国際化推進事業についてお伺いをいたします。

今年度の青森港へのクルーズ客船寄港回数は27回の予定になっております。また、乗員・乗客を合わせますと、約4万7500人がこの青森港にやってくるようになっていきます。さらに、青森港国際クルーズターミナルの開業、これは今年度のクルーズ船初寄港となります。4月24日の予定です。また、5月1日には改元、新しい元号で最初のクルーズ船の寄港が5月7日、世界で最も有名と言われておりますクイーン・エリザベス号であります。

青森港国際クルーズターミナルのオープニング及びクイーン・エリザベスの初寄港に向けて、市はどのような催しを予定しているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
工藤委員の青森港国際クルーズターミナルのオープン及びクイーン・エリザベスの初寄港に向けて、市としてどのような催しを考えているのかというお尋ねにお答えさせていただきます。

青森港国際クルーズターミナルは、クルーズ客船の寄港数増加と青森港新中央埠頭の利便性向上を目的に、青森県が主体となって現在、委員御案内のとおり、4月の供用開始に向けて整備が進められているところであります。県によりますと、供用開始に当たり、クルーズ客船が寄港する日に合わせ、セレモニーを実施する予定でありますけれども、その内容は現在検討中とのことであります。市といたしまし

ても、埠頭での歓迎催事など、県と連携し、青森港国際クルーズターミナルのオープンを盛り上げていきたいというふうにして考えております。

次に、ことしの5月7日、青森港新中央埠頭に初寄港いたしますクイーン・エリザベスのおもてなし等につきましては、これまでも実施しております歓迎セレモニーやペンライトでのお見送りなどに加えまして、新たな取り組みとして、ターミナル屋上の観覧エリアでの大漁旗や手旗でのお出迎え・お見送りや、埠頭のライトアップとともに「雪だるま〜る」の点灯など、青森らしい温かな演出でのお見送りを検討しているところであります。さらには、乗船客等のための臨時の外貨両替コーナーの設置も予定しているところであります。このほか、市民の皆様に対しましては、クルーズ客船をより身近に感じていただけるよう、おもてなし等の参加を促すためのPRポスターやチラシの配布を予定しているほか、船内見学会の開催も予定しているところであります。

青森港国際クルーズターミナルの完成やクイーン・エリザベスの初寄港など、青森港のにぎわいがますます高まることが期待されますことから、今後とも、おもてなし等への市民参加を通じて交流機会が広がっていくよう、関係団体等との連携に努めてまいります。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

クルーズターミナル建設は急ピッチで進んでおりますけれども、入出国管理のCIQを含めて、いわゆる拠点になるわけですね。セレモニーは、今、県のほうでも検討中ということですが、詳細はまだということです。クイーン・エリザベスに関しては、さまざまな中で、特に市民向けについてはチラシとか、あとは船内見学会も予定しているという、これは楽しみだと思えます。

ハード的には、ターミナルに関しては県が主体ですけれども、クルーズ船をおもてなしするという、迎えるのはやはり青森市が中心にならないとだめだと思えますので、特にクイーン・エリザベスについては、朝8時入港で夜10時出港ですから、14時間の間、新中央埠頭に係留していると。そういう意味では、優雅な姿をゆっくり見物できる時間はあるんだと思えます。

市民向け、市民を含めてたくさんを見物客を集めることもできると思えますが、例えば船会社、キュナード社の歴史パネル展を開催している自治体も過去にはありました。ですので、そういうのも一度お話をして、何カ所かでやられてもいいのかなと思えます。あと、船内見学会は、多分たくさんの方の皆さんの応募があると思えますので、生かしていただきたいと思えます。

実は、ちょっとこだわりたいのは、今回、クルーズ客船とか、あと青森港の魅力を広く市民の皆さんに改めてお伝えするととてもいいタイミングだと思っています。青森市というのは、青森港から、あるいは海から発展してきた町と言われておりますけれども、青函連絡船の就航が終わって、中央卸売市場も移転したと。まちづく

りに関していうと、内陸部のほうへまちが広がっていったので、しばらくの間は海に背を向けてきたという歴史がありますので、今、ここでクルーズ客船が来るようになって、青森駅周辺の整備もあり、ウオーターフロントもにぎやかになってまいりましたので、ぜひ市民の皆さんに海に目を向けてもらう絶好のタイミングだと思います。

そういう意味では、いらっしゃる方を歓迎するのはもちろんですが、青森市に住んでおられる市民の皆さん、あるいは県内の皆さんに向けて、青森港、クルーズ船、さまざまなPRをしていただくチャンスだと思いますので、よろしくお願ひします。来年またクイーン・エリザベスが来ますので、それも含めてお願ひをして、この項は終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費、青函ツインシティ推進事業についてであります。

30周年の記念事業の内容については、竹山委員への答弁で了解をいたしました。主に民間を中心にさまざまな交流もあると思いますけれども、まだまだお互いの文化・活動が両市民に理解されているとは言えないのかなというふうに感じておりますが、現状の広域観光を含めて、青函経済圏ということも含めて、今後さらに交流が進むということはやはり互いの活性化にもつながると思います。

交流を活発にするために、新しい交流団体の掘り起こしが必要と考えますけれども、青森市はどのような取り組みをしていくのかお伺ひいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。横内企画部理事。

**○横内修企画部理事** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤委員の青函交流活動活性化に向けた取り組みについての御質疑にお答えいたします。

青森・函館ツインシティ推進協議会におきましては、これまで友好親善と両市の発展のため、文化、スポーツ、観光、経済等の幅広い分野において活発な交流が図られるよう、広報紙やホームページで各種交流団体の取り組みの紹介などを通じて、両市の意識の醸成を図ってきたところであります。また、平成29年度からは産業経済分野におきまして、これまで取り組みを続けてまいりました広域観光に加え、両市の事業者を対象としたビジネスマッチングや商談会など、事業開拓につながる交流機会の拡大を目指し、両市の商工会議所等に対し、働きかけを行ってまいりました。この結果、産業経済分野におきまして、平成29年度には3事業、平成30年度には4事業の新たな交流が生まれ、これ以外の分野におきましても、平成30年度に7事業の市民団体交流が開始されるなど、青函交流事業は全体で109事業となったところであります。

今後につきましては、新たに両市のSNSを活用した交流活動等の情報発信を行うとともに、北海道旅客鉄道株式会社の企画商品であります沿線自治体等向け特別運賃が青函交流団体にも適用となり、交流費用の大半を占める交通費負担が大幅に

軽減されますことから、この利用につきましても積極的な情報発信を行うことで、新たな交流団体の掘り起こしにつなげていきたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

商工会議所も含め、市民団体の活動もあるということではありますが、JR北海道の沿線自治体向けの特別運賃ですけれども、青函交流団体にも適用するという事ですけれども、具体的にはどのような内容なのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。横内企画部理事。

**○横内修企画部理事** 沿線自治体等向け特別運賃についての御質疑にお答えいたします。

沿線自治体等向け特別運賃につきましては、北海道旅客鉄道株式会社が、北海道新幹線の開業3周年を記念し、青森県内の北海道新幹線沿線自治体を対象に特別運賃を設定するものであります。

その内容についてですが、繁忙期を除き、各自治体経由で申し込みを行う8名以上の日帰り団体旅行を対象とし、はやぶさ1号などの一部除外列車はありますものの、1人当たりの往復の乗車運賃は、現在、4月から9月までの料金が示されておりまして、その金額でいきますと、通常大人1万5380円が4140円から4190円に、小人・子どもが通常7680円が2050円から2080円となるものであります。

なお、青函ツインシティ推進協議会の交流団体につきましては、協議会の事務局であります青森市に旅行計画表を一旦提出いただきまして、市から北海道旅客鉄道株式会社に申請することにより、利用団体数の制限はありますが、この特別運賃が適用となるという内容であります。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

日帰り、8名以上という制約はありますけれども、運賃は安くはありませんので、とても助かると思います。

あと、市として独自に直接予算をかけるのは難しいということだと思いますけれども、経済界以外さまざま市民団体にもいろんな呼びかけを、例えばこの特別運賃のことも含めて、広くやっちゃうと、のべつ幕なしという厳しいところもあるのかもわかりませんが、交流を希望している団体には、きちんとアナウンスをしていただきたいと思います。

例えば広報なんですけれども、青森市の活動に函館の子どもたちを呼びたいと、もちろん、そんなに運賃を負担してということで、呼ぶにも規模を大きくできないので、ほんの5人とかという規模になると、函館の広報紙には載せてもらえないんです、余り小さい規模だと。そういうのでいろいろ取りまとめをして、小さな規模でも函館と交流を望んでいるところの活動を市が窓口になって取りまとめして、函館とやりとりをします。広報するとか、そういうこともしていただければ、小さな



交流から大きなつながりが生まれていくと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。この項はこれで終わります。ありがとうございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、市民からの情報提供についてであります。この冬、雪に関する市民相談の新たなツールとして、スマホ・タブレットから位置情報、現場写真などの情報を送れる「ゆきレポあおもり」の試用実験が行われております。

一般質問でも竹山議員への答弁では、3月3日までアプリを利用した相談件数が221件あって、内訳は除雪要望が半数以上の121件、ほか、寄せ雪、排雪要望だったとありました。きのう藤田委員も少し触れておりましたが、試用期間の途中ではありますけれども、この「ゆきレポあおもり」の活用効果を市はどのように捉えているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 工藤委員の「ゆきレポあおもり」の実施効果についての御質疑にお答えいたします。

「ゆきレポあおもり」は、専用のアプリケーションを利用し、スマートフォン・タブレット及びパソコンからの位置情報や現場写真つきの雪に関する情報と相談を受け付けし、対応するものでありまして、昨年12月1日の試行開始以来、3月7日受け付け分までで相談件数は222件となっております。

これまでの実施効果といたしましては、電話による相談と比較して、相談箇所及び状況の把握が迅速にできたことや、雪に関する市民相談窓口開設時間外である夜間などの市民からの送信も相当数見受けられたことから、時間にとらわれず相談内容を送信できるなど、市民サービスの向上につながったことなどが考えられております。

来年度以降の取り組みであります。3月末までとしている試行期間終了後、今冬における試行を通じ、相談件数や相談への対応状況など、本格運用への課題を抽出し、来年度以降の取り組みを検討することとしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

迅速に対応できるということと、時間外でも情報を受け付けることが可能であるというようなことです。

この「ゆきレポあおもり」、アプリなんですけれども、調べましたら結構すぐれものでして、写真、位置情報をレポートと一緒に送信できて、さらにそのレポートの情報をほかの市民と共有しながら、ほかの訂正情報とか追加情報も載せることができるというふうになっています。市民が問題を見つけて情報提供する、状況に合わせて行政が対応するという流れがとともわかりやすくなっています。

総務省も推奨しているようでして、仙台市、郡山市、いわき市などでももう活用

されています。防犯灯の修理ですとか、ごみの不法投棄、公共物の損壊、道路側溝の破損、災害時の状況など、幅広く活用されています。

今のお話ですと来年という話ですが、雪以外にもこのやりとりは使えます。市民の皆さんからの情報提供には、このアプリはとても有効だと思いますが、活用を広げる予定はありませんか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

試行期間終了後に、今冬における試行を通じた相談件数、相談の対応状況など、本格運用への課題を抽出し、来年度以降に検討することとしておりますが、来シーズンにおける雪に関する相談への運用体制についてさらに検討するほか、雪以外のほかの施設等も対象とした相談への対応につきましても検討することとしております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。ぜひと思いますが、現在は主に地域課題、地域の問題の共有とか災害情報の危機管理とかに自治体が使われていますけれども、今後はN T Tも協力をして、公共インフラの管理運用、空き地・空き家の有効利用とか、子どもの教育、まちづくりにも広めていくそうですので、とても有効だと思います。行政と市民が透明性を持って情報をやりとりするという、いわゆる市民参加、官民連携のオープンガバナンスツールとして使えるものだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。この項はこれで終わります。ありがとうございます。

最後に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援についてであります。一般質問でもお伺いをしました児童虐待についてであります。

答弁の中で国から、2月1日から2月14日の間、一度も登園・登校していない、面会できていない児童・生徒について、1カ月以内の緊急安全確認の依頼があって、現在、関係機関で確認しているということでありました。

この3月4日の参議院予算委員会でも、全国の児童相談所が在宅指導している全ての虐待事案と全国の公立小・中学校教育委員会で虐待が疑われている事案の緊急安全確認について、3月8日までに完了するとしておりましたが、青森市での対象となる安全確認、調査結果は出たのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)工藤委員からの子ども・子育て支援について、国の緊急安全確認の調査結果についての御質疑にお答えいたします。

本年1月の千葉県野田市の小学4年生の死亡事案を受け、2月8日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定した「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」に基づく緊急安全確認

は、児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認や、保育所・学校等において2月1日から2月14日までの間、一度も登園・登校しておらず、面会ができていない児童・生徒等の安全確認を行うものであります。この安全確認は、児童相談所及び保育所・学校等の施設等を所管する各機関が今月8日までに実施し、14日までにそれぞれの関係省庁へ報告することとされており、現在、各機関において、その調査結果の取りまとめを行っているというところであります。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** わかりました。一応、安全確認は終わっているけれども、3月14日までに取りまとめをするということで、その後、国で多分、最終の取りまとめをして発表すると思うんですが、青森市に関する調査結果の発表はその後になるとしても、ぜひその結果はお知らせいただきたいと思います。

では、青森市の子どもの権利相談センターへの相談件数と主な相談内容を教えてほしいんですが、虐待に関する相談も含めてお願いいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。子どもの権利相談センターの相談件数と主な相談内容についてのお尋ねです。

青森市子どもの権利相談センターは、青森市子どもの権利条例に基づき、子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復を図るため設置しているものであり、平成29年度は延べ608件の相談が寄せられております。相談者の内訳といたしましては、小学生から27件、中学生から205件、高校生から182件、父または母から139件、学校関係者から17件、その他38件となっております。

次に、主な相談内容といたしましては、不登校に関する相談が14人で延べ220件、教職員等の指導に関する相談が14人で延べ61件、交友関係に関する相談が13人で延べ45件、家族関係に関する相談が13人で延べ36件、子育ての悩みに関する相談が13件で延べ21件、心身の悩みに関する相談が10人で延べ152件などとなっております。

虐待に関する相談といたしましては4人で延べ11件となっております。

**○藤原浩平委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ありがとうございます。

虐待についても相談はあるようです。一般質問でも言いましたけれども、青森市には子どもの権利条例というのがあります。この第6条、「安心して生きる権利」という条項には、「命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと」、「愛情をもって育まれること」、「食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること」、「いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること」、「困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること」というふうなうたわれております。

虐待というのは、明らかな人権侵害でありますので、時には人権じゅうりんにも

なります。その意味でも、この権利条例があるということをもっとちゃんと知ってもらい必要がありますし、学校でも子どもの権利条例についてはお知らせしているというお話でありましたけれども、繰り返し広く市民、特に大人も含めて、子どもにもきちんと子どもの最善の利益が何かということをやっぱり伝えていく必要があると思います。

同時に、子どもたち自身が相談できる窓口なんだということをやはりきちんと知る必要がありますし、もうちょっとそこは寄り添って、いつでも門戸があいているよというようなことは、これからも知らせていっていただきたい。さまざまつらい思いをしている子どもたちがいるとすれば、相談できる窓口としてきちんと整備をしていっていただきたいと思います。

実はこの幼児虐待については、一般質問でもかなり質問が出ました。たくさんの方が質問しておりますが、その中の答弁で、この子どもの権利条例とか、子どもの権利相談センターが答弁として出たのは1回しかなかったんですね。その際も福祉部長は、青森市には独自のものとして、この権利条例があると。さらに、今後もそれを周知・啓発していくというふうにおっしゃってございましたけれども、しっかりとこれまで以上に周知をしていっていただきたいと思います。

こういう条例があって、子どもの権利を守るための相談センターがあります。特に県内他都市に先駆けて、青森市は子どもの権利を保障するということを表明した都市でありますので、その自覚と誇りを持っていただきたいと申し上げて、質疑は終わります。

**○藤原浩平委員長** ただいま福祉部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 大変申しわけありません。先ほど私、再質疑の答弁の中で、子育ての悩みに関する相談が13件で延べ21件という形で申し上げましたが、正しくは13人で延べ21件ですので、謹んでお詫びして訂正させていただきます。済みませんでした。

**○藤原浩平委員長** 次に、渡部伸広委員。

**○渡部伸広委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）公明党の渡部伸広でございます。

早速、質疑に入らせていただきます。

まず、下水道特別会計、231 ページ、第1款下水道事業費第1項総務管理費第2目管渠維持費、下水道事業のうち、マンホール断熱ぶたについてお伺いをさせていただきます。

冬期間の降雪による道路とマンホール部分の段差解消のため、マンホールの断熱ぶたについて、これまで我が公明党会派の山本武朝議員が要望などをしてまいりました。御答弁では、他都市の状況を調査するというものでありましたが、他都市の設置状況はどうか、また少しずつでも設置をしていくべきと思うがどうか、お答え

いただきます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）  
渡部委員のマンホールの断熱ぶたについての御質疑にお答えいたします。

マンホールは、下水道管に何らかの異常があった場合、管渠内部の調査及び清掃等を行うためのものであり、下水道施設の維持管理をする上で重要な施設となっております。平成 29 年度末現在のマンホールの設置箇所数は、青森地区におきましては約 2 万 8000 カ所、浪岡地区におきましては 2700 カ所となっております。

管路施設を流れる汚水は、冬期間 10 度前後の温度を保ち流れていることから、その熱がマンホールの鉄ぶたに伝わることによりマンホール上の雪が消え、熱の伝わらない周りとの高低差が発生するところでもあります。

通行の支障となるような段差につきましても、基本的には除排雪作業により解消されるものと認識しておりますが、委員御提案のマンホール内部への断熱ぶたの設置も、段差解消の有効な手段として挙げられるところでもあります。

市では平成 28 年 8 月、本市を除く 39 市町村を対象にマンホール内への断熱ぶた設置の状況調査を行ったところであり、その結果、下水道事業を行っている 34 市町村のうち 2 町村においては広く断熱ぶたを導入しており、11 市町においては試験的に一部についてのみ導入しているとの結果が得られましたが、断熱ぶたは冬期間の段差解消にメリットはあるものの、マンホールの位置特定が困難になること、断熱ぶたが脱落し、下水道管路の閉塞の危険性があることなどのデメリットがあるという意見もあったところでもあります。

また、市におきましては、平成 28 年度、平成 29 年度の冬期間、筒井地区におきまして 9 カ所のマンホールに断熱ぶたを試験的に設置、あわせて断熱ぶたを設置していない 3 カ所のマンホールと比較することとし、月 1 回程度、高低差を確認したところでもあります。その結果、断熱ぶたを設置したいずれのマンホールにおいても段差は確認されず、一方、比較対象とした断熱ぶたを設置していないマンホールぶたにつきましても、ふたの表面が露出している、あるいは薄い圧雪があるといった状況であり、段差が確認されたところでもあります。

当該調査結果から、断熱ぶたは冬期間のマンホールの段差解消に効果があるものの、その一方では、断熱ぶたの設置には多額の費用を要すること及びマンホールの存在を圧雪が覆い隠すこととなり、下水道管の詰まりなどの突発的な異常発生時におきましてマンホールの位置特定に時間を要し、迅速な対応が困難になることも懸念されることありまして、他都市の調査におきましても、同様の理由で設置していない市町村も見られたところでもあります。

市といたしましては、断熱ぶた設置に伴う下水道管理上のデメリットを踏まえますと、対応には慎重にならざるを得ないと考えることありまして、段差に関する市民からの通報があった場合、もしくは巡回パトロールにより段差を発見した際

には、まずは道路管理者へ情報を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

メリット・デメリット両方あるというお話でした。

通報があれば対応するということでしたので、参考までにお伺いしますけれども、圧雪の道路とマンホールとの大きな段差というのは、車の破損、または子どもさんや高齢者の方の転倒する危険というのがあります。例えば、雪に関する市民相談窓口寄せられた、段差に触れての除雪要望に関する相談件数というのはどれぐらいあったのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

マンホール鉄ぶた部分の段差の苦情件数ですが、雪に関する市民相談窓口寄せられた相談のうち、マンホールのふたの上の雪が解けたことにより、その周りの圧雪との段差が生じ、この段差の解消などを理由にした除雪要望の件数ですが、平成29年度は9件、平成30年度は20件となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

平成29年が9件、平成30年が20件ということで、多少なりとも相談件数というのはある。私も全部が全部やるべきだとは思っておりませんが、例えば住宅街で交通量の多いところでありますとか、通学路とか、断熱ぶたのマンホールがあったほうが効果的だなというようなところがあれば、優先的に順番をつけて設置を少しずつやっていくというふうにしてはどうかと思っておりますけれども、市の考えをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えをいたします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、断熱ぶたの設置に伴う下水道管理上のデメリットを踏まえますと、対応には慎重にならざるを得ないものと考えますが、より効果的な断熱ぶた設置場所等につきまして、費用対効果も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** という御答弁をいただきましたので、検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。この件は、これで以上で終わります。

続きまして、一般会計、48ページ、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費、証明書のコンビニ交付についてお伺いをいたします。

報道にも書かれておりましたが、2020年2月から、マイナンバー制度の個人番号カードを使って全国のコンビニエンスストアの端末で市の各種証明書を受け取れるサービスが始まります。中でも税に関する証明書は県内初となるようではありますが、このコンビニ交付の実施により期待される効果についてお示ししたいと思えます。

また、コンビニ交付に当たりましてのセキュリティーはどのようになっているのかも、あわせてお示ししたいと思えます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 渡部委員からの証明書のコンビニ交付についての御質疑に順次お答えいたします。

まず、コンビニ交付の期待される効果についてということの御質疑であります。

現在、駅前庁舎等に設置し、市民の皆様にご利用いただいております住民票等の自動交付機が、平成32年3月末で保守期限満了となることを踏まえまして、マイナンバーカードを使用することにより、全国のコンビニエンスストア等で各種証明書を取得できる、いわゆるコンビニ交付サービスを提供することとし、今定例会に関連予算案を提出し、御審議いただいているところであります。このコンビニ交付サービスでは、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の付票の写しの交付が可能でありまして、これら全てを交付対象とするサービスの実施は、県内の自治体では初の取り組みとなっているものであります。

コンビニ交付サービスの実施により期待される効果といたしましては、1つに、本市に本籍があり、市外に在住している方が戸籍に係る証明書を取得しようとする場合、これまでは本市に郵便請求等をする必要があったものが、今後は今お住まいの場所で取得可能となること。2つに、市役所の窓口へ足を運ぶことなく、最寄りのコンビニエンスストア等で証明書が取得可能となること。3つに、市役所の窓口の開庁時間外であっても、市民の皆様都合のよい時間に待ち時間なく証明書が取得可能であること。4つに、証明書交付のための請求書への記載が不要であり、簡便に取得可能となること。5つに、これまで証明書取得のため来庁されていた市民の皆様が、コンビニエンスストア等を利用することにより、市役所窓口の混雑が緩和されることなどが挙げられまして、市民の利便性の向上と負担軽減に大きく寄与するものと考えております。また、行政側の副次的な効果といたしましては、窓口の混雑緩和と郵便請求の減少によって事務効率の向上が見込まれ、その分、より丁寧な窓口対応が図られることやマイナンバーカードの普及促進が期待されるところであります。本市でのコンビニ交付サービスの開始は平成32年2月を予定しております。市民サービスの向上のため、鋭意準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、コンビニ交付のセキュリティーはどのようになっているのかという御質疑であります。

コンビニ交付サービスの提供は、地方公共団体情報システム機構というところがありまして、その地方公共団体情報システム機構が構築及び運用管理を行う共通システムを介して実施するものであります。この地方公共団体情報システム機構につきましては、地方公共団体の情報システムに関する事務の代行や支援を行うことにより、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することなどを目的として、地方公共団体情報システム機構法という法律に基づき設立された法人でありまして、同機構が運営するコンビニ交付サービスの共通システムは、コンビニエンスストア等事業者のシステムと各自治体の証明書発行システムのネットワークを中継するものとなっております。

このコンビニ交付サービスで使用するネットワークの回線は、地方公共団体情報システム機構が全国のコンビニエンスストア等との間で構築している専用化されたネットワーク回線でありまして、高度なセキュリティーが確保されております。また、データ通信におきましても暗号化されておきまして、万全な個人情報漏えい防止の対策が施されているところであります。なお、コンビニ交付サービスで発行される各種証明書自体につきましても、牽制文字の印刷——牽制文字というのは、コピーを出しますと、「複写」とか「コピー」とかと写るものであります——その牽制文字の印刷、スクランブル画像処理、偽造防止検出画像処理による改ざん防止対策が施されているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

マイナンバーカードを使用するということではありますが、現在、本市のマイナンバーカードの普及率はどれくらいありますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

昨日、藤田委員からの同様の質疑に市民部長からお答えいたしました。今は一連ですので私のほうからお答えさせていただきます。

本市におけるマイナンバーカードの交付件数は、平成31年2月末現在、人口比で12.2%、3万4798件となっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 12.2%、全国平均的にもそれくらいというふうに、10%前後と聞いておりますので、平均くらいなのかなと思います。

コンビニを利用してのいろんな税の収納でありますとか、そういうことを私も昔から質問してまいりましたけれども、やっとなら青森市もここまで来たなという感があります。便利である分、セキュリティー的な部分でありますとか、そういったところが非常に懸念をされるところであります。先ほどセキュリティーに関しては御答



弁いただきました。確認ですけれども、例えば利用者がマイナンバーカードとか、証明書の類いでありませうとか、そういったものをコンビニにそのまま忘れてきた。そういったケースも考えられると思うんですよね。そういった場合に、コンビニ側の対応と申しますか、そういった部分はどうなっているのかお示しいただきたいと思ひます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。証明書などの取り忘れがあった場合の対応ということでありませう。

マイナンバーカード及び証明書の取り忘れがあった場合には、コンビニエンスストア等の従業員が警察署に届け出を行うこととなっております。なお、証明書の発行に当たりましては、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止のため、端末に画面表示がなされませうたり、あるいは音声による案内がなされませう。また、それに加えて、とりわけマイナンバーカードにつきましては、カードを取り外さなければ次の画面に遷移しないという対策が施されているところでありませう。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** わかりませうました。よりよい運用になるように、私も願っております。この件は以上で終わります。

続きまして、62 ページ、第 3 款民生費第 1 項社会福祉費と、96 ページ、第 8 款土木費第 4 項都市計画費、両方関連して、青森駅西口の防犯カメラの設置についてお伺いをさせていただきます。

あおもりタウンミーティングの意見としても地元町会から要望がありました青森駅西口広場と西口大通り商店街の通りへの防犯カメラの設置について、市としての考えをお示しくだけさい。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 渡部委員からの青森駅西口の防犯カメラにつきまして、私から青森駅西口駅前広場についてお答えをいたします。

青森駅西口駅前広場につきましては、自動車と自転車、歩行者が錯綜する現状の解消を図るとともに、本市西部・北部と青森駅周辺地区のアクセス向上を目的に、自家用車やバスなど多様な交通手段に対応するターミナルとして整備することとしており、平成 34 年度末の完成を目指し、現在、詳細設計を行っているところでありませう。

西口駅前広場につきましては、送迎利用のための自家用車駐車を設けるほか、バス乗降場、タクシー乗降場、駐輪場及びバリアフリーに対応したトイレなどの機能を整備することとしておりますが、防犯カメラにつきましては、施設管理上の必要性も含めて、今後、詳細設計の中で検討してまいりたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 渡部委員の地元町会から要望のありました青森駅西口大通り商店街の通りへの防犯カメラの設置についての御質疑にお答えいたします。

平成 29 年 11 月 22 日に開催いたしました西部第 1 区・第 2 区連合町会のあおもりタウンミーティングでは、青森駅西口からバス路線の間に 3 カ所程度の防犯カメラの設置の要望がありましたが、防犯カメラの設置は、被撮影者のプライバシー等の基本的人権を侵害してしまうおそれがあることなどから、慎重な対応が必要であり、まずは町会の皆さんが地域の中の誰もが自由に出入りできる場所や地域の方の目が届きにくい場所、自転車が放置されている場所、落書きがある場所などを認識し、その場所を重点的に巡視するなど、犯罪が起りにくい環境づくりに努めていただき、そのほか市としても警察と連携しながらパトロールの強化などの防犯対策に取り組むとともに、要望がありましたバス路線には、保育所の門灯やコンビニエンスストアに防犯カメラが設置されておりますことから、それらの注意喚起等により、地域と市とが連携して犯罪が起りにくい環境づくりに努めていきたいと回答したところであります。

防犯カメラの設置につきましては、設置により犯罪の発生抑止が期待されますことから、犯罪の発生が強く懸念される場所に的を絞って設置することが効果的であるものの、不特定多数の住民を撮影することとなるため、被撮影者のプライバシー等の基本的人権を侵害してしまうおそれがあることなどから、慎重な対応が必要であると認識しております。

市といたしましては、商店街や町会・町内会などの団体から防犯カメラの設置に関する相談があった際には、防犯カメラの設置及び運用に当たっての配慮すべき事項などを紹介しております県の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を活用しながら警察と連携して対応することとしており、現段階において市が防犯カメラを設置する考えはありません。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** ありがとうございます。

西口広場につきましては、施設管理用ということで検討していくということでありましたので、恐らくつくことになるんだというふうに理解をしております。

あと、西口大通り商店街のほうですけれども、総務部長のおっしゃる言葉、市側で今まで答弁していただいたこともわかります。プライバシーの侵害というのはなかなか面倒で、訴えを起さされるとカメラを撤去しないといけない例もあるということも承知しておりますけれども、御紹介だけしておきますが、八戸市は商店街魅力づくり環境整備支援事業ということで補助金を出していますね。限度額 100 万円の設置費用の 3 分の 1 以内ということで費用も出しているということも、参考までにお伝えをしておきたいと思えます。

ガイドラインが県でできましたけれども、それにのっとった上で、助成というものも考えていただく時期も来るのかなと思っておりますが、商店街から等々要望が

あった際は、ぜひとも前向きな御相談を受けていただきたいなと思いますということをお願いして、この項を終わります。

続きまして、94 ページ、第 8 款土木費第 2 項道路橋梁費に関連して、除排雪事業についてお伺いいたします。

本市にとって、冬期の除排雪事業は恒久的に必要な事業の一つと言えます。しかし、公共事業の減少に伴う建設企業の体力の低下が、建設企業所有の除雪機台数の減少、または老朽化の進行、除雪オペレーターの減少や高齢化を招いて、これらのことは今後、除排雪体制を確保する上で大きな課題となると思います。

除排雪業務と道路の維持補修業務をあわせた地域維持型契約方式を導入すべきではないかと思いますが、市としての考えをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部理事。

**○長井道隆都市整備部理事** 渡部委員の除排雪に関する御質疑にお答えいたします。

地域維持型契約方式は、地域建設業の担い手が不足し、最低限の維持管理が困難となる地域が生じかねないことから、地域の担い手が確保されないおそれがある場合には、除排雪のほかに、舗装補修、施設補修、草刈り、道路清掃、側溝清掃、緊急対応などの複数の業務や工区を、その地域に精通した建設業者や建設共同企業体へ一括して発注する契約方式でありまして、国土交通省を初め、青森県等でも導入されているところであります。

青森県におきましては、下北地域県民局管内で平成 24 年度から試験運用され、平成 28 年度から本格運用されているほか、東青地域県民局でも平成 30 年度から試験運用されているところであります。また、弘前市におきましては平成 24 年度から、八戸市では平成 30 年度から運用されているところであります。

地域維持型契約方式を導入した場合、除排雪業務におきましては、除排雪業者の通年の仕事を担保して、除排雪に必要な車両の維持や冬期間の雇用の確保が図られるほか、除排雪業者の継続的な道路パトロールによる道路状況の的確な把握により、きめ細やかな道路管理の実施につながるものと考えております。一方、地域維持型契約方式により、受注機会の減少等の問題も懸念されるところであります。本市におきましても、除排雪体制の見直しの中で、地域維持型契約方式の導入につきまして検討を行いましたが、全ての除排雪業者が舗装などの維持修繕を円滑にできないなどの課題も多く、現時点で導入に至っていないところであります。

今後は、青森県東青地域県民局など、既に地域維持型契約方式を導入している自治体から具体的な契約方法等について聞き取りを行いながら、導入の可能性につきまして引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 渡部委員。

**○渡部伸広委員** 先進自治体からの聞き取りを行うという御答弁だったと思うん

ですが、いつまでにこの聞き取りを行うのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○長井道隆都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

他自治体の聞き取りであります。平成 30 年度から試験運用されている東青地域県民局の結果を踏まえまして、平成 31 年度、できれば夏ごろまでをめぐりとして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 了解いたしました。

この制度につきましても、メリット・デメリットがあるということでありました。私も中堅どころの除雪の業者さんに直接お話を伺ってまいりました。公共事業が少なくなっている、なかなか機械を維持するのが大変だというお話でありました。この地域維持型契約方式、机上でいえば、なかなかいい制度だと思うんですが、実際にやるとなると、企業同士のこととかいろいろあるということも伺いましたが、いずれにしろ作業する方が少なくなっていく中で、どう除排雪体制を維持していくのかということは今から、まだあと 10 年ぐらいいは何とかできるかもしれませんが、その間にしっかりと恒久的な体制をつくっていかないと、青森市で生活する人がいなくなる、こんな雪が大変なところは住めないというふうになってしまいますので、どうかそういった意味で、青森市型の地域維持型契約方式をつくっていただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

○藤原浩平委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 自民・志政会、館山善也です。よろしくお願ひいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費から、戦没者慰霊祭について御質疑させていただきます。

本市においては、青森市平和の日条例を制定するなど、この項においては、積極的に取り組んでいると高い評価をしております。しかしながら、以前この事業自体がスクラップされ、その際にこの式典自体を残そうという配慮から、市役所庁舎の玄関前で行われた経緯があります。夏場ということもあり、高齢者の参列が多数いるということを考えて上で短めに行った結果、参列した市民からは、粗末にされた、また非常に悔しいという思いがあり、その思いを届け本事業が再開するまで 3 年を要したということ踏まえて御質疑させていただきます。

戦没者慰霊祭については、今年度同様、引き続き来年度も開催していくべきと考えておりますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 館山委員の戦没者慰霊祭についての御質疑にお答えいたします。

戦没者慰霊祭につきましては、戦後 50 周年記念事業の一貫として、平成 7 年に開

催して以来、毎年青森空襲のあった7月28日、青森市平和の日を開催しております。今年度は昨年度に引き続き、市民の平和意識を喚起し、次世代に平和の大切さを引き継ぐという思いから、平和祈念式典として、第1部では、戦没者慰霊祭を行い、第2部では、青森平和記念像建立70年記録映像上映や中学生による平和学習発表会、戦争や平和に関連した作品の朗読を行ったところです。

市といたしましては、今後におきましても、昭和20年7月28日に青森空襲があったという歴史的事実を継承し、平和への思いを未来を担う子どもたちへ引き継いでいく取り組みの一つとして、さきの大戦で亡くなられた方々に追悼の意を表するため、平和祈念式典の中で戦没者慰霊祭を引き続き開催していきたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございます。

1点要望があります。この式典の際に、中学生が合唱してくれます。非常にいい試みでもあり、聞いているほうも気持ちが和らぐ思いです。若干、同じ中学校が毎回しているのかなというところから、できるだけ多くの中学校、また多くの生徒に呼びかけていただくことにより、中学生にもこの思いを引き継ぐことができるのではないかなと考えるところです。環境が整い次第、そういったことも1つ検討していただきたいと思っておりますので要望させていただきます。この項は終わります。

次に、バス交通について御質疑させていただきます。

平成30年度、南高校、中央高校周辺をカバーする社会実験バス運行を行っております。次年度も引き続き、同エリアの社会実験運行を行っていただきたい要望も含めて、御質疑させていただきます。次年度の考えをお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。交通部理事。

**○赤坂寛交通部理事** 館山委員のバス交通の社会実験に関する御質疑にお答えいたします。

交通部では、今後の人口減少社会を背景として、バス利用者の減少が懸念されておりますことから、利用者の維持、拡大に向けた取り組みを進めることとし、「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」に、潜在的な需要を掘り起こすための取り組みとして新規路線などでの実験運行を掲げ、平成30年10月29日より、市内5路線において実験運行を開始したところです。

これら実験運行路線のうち、御質疑のあった南高校及び中央高校を経由する路線といたしましては、大野循環線、公立大学中央線、戸山・幸畑中央線の3路線が該当することとなります。これら3路線におきましては、これまでの利用状況を見ますと、運行する時間帯により利用者数に違いはあるものの、冬期においては一定程度の利用が見られたことから、夏期における利用動向をも把握するため、本年12月上旬まで実験運行を継続することとしたところです。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** 御答弁ありがとうございます。次年度も引き続き行っていただけるということで、本当にありがとうございます。

今、南高校と中央高校の話をしましたけれども、南高校にちょっと特化してお話しさせていただきますと、生徒数が約 650 名、先生、関係者を入れますと約 700 名の方がこの南高校に通勤・通学していることとなります。私もここに関係しております、冬期間、やはり車で送り迎えした経緯がありました。約 700 名の方、全員とは言わないんですが、この近隣が相当の渋滞を起こしまして、また、ドアの開閉というのは 1 台だとそうでもないですが、100 台程度となると、非常に音の公害ということで、地域住民の方は大変な思いをしていると思います。まあ、軽米委員も、すぐ目の前なので恐らくそんな思いをしているんじゃないかなと思っておりまして、そういった交通渋滞や、またその時間帯にもし災害や緊急車両が必要な場合を想定しますと、非常に困難を来すのではないかなと思うところから、ぜひこの社会実験運行は行っていただきたいなというところですよ。

また、地域からの要望によっては、まだ始まって間もないですので、その時間帯や路線についての御意見があるようなんですけれども、そういったことも引き続き聴取していただけるようなことを聞き取りではお聞きしましたが、そのタイミングとか、こういったときにそういったことを聴取するのかというお考えが、今現在ありましたらお答えいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。交通部理事。

**○赤坂寛交通部理事** 館山委員の再度の御質疑にお答えいたします。ただいま今後地域の方々のお声ですとかをお伺いする予定があるのかという質疑でありました。

先ほど御答弁しましたとおり、冬期に一定程度の利用がありましたので、夏場での利用がどうなるのかということで、再度、利用状況を把握することとしております。その中で、12 月上旬まで運行することとしておりますけれども、その間、その後の検討も並行して行うこととなりますので、その際に学校の利用者様ですとか、さまざまな方々から御意見なりはお伺いしたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

学校のほうも、若干認識が薄かったところもありました。意見を言う場面があったのでお伝えしたところ、やはり学校の校内に来るバスも、今現在あるんですね。また近くのコンビニで乗車するコースもあるということで、実は、コンビニで乗車するほうが、生徒にとっては買い物をしながら学校に来るということもあって、利便性が高いという声も聞いております。また、地域の方、あそこは大野ニュータウンになると思うんですが、あのあたりの方も乗車しているということをお聞きしておりますので、ぜひとも町会の意見を聞きながら、行っていただきたいなというところですよ。

ここで、バスの利用率を上げるというよりも、より利便性を上げるという考えから、市民の足になっていただきたいなと思っております。

そもそもこの社会実験運行というのは、どういった経緯で行われることになったのか、わかりましたらお尋ねしたいんですが。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。交通部理事。

**○赤坂寛交通部理事** 再度の御質疑にお答えします。

今回の実験運行でありますけれども、最初の答弁で申し上げました3路線につきましては、いずれも将来に向けたバス利用者の掘り起こしに向け、その潜在的需要を調査するために実施したものです。その中で、大野循環線につきましては、住宅や商業施設が新たに整備された西大野地区に新しくバス停を設けながら、中央大橋を経由する新たな循環ルートを設定し、通勤や南高校への通学での利用者ニーズを把握するために実施したところ です。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

今回は南高校、中央高校というところで特定させていただきましたが、以前、大矢委員も北高校の話をしておりました。ぜひとも広い地域——子どもの利便性ということが、やはり親にも影響はあると思いますので、ぜひともそういった幅広い意味で、地域に還元できるよう要望して、これは終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、防災資機材について質疑させていただきます。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費から防災資機材について御質疑させていただきます。

市が備蓄している防災資機材の点検状況は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 館山委員の防災資機材の点検状況についての御質疑にお答えいたします。

本市では小学校等53の防災活動拠点施設及び中学校や市民センター等32の防災活動拠点施設のバックアップ施設に、食料などの生活必需物資や発電機などの防災資機材といった備蓄物資を配備し、災害の発生に備えているところです。

配備している防災資機材につきましては、年度当初に点検の計画を作成し、毎年1回巡回して点検を行っているところであります。点検内容といたしましては、発電機、投光機、懐中電灯、誘導灯、拡声器、ヘルメット、ロープ、カラーコーン、防水シートなどについて、配備数量の過不足や状態に異常がないかの確認のほか、特に発電機、投光機、懐中電灯、誘導灯、拡声器につきましては、試運転などによる動作確認を行っているところでもあります。また、点検によりましてふぐあいなどが見つかった場合には、速やかに代替品への交換や修繕等をしているところです。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

続きまして、自主防災組織に支給した防災資機材について、その後の使用にかかわる支援を行っているのかお尋ねいたします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織への防災資機材の支援・支給についての御質疑にお答えいたします。

本市では、自主防災組織を結成した町会・町内会に対しまして、消火器や折り畳み担架、救助工具セットなどの防災資機材を支給しているところです。

支給いたしました防災資機材につきましては、自主防災組織が行う防災訓練や防災講話の中で、防災士の資格を持つ本市職員が、その使い方や点検・メンテナンスに関する指導を行っているところではあります。今後は、これらの指導に加えまして、防災資機材の使い方や点検・メンテナンス方法を記載したマニュアルを配布するなど、自主防災組織を支援してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

この質疑をさせていただいて、ちょっと私も混同していたんですが、市が備蓄しているものと、自主防災組織に貸与したものと2種類あるということで、御指導いただきわかりました。私のほうのエリアでも、自主防災組織として貸与していただいたプールというんですかね、水をためるやつがありまして、これは新品ですと、どうしても塩ビ管をつなぎ合わせていくので、非常にスムーズにいかないんですよ。またプールのシート自体も新しいとなかなか折り目がついてしまっとうまくいかないということがありまして、こういったことは、どうしても時間をかけてでも1度、2度、やはりつくる必要があると思いますので、こういったことを常に心がけて運用してもらいたいなと思います。

それで、ちょっとこれは通告していないので答えられる範囲で結構なんですけど、今、市のほうで避難所を開設するというのは、その避難の内容によって全部を解除するのではなく、特定の場所を選んで指示すると思うんです。その際に、避難する人の数によっても違うんですけれども、そういった近隣の防災資機材がある場所から、それを持ってくるということはあるのか。要するに、今そこに備蓄した数に間に合わない方が避難するケースもあると思いますし、避難所を開設しないところもあると思うんです。その開設していないところから、そういった資機材を持ってくる運用というのは実際に想定しているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 避難所での防災資機材の柔軟な運用という内容についての御質疑にお答えさせていただきます。

館山委員御案内のとおり、避難所によっては備蓄の物資が違うものがありました



り、足りないものがあつたりしますので、それは近隣のバックアップ施設あるいは小学校、中学校、そういうところからの流動的な配備をしております。最近では、自主避難勧告した自主避難——事前避難といいますか、台風が来るおそれがある際に市民センターを事前にあけて、危険を感じた市民の皆様自主的に避難してくださいといったときに、ちょうど市民センターのほうで足りなかった毛布とか、そういうものを本庁の備蓄から、あるいは違う市民センターの備蓄から、簡単に言いますと持っていったという経緯もありますので、そういう柔軟な対応はさせていただいているところです。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

通告してなくて申しわけなかったんですけども、そのことがわかれば、市民も非常に安心すると思いますし、また避難所というのは全部が一斉に開設しないんだということも、なかなか認識をされていない市民もまだいらっしゃるようですので、この辺をやはり伝えながら指示したところに避難していただくというところを心がけていただきたいと思います。

また、自主防災組織率に対しては、カバー率と言うんですか、これに関してはまだまだ本市は後ろ向きだと思っております。やはり東日本大震災が起こった直近から、同じ東北内では90%を超えるカバー率というところもあります。本市はまだ50%も行っていないというところですので、何かしら工夫をしていかないとこれが風化していくのではないかと考えるところでもありますので、そこはお互いに知恵を絞って今後も取り組むよう要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、4款衛生費4項霊園費に関連してお尋ねいたします。

今年度お願いしておりましたお盆時期の八甲田霊園の交通規制についてお尋ねいたします。すぐ対応していただきまして、まず御礼を申し上げます。ありがとうございました。時間は限られて午前中までというところでありましたが、一定の混雑もなく終わったと認識しております。今年度と同様に次年度においても、この混雑緩和に向け八甲田霊園の交通規制を行っていただきたいことを要望いたしますが、市の考えをお尋ねいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 八甲田霊園の通行規制についてお答えいたします。

八甲田霊園は平成29年第3回市議会定例会決算特別委員会で館山委員より御指摘がありましたとおり、8月13日には一部の時間帯において墓参者が集中し、混雑する箇所も見受けられましたことから、今年度、お盆時期の通行規制を実施しております。その対応につきましては、指定管理者と検討を行い、8月13日の午前9時から正午までの時間帯において、一部の園路を一方通行にして車の流れを円滑にしたほか、臨時駐車場を設け、混雑緩和に努めたところです。

検証の結果、これらの対策により混雑緩和の効果が認められましたことから、来

年度も引き続き同様の対策を講じることとしております。

○**藤原浩平委員長** 館山委員。

○**館山善也委員** ありがとうございます。

ちょっと担当課が変わってしまうんですが、やはりお盆時期というのは各霊園、八甲田霊園に限らず、ほかの霊園も混雑することは予想されておりますし、いずれにしても車で行く方が多いと思います。道路の陥没とか割れとかも早急に対応していただくことを要望して、この項を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、同じく4款衛生費1項保健衛生費7目健康増進事業費について、子どもの食育レッスンについてお尋ねいたします。

一般質問でも以前、お尋ね、要望いたしましたこども食育レッスンの進捗、成果についてお尋ねいたします。今年度のこども食育レッスン1・2・3♪事業の進捗と成果についてお尋ねいたします。

○**藤原浩平委員長** 答弁を求めます。保健部長。

○**浦田浩美保健部長** 館山委員からのこども食育レッスンの進捗と成果についての御質疑にお答えいたします。

子どもの食と健康応援プロジェクト、こども食育レッスン1・2・3♪事業では、短命市返上を目指し、青森市の未来を担う子どもたちの健康的な食習慣づくりを進めていただきたいという青森市に寄せられた御寄附をもとに、保育園・幼稚園・認定こども園の年長児とその保護者を対象に取り組みを進めており、今年度を含む5年間で市内全113園に実施していくこととしております。実施園につきましては、毎年、おおむね20園を予定していたところではありますが、今年度は27園からのお申し込みをいただき、希望した全園に、昨年9月3日から本年2月16日までかけて、年長児とその保護者を合わせて延べ980人に食育レッスンを実施したところです。

こども食育レッスン1・2・3♪のプログラムは、地域で食育を推進している食生活改善推進員の皆様に行っていただいております。レッスン1では、えいよう3兄弟のタペストリーを使って、赤・黄・緑の食べ物の働きについて楽しく学び、レッスン2では、赤・黄・緑の食べ物で、にぎらないおにぎらずクッキングにチャレンジし、レッスン3では、お茶やお水の大切さを知ってもらう内容としております。また、食育レッスンの実施の前後には、市の管理栄養士・保健師が実施園へ出向き、保護者向けに、プレ・レッスン、アフター・レッスンもあわせて行っているところです。

今年度の食育レッスンを行った成果といたしましては、1つには、クッキングにチャレンジして、できたという子どもたちの喜ぶ顔や、苦手な野菜も頬張って完食する姿、また、おいしかった、おうちでもまたつくりたいという子どもたちの反応に、保護者が一番驚き、うちでもやってみようという動機づけにつながったこと。2つには、レッスン後、毎日、赤・黄・緑の食べ物を食べたら親子で色塗りをする

食育チャレンジシートを1カ月間続けていただいたことで、親子で食べ方や食べ物についての会話がふえたということ。3つには、管理栄養士等が行った保護者向けプレ・レッスンにおいて、保護者自身も赤・黄・緑の3色食品群の学び直しができたということや、子どもの好き嫌いへの具体的な対応について学ぶことができたという声が聞かれていることなどが挙げられます。

食育の土台は家庭にあり、各御家庭で実践いただくことが何より重要ですが、食育レッスンの事前アンケートにおきましては、3色食品群の食品について、約8割の御家庭は知っていても意識して食事に取り入れているという御家庭は全体の約4割だったところ、食育レッスン実施後のアンケート結果では、意識して食事に取り入れる御家庭は約8割となり、食育レッスンによって各御家庭で食育の実践が進んだことが伺える結果となっているところです。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

実行した成果としてやはりお母さん、お父さんがそういった影響を受けたということ、また、御家庭にそれを反映できたということは非常によかったのかなと思っております。

ところで僕、前に一般質問したときに、食物アレルギーについてもプラスしてもらえないかということをお願いしましたが、そのあたりはどうなったのかお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 館山委員からの子ども食育レッスンで、食物アレルギーの対応についてはどのように対応したのかとの再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま館山委員から御紹介ありましたとおり、平成30年第1回定例会では館山委員から、食育レッスンは保護者も対象とすることから、食物アレルギーの対応についてもぜひ保護者へ情報提供していただきたいとの御意見をいただいたところでありました。このことから、保護者向けのプレ・レッスンにおきまして、食物アレルギーのあるお子さんのための食事の基礎知識をまとめ教材化して、市の管理栄養士・保健師が保護者へ食物アレルギーとは何か、また食事療養の基本として、医師と相談し、食べられる範囲までは食べることやアレルゲンの除去によって足りなくなる栄養素をきちんと補うこと、除去がいつまで必要か確認し、定期的に見直すことなど、具体的にお伝えしているところです。保護者からは、食物アレルギーの相談窓口や専門医への受診の仕方等の相談も寄せられ、食物アレルギーのことが改めて理解できた、具体的に相談できてよかったなどの声が聞かれております。

食育レッスンの実施に当たりましては、食物アレルギーのあるお子さんがいた場合でも一緒に参加できるように、実施園との打ち合わせにおいて、食物アレルギーのあるお子さんの症状や園での対応、注意点等、詳細に把握し、アレルギーの原因となる食材の除去と、代替食品をそのお子さん専用準備するとともに、まないたや

包丁等の調理器具やお子さんが使用するスプーン等も専用にし、スタッフ一同も理解した上でクッキングをサポートしたところです。このことにより、アレルギーのあるお子さんも、一緒に同じくクッキングして、みんなと一緒に楽しく食べるという体験ができております。

**○藤原浩平委員長** 館山委員。

**○館山善也委員** ありがとうございます。

ちょっと話があればなんですけども、僕、前に理美容界にいまして、シャンプーをしたときに、30分以内にかゆみ等が出た場合はそれが合わないですよということをお客様にお話ししていたんです。今のお話で、アレルギーだとわかっている方は、これは何らかの処置ができていると思うんですが、お母さんとかお父さんが、この子のアレルギーがあるときはこういう症状になるよとか、アレルギーを発見できるような指導をつけ加えてもらいたいなと思っているんです。まさか自分の子どもがという感覚があると思いますので、例えば食事をした後に、こういった症状が出るとアレルギーを疑ってくださいとか、そういったこともできれば踏み込んで行っていただきたいなということの要望と、また、恐らく低学年の子どもの親というのは、若い方が多いと思うんですが、今、ツールとして、やはりネットを見ると思うんですよね。例えばそれをネットで復習できるような形、環境を整えば市でもネット配信ができるような形、その食育レッスンした内容を家でも確認できますよという形があれば、よりこの効果も幅広くなると思いますし、8割の方がやはり家庭でもつくっているということでしたけれども、そういったことを復習する、継続する意味では、そういったネット配信を使うのは大きな成果になると思います。環境もあると思いますので、ぜひ検討していただきたいことを要望いたします。

最後に、8款土木費4項都市計画費4目公園費に関連しまして、野木和公園の春まつりについてお尋ねいたします。

野木和公園の春まつりは合浦公園と比べまして、どうしても遜色してしまっております。非常に地域の方々から盛り上げてほしいなという要望も含めまして、市のかかわりをお示しいただけますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

**○百田満経済部理事** 館山委員からの野木和公園の春まつりについてという御質疑にお答えさせていただきます。

青森春まつりにつきましては、本市の春を満喫していただくイベントとして、毎年4月下旬から5月上旬に、合浦公園と野木和公園を会場に、両公園を管理しております指定管理者、市、観光関係団体、油川観光協会などで組織する青森春秋まつり実行委員会の主催により開催されております。

市では、春まつりの開催に当たりまして、より多くの方々にお越しいただけるよう「広報あおもり」への掲載、ホームページ、フェイスブック、ラジオ、テレビでの情報発信、新聞、旅行情報誌への掲載、公共施設へのポスター、チラシの配布な

ど、さまざまな媒体を活用して広報・PR活動に努めているところです。

お尋ねの野木和公園の春まつりにつきましては、油川観光協会の企画運営により、歌や踊りを披露するステージイベントや、親子で公園内の散歩やバーベキューを楽しめるイベントなどが行われているところです。市といたしましては、野木和公園の春まつりが盛り上がるよう、今後とも地元関係者と連携を図りながら、イベント内容などの充実について検討してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

市としても見捨ててはいるわけではなく一緒になって、この野木和公園の春まつりにかかわりを持って発展させたいという気持ちは今わかりました。バーベキューとかは、どうしても若者が中心となって車で移動、自家用車でやっていると思うんですが、どうしてもカラオケ大会とか、その辺では高齢者の方が楽しめるイベントとしてターゲットを絞っているようです。私も前も提案しましたが、なかなか今、環境が整わないということで、バスの乗り入れは難しいということは理解しておりますが、何らかの部分で高齢の方々も誰の補助もなく、自力で行けるような環境をつくっていただけることを要望しまして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○藤原浩平委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時からといたします。

## 午前11時30分休憩

---

## 午後1時再開

○藤原浩平委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、大矢保委員。

○大矢保委員 自由民主党会派の大矢です。総括表に基づいて4点ほど質疑させていただきます。

1番目は、無縁墓について。

これまで使用権者や親族の所在不明が原因とされている墓地区画の使用権がなくなった区画数をお願いいたします。それから、使用権者や親族が所在不明となった場合何年で墓地区画の使用権がなくなるのか、この2点をお伺いします。

次は、公営住宅遺品放置について。

民法では、遺品の所有権は配偶者や子どもなどの相続人に移ると規定されております。処分には原則相続人全員の同意が必要であることから、当市には遺品放置個

数は何件あるのかお伺いをします。

3点目は、ごみ出しについてお伺いします。

自力でのごみ出しが難しい高齢者や障害者の負担を減らすため、ごみ出しを手助けする町会や老人クラブ等の団体に奨励金を交付する考えはないかお伺いします。

次に、消防について。

119番通報時や災害現場において外国人傷病者との意思疎通を手助けする手段について何かあるのかお伺いをします。

以上です。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 市営霊園の区画の使用権消滅についてお答えいたします。

市では、無縁墳墓による荒廃区画の防止及び区画の有効活用を図る観点から、区画の使用権消滅を行い、市営霊園の適正化に努めているところであります。使用権消滅に至る手順といたしましては、毎年使用権者に送付している霊園管理料の納入通知書が居所不明等の理由により郵送返戻となったものについて、戸籍等の公用請求により追跡調査を行います。使用権者の死亡が判明した場合は、さらに親族調査を行い、お墓の承継の可能性のある方に、名義変更及び今後の管理について意思を確認いたします。親族が承継を拒否するか、承継可能な親族がない場合には、青森市霊園条例の規定により平成24年度から無縁墳墓区画として、一定の年数経過後に市が使用権消滅手続を行っているところであります。さらに、使用権消滅区画に遺骨がある区画につきましては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則に基づき、使用権消滅後に官報公告及び区画への1年間の掲示を行うことで、改葬が可能となります。

大矢委員お尋ねの使用権消滅区画数につきましては、平成24年度に43区画、平成25年度に5区画、平成27年度に5区画、平成29年度に8区画の合計61区画となっております。なお、今年度も7区画の使用権消滅を予定しているところであります。

続きまして、使用権消滅までの年数についてお答えいたします。

使用権者やその家族が所在不明の場合の使用権の消滅にかかる年数につきましては、使用権者及びその家族が所在不明または縁故者がいないことが判明したときから、平成16年度以前に使用許可を受けたものは10年、ただし、浪岡墓園については3年、平成17年度以降に使用許可を受けたものは5年と青森市霊園条例で規定しております。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 大矢委員からの市営住宅に遺品の放置についてのお尋ねにお答えいたします。

市営住宅におきましては入居者の死亡後、相続人の不存在や、親族との関係が疎遠であることなどにより、家財道具などの遺品が居室に放置される場合があります。

その件数につきましては、平成31年3月1日現在で2件ありまして、その期間につきましては、1件が2年8カ月、もう1件が8カ月となっているところであります。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 大矢委員の自力でのごみ出しが難しい市民への支援についての御質疑にお答えいたします。

国立環境研究所の高齢者ごみ出し支援ガイドブックによりますと、日本は世界で最も高齢化が進んだ超高齢社会を迎えており、2035年には3人に1人が高齢者になると予測され、ごみ出しに困難を抱える高齢者への支援が課題となっているとされています。

このような中、仙台市では、ごみ出しが困難な世帯の玄関口からごみの収集場所まで、ごみを運ぶ活動を行う団体に対しての奨励金制度を設けているとのことでもあります。

市といたしましても、高齢者や障害者のごみ出しにつきましては課題があるということ承知しておりますことから、今後、他都市の事例等について調査、情報収集してまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

**○蝦名幸悦総務部理事** 大矢委員の119番通報時や災害現場において外国人傷病者との意思疎通を手助けする手段についての御質疑にお答えいたします。

現在の対応についてであります。青森地域広域事務組合消防本部では、日本語を介して意思疎通の困難な外国人からの119番通報受信時の対応につきましては、消防指令システムに組み込まれたメッセージ5カ国語——英語、中国語、韓国語、ロシア語、ベトナム語——のいずれかで、「日本語のわかる人にかわってください」とメッセージを流し、日本語のわかる人にかわってもらい、必要な情報を聴取し出動させているところであります。災害現場では症状の把握と消防隊、救急隊の行動をあらわしたイラストとともに日本語と外国語での簡単な言葉が記載され、指さしすることで意思疎通を図ることができるコミュニケーション支援ボードを消防車両及び救急車に積載し、有効な手段として活用しているところであります。

今後におきましては、本市を訪れる外国人観光客等が年々増加傾向にあることから、これらの対応に加え電話通訳センターを介し、16カ国語で24時間365日、同時通訳する体制を整備する事業を計画しているところであり、これらに係る経費につきましては、今後開会予定であります青森地域広域事務組合議会に上程し、御審議いただくこととなっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** いろいろ答弁ありがとうございました。

公営住宅遺品放置についてですが、最近公営住宅の家賃が滞っているというのを

よく耳にします。本市の家賃滞納者の上位5名までの滞納額が幾らかお伺いしたいと思います。また、滞納者に対しての対応をどのようにしているのかお伺いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

市営住宅使用料の滞納者のうち上位5名の滞納金額につきまして、平成31年3月1日時点におきましては、高額な順に申し上げますと446万4000円、次が295万5300円、293万9600円、256万9000円、213万3520円となっております。対応といたしまして、1番目の方につきましては、市滞納使用料の支払いと住居の明け渡しについて現在訴訟を行っているところであります。

また、それ以外の方々につきましては、誓約に基づく分割納付を履行中というところであります。

**○藤原浩平委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 446万4000円ってこれまでに何かの対応をとらなかったのかどうなのか、これ多分三内住宅に住んでいる人だと私聞いていますけれども、それで間違いないですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

実際には市営住宅ではなく特定公共賃貸住宅ということではありますが、そのようなところであります。

**○藤原浩平委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 消防については、はっきり言っていることだと思いますので、外国人がふえてきていますので、何か余りすっきりしない答弁でありましたけれども、青森地域広域事務組合議会のほうで審議していただいている方向に向かっていけばいいのかなと、そのように思います。

ところで私、第80回国民スポーツ大会におけるスポーツ資源を活用した取り組みについて何をやっているのかというような質疑をしようとしたら、青森市は今何にも取り組んでいませんと、県におんぶにだっこですという話をしています。私はやっぱり青森市に県外で活躍している青森市出身のアスリートのUターン就職を後押しするべきだと。そしてこういう人たちが競技力の向上を目指すというのが私の考えであって、ですから市役所は市内の企業の情報を提供したり、また、青森市出身のアスリートたちにどういうところに就職したいか、そういう役割を私はほしいなと思っています。

実は私も昭和52年のあすなろ国体に出た一人ですけれども、大学4年生のときに栗田工業株式会社と近鉄に就職が決まっていました。それで、卒業する3月のときに青森に帰ってこいというラグビー協会の勧誘があって、5月の末に帰ってきました。本当は近鉄に行きたかったのですが、青森の国体を成功させるためには、はっきり言って帰ってこないとだめだということで、チームに加わったらちょっとナン



バーエイトが足りないというので、弘前出身の小笠原さんという人を奈良市の自衛隊から引っ張ってきて、ナンバーエイトにしてもらったというようなこともあります。

国民スポーツ大会があるんだから、皆さん成功をおさめようというのであるので、やはり青森市も県にただおんぶにだっこじゃなくて、人材を集めるという意味でも私は必要ではないのかなと思っています。弘前市は斎藤春香さんが帰ってしまったので、大変残念ですけれども、私はああいう制度もいいのかと思っておりまして、是が非でも青森市も国民スポーツ大会に協力できるように関与してほしいなど、そのように一言申して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、蛭名和子委員。

**○蛭名和子委員** 市民の声あおもり、蛭名和子です。

私は2事業についてお尋ねします。

まず最初に、3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費の私立保育所等運営事業についてです。

子育ての経済的負担緩和のため、幼児教育・保育の無償化事業がことし10月から実施される予定です。また、その財源は消費税引き上げによる増収を充てることとなっています。

そこでお尋ねします。1点目、私立保育所等運営事業予算額のうち、幼児教育無償化に係る経費を事業分と事務費分と分けてお示してください。また、市が単独で行う事業があれば、その内容と金額をお示してください。

2点目、平成31年度の消費税引き上げをどのように計上しているのか。また、平成32年度はどの程度見込んでいるのかお示してください。また、地方消費税交付金はどのように歳入に入るのかお示してください。

3点目は、財源負担割合は、国2分の1、県・市がそれぞれ4分の1となっているようですが、平成31年度はどのようになっているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 蛭名委員の幼児教育無償化についての御質疑にお答えいたします。

初めに、幼児教育無償化に係る経費についての御質疑にお答えいたします。

私立保育所等運営事業に要する費用は、幼児教育無償化の実施に伴いまして、これまで保護者が幼稚園、認定こども園等に直接納付していた利用料相当額が私立保育所等への運営費に転化され、国と地方とで応分の負担を行うこととなるため、無償化の実施前に比べると増額となるものであります。

平成31年度の私立保育所等運営事業の予算額といたしましては、幼児教育の無償化による影響のほか、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園が認定こども園へ移行することに伴い、新たに運営費の支給対象となることによる影響、

また、保育所等を利用する子どもの増加による影響などの増加要因が複合した結果として算出しており、無償化分のみをお示しすることは難しいものでありますが、総額といたしましては、105億7389万円、前年度比で10億6675万4000円の増となっております。

また、無償化に係る事務費といたしましては、新たに給付の対象となる認可外保育施設への対応など制度導入に伴う電算システムの改修、利用状況の報告方法や支払い方法といった施設運営事業者との調整、制度の対象となる子どもの保護者への周知などの費用といたしまして、840万1000円を見込んでおります。

また、市の単独事業といたしましては、認可外保育所を利用している第3子以降の子どもで保育の必要性がある場合、保育料の一部を助成する県の保育料等軽減制度に上乗せして助成する制度を継続することとしており、その費用として48万6000円を見込んでおります。

続きまして、幼児教育無償化に係る負担割合についての御質疑にお答えいたします。

無償化の実施に係る費用の負担割合は、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1であり、その財源は、消費税の増収分を活用するものでありますが、初年度となる平成31年度につきましては、地方に配分される地方消費税の増収分がわずかであることから、初年度に要する経費は全額国費となるものであります。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** 地方消費税交付金の平成31年度及び平成32年度の予算額と、地方消費税交付金の歳入への組み入れについてのお尋ねにお答え申し上げます。

消費税は、国税であります消費税と都道府県税であります地方消費税で構成されており、現在、税率8%のうち消費税が6.3%、地方消費税が1.7%となっており、平成31年10月に税率が2%引き上げられることにより、それぞれ7.8%、2.2%の割合となるものです。地方消費税につきましては0.5ポイント引き上げられることとなりますが、この税率の引き上げ分につきましては、財政健全化を確実に進めつつ、少子・高齢化を克服するために幼児教育の無償化や社会保障充実の財源となるものです。また、地方消費税は、国税である消費税と一体で国により徴収された後に都道府県へ支払われ、その約2分の1の額を一定の割合で地方消費税交付金として市町村へ交付されているものであります。

お尋ねの地方消費税交付金につきましては、本市における歳入科目であります、そのまま地方消費税交付金としており、交付見込み額の算定に当たりましては、毎年1月ごろに国から示される地方財政計画において用いられております、地方の税収の伸びや財政需要等を反映した指標に基づいて積算しているものであります。平成31年度の交付見込み額の算定においては、理由は示されていないものの、この指標が平成30年度と比較すると0.01ポイントの低下となっていることから約53億8815万円と計上しており、平成30年度に比べて約5025万円の減となったものであ

ります。次に、平成 32 年度分の地方消費税交付金の見込み額についてでありますけれども、平成 32 年度の地方財政計画が来年 1 月ごろに示される見込みでありますことから、現時点ではお示しすることはできないものであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** ありがとうございます。

平成 31 年度は経過措置で 10 分の 10、全額国庫負担ということですので安心しました。しかし、平成 32 年度以降の事業費分は本来の負担割合となります。仮に平成 32 年度の事業費が市に配分される地方消費税増収分で賄えない場合は、市の持ち出しとなるのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。地方消費税増収分で賄れない場合、市からの持ち出しとなるのかのお尋ねです。

昨年 12 月に関係閣僚合意された、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の中では、今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入するとなっておりますことから、仮に平成 32 年度以降の事業費が市に配分される地方消費税増収分を上回ったとしても、地方交付税により措置されるものというふうに考えております。

**○藤原浩平委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 地方交付税により措置されるとのことですけれども、そもそも地方交付税の算定内容は明らかにされない聞いております。地方交付税算定基礎に算入するというだけでは、持ち出し分がそのまま増額交付されるという保障はなく、その分市の単独事業などを抑えなくてはならないという事態も想定されます。私もこれから注視していきたいと思っております。また、昨年、新聞・テレビ等によりますと、当初、国が全額負担と思われていたのですけれども、市町村にも負担を求められ、全国市長会初め地方 6 団体との協議の結果、今の負担割合に落ち着いたという経緯もあります。税収で市負担分を賄うことができなければ、さらに市とか地方の負担軽減を図るよう働きかけしていくことも必要だと考えております。以上でこの項は終わります。ありがとうございます。

引き続いて 2 つ目は、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費のプレミアム付商品券事業であります。

ことし 10 月から実施される予定の消費税引き上げが低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券事業が実施されるとのことですが、6 億 5500 万円の事業内容と財源についてお示しくください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 蛭名委員からのプレミアム付商品券事業についてのお尋ねにお答えいたします。

プレミアムつき商品券につきましては、今、蛭名委員からも御紹介ありましたけれども、2019年10月の消費税・地方消費税の10%への引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を行うこととしております。

国が示しております事業の概要によりますと、商品券を購入できる対象者は、2019年1月1日を基準日とする2019年度住民税非課税者及び2019年6月1日を基準日とする3歳未満の子が属する世帯の世帯主となっております。

購入できる商品券の限度額は、住民税非課税者一人につき額面額2万5000円分を販売額2万円まで、子育て世帯は額面額2万5000円分を販売額2万円に3歳未満の子の数を乗じた額までとなっております、いずれも20%の割引率となっております。また、商品券の販売を行う市区町村に対しましては、使用開始時期を2019年10月1日を目標とするよう国から要請があったところであります。

現在のところ、事業実施に向けた具体的な内容が国から示されていないことから、今後、国から示されます事業の詳細をもとに、円滑な事業実施に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** ありがとうございます。

この事業の財源をお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。この事業の財源とのお尋ねです。

国におきましては、当該事業を実施する自治体に対し、実施に必要な事業費及び事務費に係る経費の全額を補助することとしております。当該事業に係る経費につきましては、平成27年度に実施いたしました青森市プレミアム商品券発行事業及びこれまでに実施いたしました臨時福祉給付金支給事業の実績などを参考に、事業の必要経費を積算の上、同額の国庫補助金を歳入として計上し、本定例会に御提案、御審議いただいているところであります。

**○藤原浩平委員長** 蛭名委員。

**○蛭名和子委員** 次に、地元の活性化につなげるため、例えば、商品券の半分は利用可能店舗を地元中小の小売店とかに限定するということは可能でしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 再度の御質疑にお答えいたします。地元の商店街に限定できないかとのお尋ねです。

現在、国から示されております事業概要では、当該事業の実施におきましては、

各自治体内の店舗を幅広く対象として募集することとされており、本市においてもこの考え方にに基づき、プレミアム付商品券事業への参加店舗を募集してまいりたいと考えております。

○藤原浩平委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 今回の質疑は、例えば一部、半分を中小の小売店に限定するとか、そういった意味の質疑でした。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。中小の商店にとのお尋ねです。

先ほども申し上げましたけれども、国から現在示されている内容というのは、自治体内の店舗を幅広く対象として実施・募集することというふうに定められております。まずは、私たちが考えていかなければならないのは、その利用される市民の方がどういうパターン、どういう商店とかになれば利用しやすいのかということもその検討の中に入れながら考えていきたいと考えております。

○藤原浩平委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 わかりました。なるべく中小小売店も活性化できるような工夫をしてもらいようをお願いしたいと思います。さらに円滑で効果的な事業となるようお願いして終わります。

○藤原浩平委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝委員であります。それでは、議案別冊に基づいて質疑をさせていただきます。

まず、議案別冊 18 ページから 31 ページ、歳入第 16 款国庫支出金第 1 項国庫負担金、第 2 項国庫補助金及び歳入第 17 款県支出金第 1 項県負担金、第 2 項県補助金に関連し、それぞれの負担率と補助率についてお伺いさせていただきます。というのも、歳入の項目をしばらく見ていくうちに主に補助金、負担金、国庫負担金とかについて見てみたところ、例えば 21 ページの児童手当国庫負担金は、3 分の 2 から 45 分の 37 という負担率になっています。同じく 25 ページの都市再生整備計画事業交付金は 10 分の 4 から 10 分の 5.5、27 ページのこれまた児童手当県負担金を見ると 45 分の 4 から 6 分の 1 となっています。恐らく児童手当の分は国の負担分と県の負担分の関係でこのようになっているんだろうと思うんです。

そこで、同じく 27 ページの学校施設環境改善交付金が 3 分の 1 から 10 分の 5.5 となっております。同じ学校施設環境改善交付金であります。説明欄に記載されている補助率や負担率のこの違いは、どのようなものからこういうふうになるのかお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 奈良委員の歳入予算に係ります補助率、負担率の表記についての御質疑にお答えいたします。

委員からお尋ねのありました平成 31 年度当初予算書の歳入の説明欄におきまして、国庫支出金及び県支出金の負担率や補助率につきまして、例示のありました 3 分の 1 から 10 分の 5.5 など、幅のある表記をしているものがあります。お尋ねのありました国庫支出金の学校施設環境改善交付金につきましては、事業内容によりましてその補助率が異なっておりまして、例えばトイレの洋式化の補助率につきましては 3 分の 1 となっております。また、西中学校などの改築分の補助率につきましては 10 分の 5.5 となっておりますことから、この異なる補助率をあらわすため、表記では 3 分の 1 から 10 分の 5.5 ということとなっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** わかりました。要は同じ学校施設環境改善交付金でも、例えば建てかえのやつは 5.5 で、今言ったみたいにトイレの洋式化は 3 分の 1 の補助率ということですね。わかりました、結構です。ありがとうございました。メニューによって多分福祉の関係でも何でも、ほとんどこのメニューで違うんだらうというふうに思います。詳しくは余りたくさんメニューがありすぎるので今ここで聞いても大変でしょうから、後ほどゆっくりお伺いして勉強したいなと思います。

続いて、別冊 77 ページ、歳出第 4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目環境衛生費、地熱開発の関係でお聞きしたいと思います。

ずっと見ていたら、ここに地熱開発理解促進関連事業という項目がありました。どうしても地熱というと、私らが小学校のころ、岩手に地熱発電所ができて、どうしてもそちらのほうに目が行っちゃうんですが、まさか青森でもこういう事業が盛んに行われているというのはわかりませんでした。調べたところ、やはり理解を促進させる関連事業ということで、国が旗を振っているようです。

本市における地熱開発理解促進関連事業の具体的な取り組みをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 奈良委員の地熱開発理解促進関連事業についての御質疑にお答えいたします。

八甲田地区において民間事業者によります地熱開発に向けた調査が行われている中、本市では、平成 26 年度から経済産業省の補助金を活用し、八甲田の温泉資源保護と地熱開発との両立を図るため、地元の温泉事業者と開発事業者との調整を行うとともに、地熱開発に対する市民の皆様の理解を促進するための情報提供を行っているところです。

本事業におけるこれまでの具体的な取り組みといたしましては、地元の温泉事業者と開発事業者との情報共有、相互理解のための会議を運営するとともに、市民の皆様への情報提供として、有識者の講演や地元の温泉事業者と開発事業者を交えたパネルディスカッションを行うシンポジウムの開催、さらには、地熱発電について解説するパンフレットの毎戸配布、新聞への広告掲載等を行ってきたところです。

今後におきましても、市民の皆様への情報提供等を継続して行い、地熱開発に対する理解の促進を図ってまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** ありがとうございます。

今、答弁にあったとおり、毎戸配布をしたり、新聞の折り込みとか、いろいろやっているようでした。私も、担当課の職員からチラシとかを見せてもらって、多分これは自分のうちにも配布になったんだらうなと思うんですが、ちょっと自分に記憶がありませんでした。ただ、この事業は、国の10分の10でありますので、国が進めているんでしょうから、ぜひ自治体としても取り組んでいってほしいなというふうに思います。この項はこれで終わります。

次に79ページ、同じく歳出4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費についてお伺いをいたします。ここについては青森市清掃工場改修事業についてであります。当初予算の説明では、115ページ、歳出11款災害復旧費2項その他の公共施設・公用施設災害復旧費ということで、今回の昨年4月の事故の関係の復旧費として10億円余りが計上されておりました。ところが私もずっと調べていたら、この清掃工場の関係、当初予算では、清掃工場改修事業として4777万6000円が計上されておりました。多分災害復旧とは違うということなんでしょうから、この事業内容をお示しくください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 奈良委員の青森市清掃工場改修事業についての御質疑にお答えいたします。

昨年4月に発生いたしました火災により焼損した青森市清掃工場破碎選別処理施設の復旧工事におきましては、現状復旧に加えて今回の火災を踏まえた改善対策を行うこととしております。同施設の復旧事業費は総額10億6894万1000円となっておりますが、このうちの改善対策に係る費用について青森市清掃工場改修事業として4777万6000円を計上したものであります。

改善対策の主なものといたしましては、出火の可能性が高い箇所への対策といたしまして、コンベヤーへ温度検知器を4カ所、炎検知器を2カ所、散水設備を6カ所新たに追加設置するほか、延焼防止のための対策といたしまして、火災報知機と連動して開放する排煙窓を新たに追加設置することとしているものであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** 今の説明を聞くと金額的にもそういうふうになるのですね。要は総額では約10億6894万円かかるんだけれども、復旧費の分は約10億2000万円と、今言った改善のほうに約4700万円ほどかかるということですね。わかりました。ありがとうございます。この項はこれで終わります。

次に、別冊 111 ページ、歳出 10 款教育費 5 項社会教育費 4 目文化施設費について、文化施設の運営管理費についてお伺いさせていただきます。

我々も、文化施設、リンクモア平安閣市民ホールを初め、リンクステーションホール青森は月何度となく利用させていただいていますし、もちろんいろんなステージ、舞台も聞きに行っている一人であります。今月だけでももう 4 回、5 回ぐらいですか、リンクステーションも行っていますし、リンクモアも 2 回、3 回行っています。あと会議等でも利用させていただいています。職員の方々には大変お世話になっております。親身に御協力をいただいているところであります。

そこで、文化施設運営管理事業の中に各文化施設の指定管理者における人件費が含まれていると思いますけれども、その経費はシーリングの対象になっているのでしょうか。お示し願います。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 奈良委員の文化施設運営管理事業についての御質疑にお答えいたします。

文化施設の管理運営に当たりましては青森市文化会館、青森市文化会館地下駐車場、青森市民ホール、青森市民ホール駐車場、青森市民美術展示館及び青森市合浦亭の 6 施設について、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社を指定管理者として、管理運営業務を行っているところであります。

指定管理者の募集に当たりましては、施設の管理運営に関する業務水準及び必要となる人件費や燃料費、そして光熱水費及び委託料などから算出した指定管理料基準額を提示した上で公募し、青森市指定管理者選定評価委員会による審査を経て、指定管理者として選定されているところであります。指定管理料につきましては、指定管理者からの提案額を基本としつつ、燃料費及び光熱水費については、毎年度変動することから、直近の単価などを反映した金額を指定管理料としているところであります。

このように、指定管理料は、指定管理者からの提案内容などに基づき算出されているところであり、その提案内容の着実な実施のため、シーリングの対象とはなっていないところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** わかりました。現在でも結構、文化会館などでも自主事業で例えばことしは 2 年に 1 度の宝塚歌劇団も来ます。それで、歌舞伎なんかもことしは海老蔵さんから松本白鸚さんもいらっしゃいます。2 回公演があるのかな。それぞれなかなか地方都市では持ってくるのが難しい事業とかも、文化会館や公社のほうは一生懸命持ってきています。これらも、いろいろ今まで経験した人脈、ノウハウ、そういうのが非常に大事であります。できればこういうノウハウを持った職員が、簡単にやめていかないようにするために、やはりある程度の賃金が保障されている



ほうがいいんではないかと思っています。どこの施設も厳しいのはわかりますけれども、ぜひ青森市民、県民のそれぞれ文化の発展に少しでも資するように活動がやっ  
ていかれるよう望んで、この項の質疑は終わります。ありがとうございました。

最後に、議案第 53 号平成 30 年度一般会計補正予算（第 6 号）について質疑いた  
します。歳出第 8 款土木費であります。平成 30 年度青森市補正予算案の概要に、小  
柳第一団地建替事業の進捗に伴う変更とありました。継続費ですね。小柳第一団地  
建てかえの進捗がどのように変更になったのかをお聞きしたいと思っています。と  
いうのも、御案内のとおり今の時期の補正予算というと、主に決算見込みに基づく  
歳入歳出の調整というのが大体そうじゃないですか。私も今こうやって見て、事業  
の進捗に伴う変更って、まあ、簡単に言うと、何かしらの理由でおくれたから継続  
費が延びたということでしょうか、こういうふうに理由があったものですので、こ  
の変更となった理由をお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 奈良委員からの小柳第一団地建替事業についてのお尋  
ねにお答えいたします。

市営住宅小柳第一団地建替事業は老朽化が著しい既存住棟 13 棟の現地建てかえ  
事業であり、今年度は、平成 30 年 7 月に完成した E 棟の整備の後、既存住棟の解体  
工事を実施しているところであります。

当初は、既存住棟の解体工事後、今年度中に A 棟の整備に着手する予定でありま  
したが、解体工事におきまして、設計時の調査等で確認できなかった、過去の改修  
工事による仕上げ材の撤去作業や、くい抜き作業の安全確保のための埋め戻し作業  
の追加などが生じ、不測の日数を要したことから解体工事の工期延長を行ったとこ  
ろであります。このため、今年度中に A 棟の整備に着手することができなくなりましたこと  
から、今年度の費用の減額について補正予算案に計上し、今定例会において御審議  
いただいているところであります。

**○藤原浩平委員長** 奈良委員。

**○奈良祥孝委員** わかりました。特に私、解体専門ではありませんのでわかりませ  
んけれども、目に見えないところの土の中にくいがあったとか、よく話を聞くじゃな  
いですか。そうすると、やっぱりこういうのにおくれが出るなどというのは重々わか  
りました。できるだけ予定どおりに進捗するよう、これからも意を用いていただく  
ことをお願いして、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、赤木長義委員。

**○赤木長義委員** 公明党、赤木でございます。順次質疑に入りたいと思います。

その前に発言をさせてください。前回の予算特別委員会で提案をしましたけれど  
も、ヘルプカードの周知について、市で実施しているヘルプカードや県が示したヘル  
プマークの周知が足りないことを発言し要望いたしました。市営バスなどにポス

ターなども掲示され、このごろ目立ってきており感謝をしたいと思います。引き続き青森市内の銭湯や温泉、JR、青い森鉄道、弘南バスにもポスターなどの掲示をして啓発を推進していただければと思います。どうかよろしくお願いします。

それでは質疑入りしたいと思います。

最初は、歳入から総合的に考えたいと思います。

平成31年度当初予算では、財源調整のための3基金を約28億円取り崩して編成しています。3基金を取り崩さずに予算編成すべきと考えますが、市の考えをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 赤木委員の3基金を取り崩さない予算編成についての御質疑にお答えいたします。

平成31年度当初予算編成におきましては、緊急課題として最優先に取り組んでおります新市庁舎整備、青森駅周辺整備のほか、病院事業会計への基準外の繰り出しなどにより、財源調整のための3基金を約28億円取り崩すこととなりましたが、市民の皆様にとって真に必要な施策を厳選し、また、国の交付金や青森市次世代健康・スポーツ振興基金の活用など、財源確保に努めた結果、3基金の取り崩し額は、平成30年度当初予算比較で約8億円の減となったところです。

本市といたしましても、予算編成時には3基金の取り崩し額を可能な限り圧縮すべきであると考えており、今後は、新たな青森市行財政改革プランに基づき、収納対策の強化や新たな広告収入の確保、また既存事業の見直しや経費節減などに努めるとともに、ファシリティーマネジメントの推進や公営企業・準公営企業の経営健全化に向けた取り組みを進めるなど、持続可能な財政運営となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ありがとうございます。

ただ、企画部長も予算編成をする役割上、毎回基金を取り崩して当初予算を立て、最終的に決算で歳入歳出の差額が出てきて、そのうちの半分をまた基金に積むとか、そういった状況の繰り返しが今の青森市の状態です。その中で、さらに臨時財政対策債の発行——これはやむなしと言えますけれども発行して、実際に起債の約3分の1を超えるものが実態のない、結局今の世代が生きていくために必要な借金となっている。国は交付税措置をすと言っていますけれども、結果として、先ほど蛭名委員も言っていましたけれども、基準財政需要額の中でどういう算定をするのかがなかなか読めない。算入すると言っても算入できていないかもしれない。そういったときに、当たり前の答えだけではなく、やはりきちんとした支出の見直し、ファシリティーマネジメントなどさまざまな手法をとられると思いますけれども、この中で本当に必要な事業、必要じゃない事業、この人口減少社会の中におい

てはしっかりとやっていかなければいけない、そう思います。

そういうことで、平成 31 年度の予算、これは私は賛成はしますけれども、しかし今後の考え方で、今までのやり方でいいのかというところはやはり考え直す時期ではないのかなど。財政プランをしっかりと 10 月までにつくられるということであるのならば、要は今までとは違った形で基金をしっかりと積み立てていくことと、歳出の見直しの部分、そこをしっかりとやっていかなければ本当にもつのかどうか、そこが心配であります。そういう中で本当に皆さんがやりくりをしている、努力をされていることには敬意を表したいと思います。少なくとも大きな事業がこれからまだまだ続きます。幾ら 10 階建て 100 億円の要らない庁舎をやめて、今の既存のものを使うことによって財源を減らしましたけれども、そのことによって、アリーナとか市民生活に密着した必要なものやっていると、やっぱり必要なものはかかってきます。ですから、その辺を全庁的にどういう歳出の見直しをするのかということをやっていただきたい。そうしなければ今後、財政的に逼迫します。基金の取り崩しを続けてきた新潟市の状況を見れば、それは一目瞭然だと思います。そうならないようにするためにも、しっかりとした財政運営をお願いしたいと思います。これは市長もわかっていることだと思いますけれども、副市長も含め全庁的にやっていただきたい。そう要望してこの項は終わりたいと思います。

続いて、総務費に関連して。

今回の条例改正で、市長と副市長の給与の減額だけを残しました。なぜなのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 赤木委員の特別職職員の給与条例の一部改正についての御質疑にお答えいたします。

今定例会に提出しております青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、本市の緊急課題と位置づけ、最優先に取り組んでまいりましたアウガ、新市庁舎、駅周辺整備に道筋がつかしましたことから、管理職職員と市長及び副市長を除く常勤の特別職職員との給与減額を解除いたしますとともに、市長及び副市長につきましては給料月額を緩和することとしたものであります。

市長及び副市長の給料月額につきましては、いわゆる負の遺産を整理し、青森市が新たなまちづくりへと前進できる状況、出発点に立つことができたと考えておりますことから、市長が就任した当時の給料月額、市長につきましては条例に規定される給料月額の 15%、副市長につきましては同じく 5% を減額した給料月額としたものであります。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 流れというか、当たり前のことを言ったけれども、でも哲学がないよね。まあ、哲学がないというのがわかったのでいいです。でも、給与の減額とかというのは、きちんとした哲学がなければだめだと思うんですよね。哲学がない

ままただ実態に合わせてやったということであれば、非常に残念です。そこについては今後、特別職の報酬もありますので、しっかりとした哲学を考えていただきたい、そのように要望してこれは終わりたいと思います。

同じく総務費に関連して、先ほどとダブるようであれば次の答弁はその旨を言っていたら削除していただいても結構ですけれども、マイナンバーカードの普及に向けての市の取り組みについての考えをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** マイナンバーカードの普及についてのお尋ねであります。昨日の藤田委員のお尋ね、また本日の渡部委員のお尋ねに対する答弁と内容は同様となります。赤木委員より同様であれば割愛をとのお話がありましたので、答弁は割愛させていただきます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ありがとうございます。

マイナンバーカードについては、せっかく市としてこれからコンビニでのさまざまなことをやるということで、やはり啓発活動、多くの人にマイナンバーカードをつくってもらい、それを努力していく必要があると思います。ですからその辺について考えているものが何かあれば、坪市民部長のほうからお示ししていただければと思います。まだ検討中であれば、まだお答えできないというのであればそれはそれで結構ですけれども、お答えできるのであればお願いしたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。

マイナンバーカードの普及率については、午前中もお話し申し上げましたが、全国レベルの12.2%であります。このマイナンバーカードを普及させていくということにつきましては、やはりその利便性というのを広く市民の皆様に御理解いただくことが必要であるかと存じ上げます。ですので、オンラインサービスであるマイナポータルを活用した児童手当に関する手続など、こういった福祉関係の手続でありますとか、平成32年2月のコンビニ交付サービスがスタートといった、新たなサービスがこのような形で始まっているということを広く市民の皆様に御理解いただくことが、何よりもマイナンバーカードの普及につながるものと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** この問題も坪市民部長が代表して答弁していただきましたけれども、マイナンバーカードの利用ということについて、いろいろなことを全庁的に考えていただいて、そして利便性のよきものにしていただいて普及するようにしていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは総務費に関連して最後です。

先ほど小川企画部長の答弁の中でもファシリティーマネジメントという形でも、

財政的なお話がありました。そこで確認したいんですけれども、奈良議員の一般質問において、個別の計画がしっかりとお話があったと思います。

そこで確認をしたいと思います。市が策定している個別計画はどのようなものなのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 赤木委員からのファシリティーマネジメントについて、市が策定している個別施設計画はどのようなものかとのお尋ねにお答えいたします。

平成 28 年 2 月に策定いたしました青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針では、施設の特性を踏まえた個別施設ごとの長寿命化計画、いわゆる個別施設計画の策定を行うこととしておりまして、現在本市では 8 種類の公共施設等において個別施設計画を策定済みであります。

これらの計画は、主に予防的な点検や修繕などによる長寿命化と維持管理コストの削減を目指す内容となっております。とりわけ市営住宅、橋梁、水道施設、公共下水道施設、道路及び公園施設の 6 種類の個別施設計画は、これら施設の整備等に係る国等からの補助金の交付申請に当たり、計画策定が条件とされていたなどのことから、その補助金申請等の必要性のため策定したものであります。また、ただいま申し上げました市営住宅、橋梁、公園施設に加えまして、学校、コミュニティー施設を含めた 5 種類の個別施設計画は、例えば公園施設に係る計画であれば、平成 22 年 6 月に既に策定済みであったものであるなど、平成 28 年 2 月に策定した青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針と同時期、またはそれ以前に策定していたものでありまして、同推進基本方針において、既に長寿命化計画等を策定済みの公共施設等については当該計画をもって個別施設計画とするとされておりますことから、そのような整理をしているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 山谷総務部理事の説明は聞きやすいというか、わかりやすいというか、ずっと入ってきたんですけれども、ちょっと確認しますね。

今の答弁だと、このファシリティーマネジメントの個別の計画というのは、人口減少社会における公共施設の適正化を進めていく、そしてまた施設の長寿命化を鑑みて将来の人たちの負担を軽減するために必要な計画である、そういったことを前提につくってきたということによろしいでしょうか。それが 1 つ。合わせて今の答弁の中だと、補助金の申請にもどうしても必要な条件なのでつくらざるを得なかったという 2 つの側面があるという認識でよろしいでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

個別施設計画につきましては、青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針と同時期またはそれ以前に策定していたものもありまして、また、策定が補助金申請

の必要条件であったという性質、側面をも有しているものですが、いずれにせよ、その内容は長寿命化と維持管理コストの削減を目指す内容になっているものであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 今のお話で大事な点は、補助金をとるためということもあるけれども、しっかりと将来にわたっての長寿命化、さらには経費の削減、そのためであるということが明確になりました。ありがとうございます。

そういう観点から確認をしたいんですけども、この人口減少社会、公共施設の複合化という観点——さまざまな施設、計画をつくって複合化をしていかなければいけないという観点から、このファシリティーマネジメントは進めなければならぬと私は認識していますけれども、その認識でよろしいでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。山谷総務部理事。

**○山谷直大総務部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

ファシリティーマネジメントは本市の行財政運営において非常に大事な取り組みであると認識しておりますし、既存公共施設の建てかえ等の際には、他の公共施設との合築や統合といった複合化などを念頭に組み込んでいくこととしているところです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ファシリティーマネジメントにのっかって、市としてはやはり複合化、合築というのは基本的に進めていくということが確認がとれたのかと思います。

では何点か、個別の部分でちょっと話をしていきたいと思います。

今、さまざまな個別の施設、市営住宅、橋梁、公園施設、学校、コミュニティー施設などとおっしゃったんですけども、私はそのほかにも市として計画をつくる必要があるというのはここ何回も質疑をしているんですけども、老朽化が著しい消防団機械器具置き場、この再配置です。このことについてお伺いをしたいと思います。

消防長にお伺いをいたします。消防団機械器具置き場の再配置について、どのように考えているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

**○蝦名幸悦総務部理事** 赤木委員の消防団機械器具置き場の再配置についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず消防団は、地域防災のかなめとして中核的な役割を果たしている重要な消防機関であり、その中で消防団機械器具置き場——以下、置き場と言わせていただきますけれども——は、火災・風水害などあらゆる災害に備えて、消防団車両や各種

資機材を配備しておく地域の防災活動拠点となる重要な施設であります。現在、本市消防団の置き場は、青森消防団及び浪岡消防団を合わせて107棟を有しているところです。

お尋ねであります置き場の再配置、整備につきましては、必要な防災体制を維持しながらも、本市消防団施設全体で調整し進めていかなければならないものと考えているところであります。また、置き場は青森市の公共施設でありますことから、周辺の既存の公共施設との複合化や隣接の置き場同士の統合も視野に入れ、施設の総量の抑制を図るなど、青森市公共施設等総合管理計画の基本的な方針を踏まえ、関係部局と協議を重ねながら整理すべきものと考えているところであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ありがとうございます。

この消防団の機械器具置き場については非常に大事な点だと思います。先ほどの計画のほかに、この部分も計画を策定しながら進めていただきたいと思います。どうかそこは消防長よろしくお願ひしたいと思います。

それで1つ要望なんですけれども、御存じのとおり何度かお話をしていますが、消防団の浜館分団第1班における機械器具置き場がさまざまな事情でなくなりました。そのことによってやっぱり団員さんの士気は低下していると聞いています。今、第5班と一緒に使うようにしているんですけれども、現実第1班からは遠い場所にある。そういう状況下において、しかも第5班の部分も相当な老朽化が進んでいると思います。ですから、そのことを踏まえて、ここについてはぜひ第1班、第5班の消防団の人たちが困らないような施設を、ぜひ地域的にいい場所、第1班と第5班の人が困らないような場所を選んで再配置をしていただければと思います。私的に言わせていただければ、ちょうど中間にあるほろがけ福祉館の側に一緒に建てていただいて、合築も今後考えていただければ非常にありがたいなということなんですけれども、これはファシリティーマネジメントの方針の中で整理されて決定されていくものと思いますから、そこについては要望してここで終わりたいと思います。

そのほかに……（発言する者あり）

**○藤原浩平委員長** 静粛にお願いします。

**○赤木長義委員** 学校施設についても、今回の西田沢小学校の要望、統廃合についても、このファシリティーマネジメントの方針にのっとって進めてきたものなのかどうか、再度確認をしたいと思います。佐々木教育委員会事務局理事、お願いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 済みません、ちょっとはつきり語尾が聞き取れませんでした。もう一度お願いできますか。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 西田沢小学校ほか3校が、これから1つの統廃合という形で進みますよね。そのことはファシリティーマネジメントの方針にのっとってきたのかどうか、そこを確認したかったんですけども。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 大変失礼いたしました。

西田沢小学校、後潟小学校、奥内小学校の取り組んでいる統廃合というか、通学区域の再編の取り組みとファシリティーマネジメントの関係ということでよろしいでしょうか。

通学区域の再編につきましては、基本的には教育環境のほうの視点からの整理ということになりますけれども、もちろん一方ではファシリティーマネジメントという公共施設を全市的にマネジメントの中で整理していくという考え方のもとにありますので、基本的には、2つは全く別物ということではなくて両方、両にらみということになりますけれども、通学区域の再編というのがファシリティーマネジメントの観点から主導していくということは言い切れませんが、どちらの活動も全く矛盾するものではなくて、あわせて進めていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** わかりました。おっしゃるとおりだと思うんですけども、ただ人口減少社会なので、その辺がどういう状況下になるのかということを考えてら——ただ、通学区域の再編だけの話であれば、学校においては学校の適正な教室、人数というのがあるはずで。そういったことを考えたときにやっぱりそのことをしっかりと考えて、ただの通学区域だけという発想だと、多分、何というか、地域エゴが出てくるというか——になるので、そこをしっかりとした哲学を持ってやっていていただきたいなと思えます。このことについては本当に大事です。特に学校のファシリティーマネジメント、通学区域の再編ということについては、将来の子どもたちのためになりますので、そこについては本当に慎重かつ丁寧に、そして大胆にやっていただきたい。そのように思います。特に、学校の適正な教室、それが当てはまらないということは運動会もできないような形になりますから、教育環境に関しては決していい状況ではないので、そのことをしっかりお願いをして、この項は終わります。

山谷総務部理事、ずっと座っててもらって申しわけなかったです。ありがとうございます。以上です。

続きまして、衛生費について、急病センターの移転に伴い、改修はどのような内容になるのかお示してください。

同じく衛生費について、県は骨髄ドナーの助成制度を導入することとしていますが、本市として支援する考えはあるのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。保健部長。



**○浦田浩美保健部長** 赤木委員からの急病センターの移転についての御質疑、また、骨髄ドナーの助成制度に関する市の考え方についての御質疑、2点にお答えいたします。

まず先に、急病センターの移転についての御質疑にお答えいたします。

青森市急病センターにつきましては、赤木委員よりかねてから予算特別委員会の中で、手狭な待合室や診療室の改善のほか感染症予防への対策を図ることなど、設備・機能の課題について、御指摘・御要望をいただいていたところでした。改修に当たっては、他市の初期救急に関する施設の情報収集を行うとともに、現場の看護師・事務員の声や、市医師会、市薬剤師会、青森市急病センター運営審議会の方々の専門的な見地から御意見を伺い、既存の施設構造を生かしつつ、課題解消を図る各室の機能的な配置や患者の感染予防や医師等の効率的な動線の確保等の観点から、必要な設備・機能について検討・整理し、本定例会に来年度改修工事等、所要の整備を進めるための関連予算を提案しているところです。

急病センターの主な改修内容といたしましては、診療室については、これまでの2室から小児科、内科、外科それぞれの専用診療に対応することに加え、感染症患者専用の診療室を設置し4室にすること。待合室については、新たに感染症患者専用の待合室も設置し、これを含め面積を35.55平方メートルから70.22平方メートルと、約2倍に拡大すること。これまでなかった救急車等搬入口を設けること。プライバシーに配慮し、安心して御利用いただける授乳室を新たに設置すること。トイレについては、多目的トイレ1室のみであったものから、既存の男性・女性用のトイレはそのまま生かし、多目的トイレには嘔吐に備えた流し設備を備え、その他職員専用のトイレも設置すること。患者への対応に従事者が効率的に動けるよう、現在兼用している事務室から薬局を分割すること。さらには、救急患者への診療の向上を図るため、腹部を検査する超音波画像診断装置及び末梢血を検査する自動血球計数装置などを新たに設置し、初期救急医療の機能を拡充することとしているところです。

今後の予定といたしましては、改修工事終了が予定される平成31年10月以降、休診期間を設けることなく、現在の場所から第3庁舎へ移転することとしており、市民の皆様が安心して受診できるよう、新たな環境において初期救急医療サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、骨髄ドナー助成制度の導入に関する市の考え方についての御質疑にお答えいたします。

骨髄ドナーに対する支援につきましては、市では、まずは広く市民の皆様にご登録について知っていただき、1人でも多くのドナー登録への協力が重要であると考え、さまざまな機会を捉えた広報活動や、関係団体等との連携による骨髄ドナー登録促進の普及啓発活動等を行っているところです。

こうした中、先般、報道等において、県では、ドナー休暇がないために生じるド

ナーの経済的負担等の補填や、県内のドナー休暇導入事業所の増加を図り、ドナー登録者数及び移植件数の増加につなげるため、一定の条件のもと、ドナー助成制度を導入している市町村に対し、市町村が支弁した経費の2分の1を補助する内容の制度を、新年度から導入することとしているところです。

市としては、基本的に、骨髄バンク事業が国の事業として推進されているものであることから、国主導のもと広域的に取り組むことが望ましいと考えていること。骨髄バンク事業は、ドナーの善意で提供いただいた健康な骨髄や末梢血幹細胞の移植によって、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんを広く、しかも公平に救うことを基本理念としており、それゆえ骨髄ドナーは命のボランティアとも言われていること。さらには、ドナー登録者から候補者になる割合は約5%、その後、候補者からドナーとなる割合が約5%であり、最終的には登録者の約0.3%の方がドナーとなることから、一人でも多くのドナー登録が不可欠であること。ドナー候補者となって、ドナーの善意が患者さんに届くまでには、コーディネーター及び医師による確認検査を行い、ドナーに選ばれた際には、医師、御家族等、立会人同席のもとに、健康被害が生じた場合の補償制度などの説明等も受け、最終同意を行い、必要な健康診断等を経て骨髄等の提供が行われていくという、一連のプロセスも正しく御理解いただくことが必要なこと。そのためにも、ドナー登録への理解と啓発を進め、ドナー登録者の底上げを図ることが何より重要と考えていること。これらのことから、現在のところ助成による支援制度の導入は考えていないところです。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 急病センターと骨髄ドナーについて、2つの質疑にきちんと哲学のある答弁をしていただき、感謝をしたいと思います。

まず、急病センターについては要望ですけれども、やっとインフルエンザがあった場合でもちゃんと分けてきちんと対応できるような仕組みができました。市民サービスの向上としては非常にうれしく思います。あとは、これも議会ではしゃべっていましたが、急病センターの運営体制については、小児科医が現状十数人のお医者さんしかいない。ですからほかのお医者さんは、大体当番医として回ってくるのが3カ月に1回とか、2カ月に1回とかだと思えますけれども、小児科医の人は下手をすると月に3回、それだけ負担の多い状況です。ですから、これは少子化に伴うこともあるわけですが、やっぱり小児科医をどう確保するかというのは、これからこの急病センターにとっても大事な点になると思うので、その仕組みは今後ひとつ次の課題としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。私もさまざま勉強して、ここについては提案をしていきたいと思っています。

骨髄ドナーについては、私の記憶では一般質問でも2回ほど言っていますが、こういう助成制度はやらないということで、今回で3回目でした。今言ったように、1000人登録しても、実際提供者になるのは結果として3人しかいないという実態があるわけです。ですから、そこの底上げをするのは助成制度がいいのか、何がいい

のかは私も今の段階ではわかりません。これもちょっと勉強する課題だと思っています。ただ、何かしらいい制度があると思うので、このことについては助成制度に限らず、さまざまなことを考えていただきたい。

そういう段階で、今の段階で結構ですけれども、助成制度に限らず市の支援について、今の現状の段階でどのようにお考えをされているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。保健部長。

**○浦田浩美保健部長** 骨髄ドナーについて、助成制度に限らず市の支援について今現在、どのように考えているのかとの再度の御質疑にお答えいたします。

骨髄移植につきましては、今現在も適合するドナーの方を待ち望む患者さんがいらっしゃることで、ドナー登録できる方は18歳以上54歳以下の健康な方と、働き盛り世代に限られていることから、支援の必要性はあるものと考えており、国に対して全国市長会を通じて骨髄移植を円滑に推進するため、骨髄ドナー登録者の拡大を図るとともに骨髄ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備することを提言しているところです。

国におきましては、2019年度から助成ということではなく、ドナー休暇制度の導入を企業に働きかける活動を支援するとしており、働き盛り世代がドナーになりやすい環境づくりに向けてということでは、市といたしましても企業等とともにできる支援ということについて、その方策を考えてまいりたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ありがとうございます。

国の方向性にのっとって市も考えていくということです。これは要望ですけれども、やっぱり市独自の仕組みをしっかりと考えていただきたい。助成制度というのがなかなか市としてはなじまないと考えているのであれば、やはり市独自の考え方で支援策を考えるべきだと思います。国は国の流れに乗っていくものだと思いますけれども、私も国のほうに問い合わせた結果、国のほうでは今言ったように、助成制度は国としてはやらないと。あくまでもやるのは、今言ったような企業に休暇制度の導入を働きかけるということです。自治体として県がああいう助成制度を出すのであれば、市としては何かをやっていく。それをぜひしっかりと考えていただきたいと、これは要望して終わります。どうもありがとうございました。

続きまして、土木費について2点お伺いします。

浅虫温泉駅のバリアフリー化の進捗状況についてお示してください。

同じく土木費について、市街地リノベーション支援事業についてお伺いします。

新町一丁目地区及び中新町山手地区に対しての市の補助金に対する考え方についてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 赤木委員からの2点のお尋ねに順次お答えいたします。

初めに、浅虫温泉駅のバリアフリー化の進捗状況についてのお尋ねにお答えいた

します。

浅虫温泉駅のバリアフリー化につきましては、浅虫温泉地域活性化協議会より、エレベーター等の設置に関する請願2件が提出され、平成27年第2回定例会において採択されているところです。

その後、平成29年7月の重点事業説明会におきまして、直接市長から県知事に対して、浅虫温泉地域における地域活性化の機運の高まりを伝えるとともに、浅虫温泉駅のバリアフリー化を強く要望した結果、昨年度は、青森県と市で浅虫温泉駅バリアフリー整備勉強会を実施したところです。

この勉強会の成果といたしまして、今年度は青森県とともに、浅虫温泉駅バリアフリー設備設置可能性調査を実施しております。本調査では、現在の跨線橋へのエレベーターの設置可能性や、跨線橋を架けかえる場合も含めた実際の施工に支障となる課題の有無などについて調査を実施しており、その調査結果は、今月、受注者より報告があると伺っているところです。

今後は本調査の結果を踏まえた上で、駅利用者の利便性向上や地域の活性化を図るため、引き続き青森県と連携して施工内容や整備手法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、新町地区での再開発事業についてのお尋ねにお答えいたします。

新町一丁目地区及び中新町山手地区における市街地の再開発事業は、地区の老朽化した商業施設や中小小売店舗、事務所、空き地等を共同化・集約化し土地利用の高度化を図ることを目的としたものであり、安全で快適な都市環境の創出に寄与するものであります。

また、本事業は国の補助制度の要件に合致するとともに、商業、医療、業務、都市居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの集積を図ることとした青森市立地適正化計画における青森駅周辺地区の基本的な方針にも合致するものであります。

これに加えまして、土地の高度利用が図られることにより、将来にわたって安定的な税収となる固定資産税の確保も期待できるものと考えているところです。

これらのことから、いずれの事業も市民や地域にとってさまざまな効果を有するものと考えており、これらの効果の発現を促進するための補助金として、平成31年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところです。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** ありがとうございます。

補助金に対する考え方がよく理解できました。立地適正化計画にのっとったまちづくりという観点、それとやはり固定資産税という観点、そういうことでしっかりと理解できました。ありがとうございます。

次、浅虫温泉駅のことですけれども、このバリアフリー化は議会でも一部の方を

除いては多くの方が進めるべきだという形で来たものだと思います。そういう中で、この部分は結果が多分今月中に出ると。聞き取りの中では3月中ぐらいじゃないかというお話もありましたけれども、やっぱりでき次第、我々議会や地域住民の皆さんにもどういった形で、こういう結果をどう報告していくのかというのは都市整備部として考えていただきたい、そのように思います。たまたま浅虫の人と話をしていたときに、できるかどうかわからないんですけども、上りも下りも全部が1番ホームにとまればつくらなくてもいいんじゃないかと言う人もいました。ですから、さまざまな手法があるかと思えます。ですから、いろいろな知恵を出しながら対応していただければと思います。

本当は先ほどファシリティーマネジメントのところであえて要望をしようと思ったんですけども、都市整備部長がきょう答弁に立たれるというのは聞いていたので、ファシリティーマネジメントについて若干だけ要望したいんですけども、市営住宅も計画があるかと思えますけれども、ただこれから人口減少社会、前につくった市営住宅の計画とやはりこの人口減少社会を考えたときに——また立地適正化計画というのもできました。そういったことを踏まえて、やはりさらなる精査が私は必要であると思えます。ですから、青森市の新たな住宅政策、そういったものをいち早く方向性をきちんと出していただきたい。これについては私ももう少し勉強して、これからまた皆さんと議論したいと思えますけれども、ここはぜひその点をお願いしたいと要望して土木費に関しては終わります。どうもありがとうございました。

続いて、教育費について3点ほどお伺いします。

特別支援教育について、今回導入する2 i n 1パソコンをどのように活用していくのか考えをお示してください。

同じく教育費について。虐待や不登校を防ぐためにスクールカウンセラーの派遣を週2回程度にすべきと考えるが、市の考えをお示してください。

3つ目、市民図書館について。開館時間を午前9時にするメリットをお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

**○工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 赤木委員の3点の質疑のうち、2点の御質疑にお答えします。

まず初めに、特別支援教育における市内公立小・中学校の2 i n 1型コンピュータの活用についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、タブレット端末としても活用できる2 i n 1型のコンピュータの導入に当たり、理科や算数、数学科の教科において重点的に活用していくこととしておりますが、特別支援教育においても、一人一人の障害の特性に応じて、学習上の困難さを軽減するツールとして効果的であると考えております。

本市におきましては、先行的にタブレット端末を活用している学校での実践例と

いたしまして、書くことが困難な子どもに対しては、漢字アプリを活用し、指や専用ペンでなぞり、書き順や形を捉えて書く練習をすることで、文字を書くことに対する抵抗感を軽減させ正確に書けるようにしている例。また、計算が苦手ですぐ飽きてしまう子どもに対しては、計算アプリを活用し、手順や順番、数字を書き込む場所などが順を追って説明されたり、ゲーム感覚で解答の正誤が評価され称賛されたりすることで、意欲の向上につなげている例などが挙げられます。

教育委員会といたしましては、先行的に実施している効果的な活用事例を研修講座や学校訪問等で情報提供するなどして、全ての学校において、発達障害のある、または疑われる子どもたちがタブレット端末を有効活用し、授業の中で成就感を味わい、自己肯定感を高めていけるよう努めてまいります。

次に、教育相談に関する本市の取り組みについての御質疑にお答えします。

今年度、本市におきましては、小学校 44 校、中学校 19 校に 20 名のスクールカウンセラーが配置されており、派遣回数は、小学校は月一、二回、中学校は月二、三回となっております。教育委員会といたしましては、教育相談体制の充実に資するよう、青森県教育委員会に対しスクールカウンセラーの配置校及び派遣回数拡充を継続的に求めているところであります。

教育委員会といたしましては、このような状況において、本市独自の取り組みとして、青森市教育研修センターには臨床心理士 1 名とそれに準ずる資格を有するカウンセリングアドバイザー 1 名を配置しており、各小・中学校の要請に応じて派遣しております。また、教育委員会では、児童・生徒に深刻な影響を及ぼすおそれがある事案が生じた場合、教育委員会が設置する青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チームが対応することとしており、必要に応じて、弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師等の専門家とともに適切な支援ができるよう努めてまいります。さらに、児童・生徒や保護者等のさまざまな悩みに対応できるよう、来室相談や電話相談、メール相談を行い、今年度、新たに中学生を対象とした SNS 相談も実施しております。

教育委員会といたしましては、これらの取り組みを通して教育相談体制の一層の充実を図り、児童・生徒が不安や悩みを解消し、健やかな学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 赤木委員の市民図書館についての御質疑にお答えいたします。

市民図書館の開館時間につきましては、平成 13 年にアウガに移転以降、商業施設の営業時間に合わせて午前 10 時から午後 9 時までとしており、また、夏休み、冬休みの学生の自主学習などのニーズに配慮して、平成 22 年度から 8 月と 1 月は午前 9 時からとしてきているところです。平成 31 年 4 月 1 日からは開館時間を午前 9

時から午後8時までに変更することとしたものでありますが、このたびの開館時間の変更につきましては、1つには、平成30年1月に市役所駅前庁舎が開庁し、多くの市民が早い時間からアウガを訪れるようになったこと。2つには、8月と1月を午前9時開館とした際に、開館直後の入館者が多いのに対し、午後8時以降の入館者は年間を通じて少ないこと。3つには、市民から開館を早めてほしいとの声が寄せられたことなどから、市民の利用実態を踏まえ変更することとしたものであります。

委員お尋ねの開館時間を午前9時からとするメリットにつきましては、市の窓口が午前8時半から開くことから、市役所駅前庁舎で用事を済ませた方などがすぐに市民図書館を利用できること、また、早い時間帯に利用したいという市民のニーズに応えられることなどと考えております。

市民図書館といたしましては、今後とも市民のニーズを把握しながら、利用しやすい図書館サービスの提供に努めてまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 御答弁ありがとうございます。

まず、市民図書館から。市民図書館については、これは私も時間を早めてくれというような、さまざまな形で要望してきましたけれども、これが早まることになって非常にうれしく思っています。ただ、夏休み、冬休みの体制は、子どもたちが——まあ、延長しろということはないと思うんですけども、夏休み、冬休みだけではなくて今度は春休みもやれるようになるということで、非常に喜んでいと聞いています。ですからこれについてはしっかりと対応していただきたいなと思います。

それと、特別支援教育のほうのタブレットですけれども、全校的に入れるという話で、特別支援教育については、この間荒川区に行ったときも非常に役に立つというお話を伺っています。ですから、この特別支援の先生方には本当に大変とは思いますが、ぜひこれをマスターしていただいて、これを使って子どもたちの適性に合った教育をしていただけるよう要望したいと思います。

それと、スクールカウンセラーの回数をふやしてほしいということで、教育委員会としては全力で頑張っているとは思いますが、ただ、教育と福祉の連携ということが言われて久しいんですけども、なかなかお金の面もあって非常に難しいと。ただやはり週2回ぐらい来るような関係で、人間関係もしっかりとその学校でできれば、さまざまな相談ができやすい。そういったこと、そういう仕組みができればいいということを教育者だったある方からの提言をいただきました。確かに今の時代、先ほどの虐待の話だとか不登校の話だとか、いろいろあると思います。そういったことに関して、今ある制度を充実させることが逆に防げるのではないかと、新たなことを考えるのも非常にお金がない中で頑張られているわけですが、ぜひここについては、今後検討していただきたいと思います、それだけ要望して終わりたい

と思います。

続いてまだ時間がありますので、民生費について。

小柳小学校の放課後児童会について。小柳小学校放課後児童会が新たな施設の整備により3カ所から1カ所に整備され規模が大きくなりますが、今後どのような体制で運営していくのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 赤木委員からの小柳放課後児童会の運営についての御質疑にお答えいたします。

小柳放課後児童会につきましては、これまで小柳小学校、ほろがけ福祉館、小柳第3団地集会所の3カ所の施設に分かれて開設しており、平成31年3月1日現在で166人の児童が利用しております。今般、小柳小学校の校舎改築に伴い整備いたしました、通称「小柳小学校地域連携プラザ」の2階に、新たな放課後児童会施設を整備し、1カ所に集約するものであり、3月11日から供用を開始したところであります。

本市の放課後児童会では、青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づきまして、おおむね児童40人を1単位とする支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2名以上配置することとしております。また、障害があるなどの特別な支援を要する児童が入会している場合、児童3名までの場合は放課後児童支援員1名を加配し、3名を超えた場合は、児童3名につき1名を加配することとしております。この基準により、小柳放課後児童会におきましても、児童の利用状況に合わせ1教室当たり2名から3名、4教室で8名から12名の放課後児童支援員を配置することとしております。なお、3月中におきましては、児童が新しい環境になれるまでの間、1名から3名の放課後児童支援員をさらに加配しているところです。

今後におきましても、児童の活動に支障を来さぬよう、登録児童数や特別な支援を要する児童などの状況を踏まえまして、適切な放課後児童会の運営に努めてまいります。

**○藤原浩平委員長** 赤木委員。

**○赤木長義委員** 終わります。

**○藤原浩平委員長** 次に、神山昌則委員。

**○神山昌則委員** 済みません、ちょっと失礼して、タブレットを取りに行ってきたので、休憩しててください。

〔神山昌則委員、委員会室を退室し、しばらくした後入室〕

**○藤原浩平委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 大変失礼いたしました。全部タブレットに入れておりまして、使えないもので、見ていたらバッテリーがなくなっていました。

私は、今回3点ほど質疑したいと考えております。



まず第1点は、後潟小学校、奥内小学校、そして西田沢小学校の統合に至った経過と今後の進め方についてお伺いいたします。

まず、地域の一人として所見を述べさせていただきますと、後潟小学校は明治5年創立以来、百四十数年たっております。青森市では、ずっと一番古いほうの学校に入るかと思えます。そしてまた、戦前は高等科がありまして、奥内地区、蓬田村からもたくさんの人材を輩出してきたと、そういうふうに向っております。

先般の定例会においても、我が会派の里村議員が質問いたしておりましたが、今まで地域において、この経過は、3校のPTAの方々が主体となって話を進めてまいりました。というのは、今の保護者の方が、西田沢、後潟、そして一時は奥内も複式学級ということで非常に懸念されまして、PTAが主体となって今まで進めてきた経過があります。

今の後潟小学校は、平成12年7月から工事が開始されまして、平成15年に校庭整備を完了いたしまして、そして平成16年2月8日に、新築記念を挙げていたしまして、約15年しか使っていない学校であります。そしてまた、改築するとき、地域の要望により、できるだけ木を多く使ってくださいと。私は、青森市内の学校でも1番木を使った学校と思っております。木というのは、非常に子どもたちに安らぎを与えるという効果もあるそうで、現在に至っているわけですが、そしてまた、6年前に後潟児童館を約300メートルほど移動して、学校のすぐ近くの支所と合築して、きょうに至ると。その周りには、郵便局、駐在所、そしてまた浜のほうには漁港、漁業協同組合、たくさんの公共施設のある場所でありまして、駐在所においては、奥内の駐在所を後潟のほうに一緒に持ってきたということで、今現在は奥内地区には駐在所はありません。

そういう環境の中でありまして、いづれにいたしましても、何せ子どもが少ない、複式になった。そういうことできょうに至るわけですが、3月2日の新聞によると、今まで数々協議してきたと。2月17日の後潟地区の説明会のときも私も参加させていただきましたと、各町会長方、各団体の方々、ほとんど異論はないと、やむを得ないという形でありました。

私は、この学校統合というのは1度経験しておりまして、旧奥内中学校、旧後潟中学校が三十数年前に統合しました。統合した後は、ちょっと主導権争いで、子どもたちがいさかいもありまして、そのとき、後潟地区子ども会と奥内地区子ども会が一緒になりました。当時、子ども会は北部地区が油川地区にありましたので、第二北部地区ということで発足させて、それから、小学校のころから野球をやったり、ドッジボールをやったり交流があったので、ほとんど子どもたちのいさかいはなくなったと。当時の中学校の先生は学校に来て、何も静かで、何か気が抜けると。そういううれしい悲鳴を上げていた先生もございました。

そこで、今は地域の皆さんは統合ということで進んでいるわけですが、質疑したいのは、後潟小学校、奥内小学校、西田沢小学校の統合に至った経過と今後

の進め方についてひとつお伺いいたします。よろしく申し上げます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 神山委員の後潟・奥内・西田沢小学校の統合に至った経緯と今後の進め方についての御質疑にお答えいたします。

後潟小学校・奥内小学校・西田沢小学校の現状につきましては、児童数が3校とも年々減少しており、平成30年5月1日現在で、後潟小学校が55名、奥内小学校が63名、西田沢小学校が48名となっており、後潟小学校と西田沢小学校では複式学級を有する状況となっております。

教育委員会では、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、保護者や地域の皆様と教育環境に係る話し合いを行っており、後潟小学校・奥内小学校・西田沢小学校につきましては、平成26年度から奥内小学校、平成28年度から後潟小学校、平成29年度から西田沢小学校のそれぞれのPTAと話し合いを開始し、平成29年度からは3校合同による話し合いを行ってきたところであります。

3校のPTAでは、子どもたちの学習活動においてさまざまな制約が生じている現状を解消するために、3校の通学区域再編の方向性を取りまとめ、その内容につきましては、統合する学校は後潟小学校・奥内小学校・西田沢小学校の3校、統合の時期は2020年4月、使用する学校施設は奥内小学校としたところであります。この方向性につきましては、各小学校区内の全住民を対象とした地域説明会を2度開催し、その中で地域としてもPTAが取りまとめた3校の通学区域再編の方向性について同意していただいたところであります。

今後におきましては、3校の保護者などから成る準備委員会を組織し、通学支援、再編後の教育相談体制及び児童や保護者の不安を解消するための事前交流など、再編に伴う環境変化への支援について話し合いを重ね、保護者や地域の皆様の御理解をいただきながら3校の統合に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 教育長の今の説明、本当にありがとうございました。

今回、この統廃合において、ほとんど地域の方に異論がなかったということなので、私は本当にPTA主導でよかったと思っています。

先ほども申し上げましたけれども、かつて奥内中学校と後潟中学校が合併したとき、町会長さんが「いやあ、後潟から見れば奥内のほうに寄っている。何十メートルか後潟に来なければ真ん中でない」とか、いろんな話がありまして、当時、北中学校はプールもできる予定であったけれども、結局、地権者の関係でプールもできないまま現在に至っているわけですが、その北中学校でさえ、もう子どもたちが少なくなっている。当然ですよ。小学校が少なくなるんだから中学校が少なくなるのは当たり前前の話で。

そこで、これからの問題なんですけれども、やはり中学校合併したときの経験からいくと、奥内の「奥」をとって、後潟の「潟」をとって、仮称奥潟中学校という話になりまして、違和感を持った印象があります。最終的に北中学校ということになったんですけれども。この今一番、後潟地区の大人の方が懸念しているのが、どんな名前の学校になるんだろうという話なんです。やはり西田沢小学校、奥内小学校——まあ、多分今のところは奥内に行くような感じで進んでいるようなんですけれども、その辺は校名に関しては、新聞によるとまだということなので、できれば——私見ですよ、私の意見なんですけれども、北小学校あたりでいいのではないかと思っています。新しくできた学校は、五所川原一中とか三中とか、いろんな番号で校名をつけているところもあるようなんですけれども、やはりその辺も教育委員会のほうに考慮していただきたいと思っています。

そしてまたもう1つ。あの立派な学校、オープンスペースで木をふんだんに使って、私はすごくすばらしい学校だと思っています。体育館には、青森市第1号の暖房も入れさせていただきました。そしてまた、この3校の中で唯一まだプールを使っています。なので、その辺もまた奥内に行ったとしてもどうなるのかと懸念を抱いている保護者の方もおります。そしてまた、隣の蓬田小学校の話を知ると、スクールバスを出すという新聞報道なんですけれども、1年生、1時間目はスクールバスで来ればほとんど授業にならないという話も聞いていましたし、スクールバスに乗り過ぎると体力も落ちてくるということで、今、蓬田は歩いて来れる子どもは歩いて通学して結構ですよとなっているようで、その辺も今後考慮していただければなと思っています。何せ隣の村が、先進地といえれば先進地ですので。スクールバスは便利でよいんですけれども、子どもたちの体力の面も懸念されるものもありますので、その辺もひとつ考慮していただきたいと。

また、これも私見で申しわけないですけれども、あの立派な施設は今後どういうふうになるのかという話なんです。青森空港から車で約1時間、新青森駅から25分の位置にあります。私は、今、国で進めている外国人の働き方の宿泊研修施設でもいいのではないかと。これは私の考えですよ。そういうのもあってもいいのではないかと。そうすると、地域の子どもたちが学校から帰ってきて、いろんな外国人と接するわけですよ。語学力も向上するのではないかと。そして、ある程度、地域の活性化にもなるのではないかと思っていますので、その辺の御見解をお伺いしたいと思っています。よろしくお願いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育長。

**○成田一二三教育長** 統合後の後潟小学校の校舎の利活用についてですけれども、これについては、まず、地区の保護者の皆様や地域の皆様の御意見を伺いながら、全市的な公共施設のあり方として校舎の利活用を検討していくということとしておりますので、現段階では決まっていないということであります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 神山委員。

○神山昌則委員 わかりました。ぜひ未来に向かった拠点になるような施設としていただければなと思っています。

私も、うちのほうの地域はことしで 24 年になります地引き網大会をやっています。300 メートルの砂浜がありまして、そこを利用してやっているんですけども、その中で、青森大学や青森中央学院大学のアジアの留学生に来ていただいて、地元の方と交流をやっているわけですけども、やはり向こうの方はすごいですよ。ベトナムの方なんて、ベトナム語、フランス領なのでフランス語、隣の中国語、日本語、英語プラス津軽弁と 6 カ国語をしゃべるんですね。ですから、やっぱりああいうのは感心しますよ。我々日本人はというと、青森の人は標準語もなかなかうまくしゃべれないという話で、そういう点のもありまして私見を述べさせていただきます。

いずれにいたしましても、あの立派な学校を最大限に利活用できるようにひとつお願いして、この件は終わります。本当にありがとうございました。よろしく願いします。

次に、ごみの減量化についてお伺いいたします。ひとつよろしく願いします。

昨今、ごみの焼却施設がちょっとトラブっているという話も聞いていましたけれども、私も長年、町会長をやってきてまして、今、ごみの減量化も町会のほうでも協力してくださいということで今までずっとやってきて、ある人によれば、「ごみを減らすのは簡単だ。黄色い袋になれば減るでしょう」なんて冗談を言う人もおりますけれども、果たしてどの程度減っているのか、さっぱり見えてこないのが現状です。

そこでお伺いいたしますけれども、昨今——私もずっと調べてきたんですよ。さっき子ども会の話をしましたけれども、後潟地区は各子ども会で廃品回収をやっています。うちのほうの南後潟子ども会の例をとりますと、金額ベースで昭和 61 年は 12 万 3585 円、それから昭和 62 年は 7 万 5700 円、平成 5 年は 4 万 9562 円、平成 15 年は 3 万 6100 円。これを見ても、やっぱり金額が少なくなっているというのはごみの量が少ないんですよ。なぜかという、当時は一升瓶が本当に金になったんです。あの一升瓶は、1 本 20 円以上しました。ビール瓶においては 7 円。今でもビール瓶は 7 円に変わりありません。廃品回収をやっていると世の中の動向がわかるんですね。当時はビール瓶は、キリンビールが圧倒的。キリンビールの瓶、わかりますか。ひょろっとしているんです。サッポロ、アサヒはふっくらしています。キリンキリンと仕分けをする時代でした。今は全く逆でキリンが少なくて、ああいうのを見ても世の中の動向がわかるんですよ。それで今、なぜ金額が少なくなったのかというと、一升瓶からペットボトル、または紙パックに変わりました。そして、ビール瓶も今、本当にスーパーに行っても缶ビールが圧倒的に多くて、そういう部分で廃品回収の金額が減っているわけですけども。

いずれにいたしましても、ごみの減量化、トン数で表示するんですよ。何千トン減ったとか。それではちょっとわかりにくいので、私はお願いしてパーセンテージで示してもらえませんかということで、ひとつその辺、御答弁のほうよろしくお願いいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 神山委員のごみの減量化についての御質疑にお答えいたします。

市では、減量化・資源化の推進に向け、これまで生ごみリサイクル推進事業を初め、有価資源回収団体活動奨励事業や各種イベント等を通じた市民啓発を行うとともに、全町会と各種団体等で構成されます青森市ごみ問題対策市民会議と連携した減量化対策など可燃ごみの減量化に努めているところです。

青森市清掃工場本格稼働後の青森地区と浪岡地区合計の可燃ごみの排出量と減量状況につきましては、平成 27 年度では 9 万 2405 トンで、前年度比 3315 トン、率で 3.5%の減少。平成 28 年度では 8 万 6589 トンで、前年度比 5816 トン、率で 6.3%の減少。平成 29 年度では 8 万 4986 トンで、前年度比 1603 トン、率にしますと 1.9%の減少となっております。

市といたしましては、可燃ごみの減量化が順調に推移してきているものと認識しておりますが、今後とも可燃ごみの排出状況を注視しながら、各種取り組みを通じてさらなるごみの減量化・資源化に努めてまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ごみの減量化が進んでいるということで理解しました。私が思うには、今、黒石に世話になっているごみの分までは、やっぱり青森市民の努力で減量化して、将来的には黒石市に世話にならなくてもいいような、そういう取り組みが——まあ今、努力されているということなので。そこまでやらなきゃだめだなどと思っています。いつまでも隣に世話になってばかりいられないということで、せっかくああいう立派な施設もつくったわけですから、市民一緒になってごみの減量化に取り組んでいかなければならないと思っていますので、不断の努力をお願いします。

そしてまた、青森市の各町会に助成金がどのぐらい出ているかわかりますか。わかたらひとつお知らせ願いたいんですけども。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。補助金であります。少々お待ちくださいませ。

市では、町会の各活動について助成を行っております。ごみ関連のことでしたら、青森市町会地域活動費助成金という、これは町会の幅広い活動に対して助成しているものであります。ごみ関連のもので拾いますと、こちらのほうについ

ては、昨年度は 614 万円ほど交付しているところです。

また、クリーンボックスの設置、こういったものにつきましては、青森市地域コミュニティ活性化事業補助金、昨年度は 23 町会に御利用いただいておりますが、こちらのほうですと約 300 万円弱ほど交付しております。

このほか市ではありませんが、一般社団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業補助金ということで、こちらにつきましてもクリーンボックスの設置で採択を受けた町会が 3 町会ほどありますが、こちらは昨年度 550 万円の交付を受けているということで、ごみ集積所関連ということでありましたら、こちらの 3 つの補助金の制度を活用なさって、町会のほうで環境活動に邁進されていらっしゃるという現状であります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ありがとうございます。

私も宝くじのクリーンボックスを 3 年連続申し込みました。3 年連続却下されました。その中で 1 つだけ宝くじで当たったものがあるんです。宝くじは当たるものなんですよ。今さっき申し上げた後潟支所、児童館の前に、屋根付きの大型時計付きのバス待合所をつくっていただきました。その関係かわからないんだけど、クリーンボックスは 3 年連続却下されて、いやあ残念だなと。今、町会長が変わったんですけれども、町会長に引き続き頑張れと。宝くじ当たるまで買えなんてやっているんですけれども、今のところは木で我慢しています。

そういうことで、ごみの減量化については 614 万円の補助金をいただいているということで、本当に感謝しています。地域としてはいろんな分野で助かるんですよ。例えばカラスよけの網をやっても、さあどうしようという話になって、破けたときに町会で予算が出るかという、なかなか当初に組んでしまうので、5000 円、1 万円の金って本当に貴重なんですよ。

そういうことで、これも要望なんですけれども、引き続きこういうのは減量化を達成するまで、市民部長、補助金のほうをひとつお願いします。各町会で皆頑張っていますので。よろしく願いして、この質疑はこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 終わりですか。

**○神山昌則委員** ここはね。次——皆さん、堪忍してください。4 年のブランクがありますので、今思い出し思い出しやっていたけれども、なかなか思い出せません。

次に、今、青森県は縄文文化遺跡群の世界遺産登録に向けて、一生懸命取り組んでいるわけなんですけれども、果たして我が青森市はどういう取り組みをするのかというのが私はよく見えないんですよ。ですから、こういう機会にお伺いしたいなと思っております。実は先般——これは県で出している縄文のファイルなんです。北海道、

秋田、岩手とついているんですけれども、先般1月28日に長崎県の五島市に行く予定だったんですよ。それで、青森空港から羽田までは、すごく天気がいい日で順調に飛びました。ところが、羽田から長崎まで飛行機がおくれにおくれて、結局、五島市に行く飛行機に投げられたんです。行けませんでした。それで、長崎市もいろいろあったので、やむを得ず長崎市に次の日に行ったんですけれども、そうしたら、こういう立派な冊子とか、中には切手まで入っていました。10枚だから820円ですね。それから、こういう木でつくったものとかいろいろなものが入ってまして、すごいものだなと思っています。

そこでお伺いしたいんですけれども、青森市としては例えばこれから三内丸山遺跡が登録を受けると、一番恩恵を受けるのは青森市です。ですから、その辺を踏まえてどういうふうな進め方をしているのか、取り組んでいるのかお伺いいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 神山委員の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取り組み状況についての御質疑にお答えいたします。

本市の三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取り組みにつきましては、まず平成21年1月にユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、これまで専門家委員会や文化庁からの指導・助言を得ながら作業を進めてきているところです。

平成24年度から平成28年度にかけては、ユネスコへの推薦候補を選定する国の文化審議会における審議対象の要件として、推薦書案のもととなる協議案や推薦書素案を作成して、毎年度、文化庁に提出してきたものの、課題の整理とか修正等を要するとして推薦が見送られてきたという経緯があります。このため、平成29年度には、関係自治体による考古学の専門職員をメンバーとするプロジェクトチームが中心となって、縄文遺跡の顕著な普遍的価値について、各構成資産との関係性を明確に示すとともに、わかりやすい表現で国際的な視点からも理解されるように推薦書素案の見直しを行ったところです。その結果、昨年7月19日に開催されました文化審議会において、文化遺産の推薦候補に決定したということがありまして、本市ではさらなる周知の一環として、市のホームページや「広報あおもり」への掲載、また駅前庁舎での懸垂幕の設置、駅前庁舎等でのポスターの掲示などを実施したところです。しかしながら、平成32年度以降のユネスコ世界遺産委員会における登録審査が、文化遺産と自然遺産を合わせて各国1件に制限されることから、文化遺産候補の北海道・北東北の縄文遺跡群と、自然遺産候補でありました奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について政府が両者を検討した結果、残念ながら今年度においては、縄文遺跡群の推薦が見送りとなったということでありまして、

ただその後、去る1月23日に開催されました文化審議会において、来年度における世界文化遺産推薦候補の選定に当たっては、昨年7月19日開催の文化審議会の答申内容をそのまま引き継ぐということが決定されましたことから、現在、あわせ

て文化審議会から示された推薦書案の内容に関する課題等への対応を進めているところではあります。

いずれにいたしましても、市といたしましても、今後とも関係自治体と連携・協力しながら、早期の世界遺産登録に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。(発言する者あり)失礼いたしました。済みません、先ほど自然遺産候補の奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び「にし表島」と申しましたけれども、「いり表島」の誤りでしたので、謹んで訂正させていただきます。失礼いたしました。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** 一生懸命取り組んでいるのはわかりました。

そこで、本市に他市からいっぱい議員が視察に見えていると思います。そういう方々に青森市としては、例えばこういうファイルとかもろもろのおみやげ的なものを持っているのでしょうか。また、その視察団には、青森市ではどういうふうにPRしているのか、その辺ももしできたらお伺いしたいと思っています。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

**○佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えいたします。視察に訪れた方々へどのような対応をしているのかというお尋ねであります。

視察に訪れた方々に対しては、既存のパンフレットでありますとか資料がありますので、そちらのほうで説明させていただいているというのが現状であります。

また、ただいま御提案させていただいております当初予算の中には、世界遺産登録に向けた機運醸成を図るために、何かしらのノベルティグッズとかを作成できるような予算についても計上させていただいております。具体的な中身については今後検討することになりますけれども、そのような予算も新年度予算のほうで今、提案させていただいておりますので、そちらのほうも活用しながら機運を高めるといった取り組みをしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 神山委員。

**○神山昌則委員** ありがとうございます。

三内丸山遺跡の縄文時遊館に行くと、売店でいろんなファイルが売っています。でもこれは売っていません。ポスターは張ってありますけれども、こういうのはないんです。このポスターは張っているけれども。それで私、県のほうに聞きました。そうしたら、これは県でつくったもので売るものではないと、そういう話なんです。いや、そうではないでしょうと。観光客は金を持って来るんだから、これを高く売って利益を出して活動資金に使えばいいじゃないかという私の話で。

もう1つは、このバッジです。県もおかしいんです。これは今度、青森商工会議



所の中であって、個人では1口1000円で、団体は2000円だとかで入れればこのバッジをもらえますよということなので、何かばらばらなんです。私たちが他市に視察に行くと、やっぱりこういうバッジとかを土産に持って行って、少し協力してくださいと、PRしてもいいのではないかと考えて言っているんですけども、なかなかぴんとこない。これもあと何ぼもないような話をしていました。

もう1つは、多分、気がついた方は気がついたと思います。三内丸山遺跡の縄文時遊館に入っていくと、こういう大きい柱がホールの中にあります。あそこを見た方はおられますか。東北新幹線がついています、下のほうに。いっぱい人がいて並んでいるところですね。あそこが盛岡までしか新幹線が来ていないんですよ。気がつきましたか。あれ、これはいつのポスターだろうと思って見たら、2017年のポスターですよ。これは去年の話です。もう北海道に行っちゃっているんです。JR東日本も一番遠い切符を売りにたくないのかとったりしまして。その辺もやっぱり観光客は誤解しますよ。あそこによく行ったら、私はあらを探るのが大好きで、受付の子にこれはおかしいのではないかと、観光客の方がえらい憤慨して怒って帰りましたと上司に伝えてくださいと言ったら、私、北海道出身で今ここに初めて就職しましたと。何で北海道出身の方がここで受付をやっているのかと言ったら、弘前大学人文学部を卒業したんだそうです。その後行ってみたら、どういう対処をしていたと思いますか。そこのところに、こうやってのぼり旗で見えないようにしていました。(発言する者あり) いや、笑いごとじゃない、そういうことは大事なことです。それで、あそこも食堂で御飯を食べている観光客がいっぱいいるんですよ。店の品物をきれいで隠して、店じまいして。それはちょっと失礼な話じゃないかなと思っています。まあ、それは県のほうだからあれですけども、その辺は青森市でも何せ地元にあるので、県にちくりと言ってほしいなと思います。

いずれにいたしましても、世界遺産に登録されると、登録された地区は皆さん御承知のとおりにぎわっていますよ。長崎に行っても銀山に行ってもにぎわっています。人口減少と言わないで、そういうことをやるとそのにぎわいは少しずつ取り戻せますよ。それがどこでも言っているにぎわいは観光だと。ああいう立派なところがあるんですから、そこは青森市も県と一緒に、県民と一緒に登録に向けて、皆さんとぜひ頑張りたい。なので、我々議員の方もいっぱいおられます。全国に行っています。そのとき、こういうところがあります、どうぞこういうところですよ。ちなみに函館市はバッジがあります。皆さん見たことがありますか。きょうはちょっと持ってくるのを忘れてましたが、イカと赤い羽根がついているやつです。600円だそうです。あれはいいなと思いました。だから赤い羽根を買わなくていいんですよ。バッジなんです。なので、その辺も他市でもいろいろ取り組んでいるんですよ、我が青森市と同じに。だから、青森市もその上をいかなきゃだめだと思っておりますので、ひとつ皆さん一緒に頑張りましょう。

そういうことで、終わります。

**○藤原浩平委員長** ただいま環境部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。環境部長。

**○八戸認環境部長** 先ほどの神山委員からのごみの減量化についての御質疑のうち、町会へのごみの減量化に対する交付金ということであります。

環境部として、青森市ごみ問題対策市民会議を通して各町会に交付している支援金でありますけれども、平成 29 年度の実績といたしましては、市内 407 町会のうち 381 町会に支援をしております、率にして 93.6%、金額であります約 630 万円ほど交付したところです。

また、今年度であります、実績報告の提出前でありますので、現段階では交付額をお示しできませんけれども、申請状況としては昨年度と同様の 381 町会からいただいている状況であります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 本日の委員会はここまでで終了し、3月14日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

**午後 3 時 26 分散会**

### 3日目 平成31年3月14日（木曜日）午前10時開議

**○藤原浩平委員長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、3月12日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、山脇智委員。

**○山脇智委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日本共産党の山脇智です。

最初に、青森操車場跡地利用計画から質疑をいたします。

今回の定例会一般質問でも多くの議員から質問が行われ、また我が会派の藤原議員からは、地域住民からこの操車場跡地の利用計画を進めることによって、さまざま周辺環境が変わることに大変不安の声が寄せられているという質問も行われました。周辺住民への説明については、昨年10月30日に中部地域協議会町会長研修会ということで、青森市立地適正化計画について勉強会が研修テーマに上げられて行われて、この中では、操車場跡地の利用計画についても触れられたということが述べられています。ただ、今回の勉強会にしてもやはり町会長が対象となっている勉強会で、地域住民とかは対象ではないということで、参加した町会長の方からも、やはり地域住民にももっと説明をする必要があると。我々町会長だけがわかって、当然町会の集まりなどで話をすることはできるけれども、地域住民全体に伝えていくとなると、もっと丁寧な説明が必要なのではないかということで、さまざまな意見が寄せられているところです。当然ながら、道路の交通量も非常に大きく変わりますし、工事が始まるとなれば周辺の騒音なども発生するところであって、そういうところでは住民の理解を得ながら進めていく必要がある事業と私は考えるわけがあります。

そこで、まず最初に質疑するんですが、周辺住民への今後の説明をどのように考えているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）山脇委員からの青森操車場跡地利用計画についてのお尋ねにお答えいたします。

青森操車場跡地利用計画の策定に当たりましては、地域住民代表者2名にも御参加いただいております青森市アリーナプロジェクト有識者会議を昨年5月に設置して以来、1年近くにわたって丁寧に御意見を伺いながら検討し、2月25日には計画案の協議に対し県から御回答をいただいたところです。今後は、県からの御意見を反映させた上で、市として青森操車場跡地利用計画を決定してまいりたいと考えて

おり、計画の内容につきましては青森市アリーナプロジェクト有識者会議でも御報告を予定しているところではありますが、地域への御説明についても検討していくとともに、設計などに当たっては周辺からのこれまでにいただいた御意見なども踏まえて検討してまいりたいと考えているところです。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今御答弁いただいたとおり、確かに有識者会議は1年間にわたって開催されたわけなんですけれども、有識者に選ばれた委員の中では十分な議論がなされているけれども、やはり市民的な議論にはなっていないというところで、市民からはさまざまから十分な説明が得られていないという思いが町会長に伝わって、町会長からもなかなかこれを説明するということができないというのが、今の現状にあるのではないかと思っています。

そういった中で、今回予算で青森市土地開発公社の土地を買う予算も計上がなされ、あと交通アクセスの問題などもさまざま提案がなされているところなんですけれども、今後、周辺整備が具体的に進んでいった際に、地域への説明というものをどのように行っていくのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

まずは、県からの御意見を反映させた上で、市として青森操車場跡地利用計画を決定してまいりたいと考えており、計画の内容につきましては、青森市アリーナプロジェクト有識者会議でも御報告を予定しているところではありますが、地域への御説明についても検討していくとともに、設計などに当たりましては、周辺からのこれまでにいただいた御意見なども踏まえて検討してまいりたいと考えているところです。

また、今後周辺整備が具体的に進んでいった際にも、地域からのこれまでにいただいた御意見なども踏まえて進めてまいることになると考えているところです。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** まず周囲からいただいた御意見というのは、やはり一番多いのがアリーナ建設前にこの青森操車場跡地利用計画について議論された中で、パブリックコメントなどで寄せられた部分が多いのであって、アリーナ建設が決定してからは、やはり地域住民の意見というのが真摯に酌み取られていない状況にあると私は思っています。なので、先ほど私が述べたとおり、町会長ですとか町会役員への説明というのは、昨年何回か行われていると私も聞いているんですが、やはりそういったふうに間口を限定してしまっていることによって、地域住民から不満の声が出ているように私は思います。

そこで、私のもとにも寄せられている声の中で市に1つ確認したいことがあるんですけれども、計画の中で今、道路を大きく整備していくということが提案されているんですけれども、それに当たって住宅用地の買収なども含まれる可能性はあり

得るのかお示してください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

設計につきましてはこれから進めていくことになるわけではありますが、青森操車場跡地の整備につきましては、青森市土地開発公社保有地を活用して整備を進めていくことを予定しております。したがって、できる限り周辺住宅地に影響のない形で進めてまいりたいと考えているところです。

○藤原浩平委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、周辺住宅地に影響のないように進めていくというふうにあったんですが、私はそうはいかないと思っています。また、県との協議——常任委員会などでも示されたんですが、私はやはり十分に県に説明、やりとりがなされているのかということにちょっと疑問を持っています。3月11日の県の予算特別委員会で、我が党の諏訪益一県議が今回の操車場跡地について、県の考えについて質疑をしたんですけれども、諏訪県議は長年国鉄で仕事をしていたので、この操車場跡地については非常に詳しいんですが、この操車場跡地というのはそもそも外部と遮断されている場所だと指摘しています。アクセス環境がもともとなくて、それは操車場の安全のためにそういうつくりになっていたと。八甲田大橋も中央大橋もあるんですけれども、それはヤード跡地とのアクセスではないという指摘がなされています。今、市が示している東側用地、西側用地の交通はどちらも難しいのではないかと。

それで、県の県土整備部長に諏訪県議がした質疑が、交通アクセスとの幹線道路との接続の検討とアリーナの基本方針が前提になって、アリーナ建設というものが前提条件になっている、つまりアリーナ建設には交通アクセスが前提となっているという、それが確認できるかどうかというのを県に質疑したところ、現在アリーナ建設の前提条件となっているかどうかについては、確認ができていないというふうに答えたんですよね。市の方針を見れば、当然この交通アクセスというのは条件になっているのに、県のほうで確認ができていないというふうに答えるということになると、私は十分に市の意図が県に説明がなされていないと思うんですけれども、この県との協議結果を踏まえて今、県でアリーナ建設を前提として交通アクセスの整備が前提条件になっているのかどうか確認できていないという県の答弁について、市ではどうお考えでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

県議会でのやりとりにつきましては承知をしていないところではありますが、これまでにも県に対しては、当然協議に当たって御説明してきておりますし、アリーナプロジェクト有識者会議の中でもオブザーバーとして入っていただいておりますので、必要な説明はしているものと考えております。また、今後整備を進めていく

に当たりましては、当然ながら県とも連携して進めていくということで考えているところ です。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** ただ、この前提条件というものが、まず県にちゃんと伝わっているというのは当然のことだと思いますので、その辺はやはりしっかりやりとりをする必要があるのではないかと思っています。また、当然ながらこのアクセスが非常に困難な跡地に 4000 人のアリーナの観客を大型バスで動員するというのは、本当にこの周辺道路ではかなり不可能で、大規模な開発が必要になると諏訪県議は指摘しています。例えば、旭町の地下道を埋めて平面交差にするというようなことまでしなければならぬんじゃないかという指摘もなされています。その上で、やはり国民スポーツ大会に間に合わせるといふふうになってしまうと、非常に青森市の交通状況を大きく変える工事が 2025 年に間に合わせる形で行われてしまうとなれば、やはり性急な計画になってしまうと。なので、私はこのアリーナ建設計画についてはもっと地域の住民の声を聞きながら、県との協議も重ねながら、アリーナ建設を 2025 年国民スポーツ大会前提に合わせて整備するというのではなくて、もっとしっかりと悔いのない、禍根のない状況をつくりながら進めるように要望して、次の質疑に移ります。

次に、闇金などの対策について質疑させていただきます。

今、闇金被害というのは一時大きく減ってきたんですけども、近年非常に悪質な闇金被害がまた出てきているという状況があります。特に、090 金融と呼ばれるものがありまして、これは貸金業登録もしていない、さらには所在地もわからないという状況で経営をしていて、あるのは携帯番号と預金口座だけなので、非常に捕まえるのも難しいという状況があります。さらには——何て言うんですかね、貸す対象を把握するときに、官報などに載っている多重債務者などの情報をもとにして営業の電話までかけて金を借りさせるということをやっている、今、市内でも被害が発生しているという状況です。今、青森市でこういう悪質な消費者金融による被害が発生している状況があるんですけども、市に相談が寄せられた場合、市ではどのように対応しているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）闇金融対策についてのお尋ねにお答えいたします。

市では、青森市民消費生活センターにおいて、消費生活におけるさまざまな相談に対して、専門資格を有する消費生活相談員が対応し、解決のための助言を行っております。債務に関する相談が寄せられ、借入先が貸金業の規制等に関する法律第 3 条の規定に基づく登録をせずに貸金業を営んでいる、いわゆる闇金融であることが判明した場合は、相談者に対し、警察に通報するよう助言しているところです。

青森市民消費生活センターへ寄せられた闇金融に関する相談事例といたしまして

は、相談者の職場に母親の借金の催促の電話があり、母親の借金をかわりに支払うよう強要された事例のほか、どんな人でも融資が受けられるとうたったサイトに個人情報登録したところ、後日電話があり、融資を受けるには担保が必要であると話し、通帳とキャッシュカードを送るよう指示された事例、消費者金融のサイトに個人情報を打ち込んだところ、融資を受けるためには新たに購入したスマートフォンを送る必要があると話しスマートフォンを送るよう指示された事例などがあり、消費生活センターでは、このような相談に対しては、融資を名目とした個人情報の収集が目的と考えられることから、相手の指示には絶対に応じないよう助言しております。

市では、これまでも市ホームページや「広報あおもり」を通じて消費生活センターの周知を行っているところであり、今後におきましても、市民からの相談に適切に対応し、被害の未然防止に努めてまいります。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** この問題を質疑したのは今回、私もこの闇金から非常に大きな嫌がらせを受けまして、私が住んでいるビルの下に事業所や団体が入っているんですが、そこで働いているAさんという方が——仮名でAさんと言うんですけども——借りたことによって、1万5000円借りたものに対して3万円を返すという約束で借りました。それで3万円をちゃんと期日までに返したんですけども、返した後、連絡をする必要があると。連絡をしたんですけども、その際出なかったんですね。これは闇金の一つの手口で、連絡がとれていないから返したことになるということになって、さらに利息を取ろうとする、ジャンプという行為らしいんですけども、そのことでさらに金を要求してそれを払わなかったところ、私もメールとか控室の電話番号などがホームページで公開されていて、住所も私の住所になっているものですから、私の個人情報が特定されて私にも電話がかかってきて、Aさんと連絡をとらせないと誹謗中傷のビラをばらまくというようなことをいきなり言われまして、いきなり言われたものですから私もカチンと来て、好きにしろという感じで言ってしまったし、そもそも私に連絡をとること自体違法行為なわけで、私はAさんがお金を借りていることも知らなかったわけです。そうしたら、日本共産党会派の控室に1日1000回を超えるワン切りの電話がかかってきて、連絡をとることが不能になって非常に業務に支障を来したことですとか、また、議会事務局、土地開発公社、あと市民消費者センターにまで、50枚にも及ぶ「Aをかくまう詐欺師山脇智」と書かれ、さらにはAさんがお金を借りる際にLINEで送った国民健康保険や免許証の画像がそのまま添付された本当にひどい内容のファクスが50枚以上にもわたってこの周辺の事業所にも送られたということです。さらには、そのAさんが住んでいる地域の住宅にも至るところに無差別にファクスで深夜に送られるという、本当にひどい嫌がらせがなされました。さらにこのファクスを送っているのは、ファクス代行業者という犯罪のためにしか存在しないんじゃないかというよう

な業者によって送られていて、本当にひどいものだと思います。今回、市のほうでもファクスなどが送られたことで御迷惑をおかけしたことについては、本当に申しわけないと思っております。

警察にも相談して、約2週間ほどで今回の被害は落ち着いたんですけれども、弁護士などにも相談して大変なお金がかかりました。また、Aさんも非常に精神的に追い詰められて、やっと嫌がらせはおさまったようですけれども、非常に近隣住民にも情報が知れ渡ってしまうという状況になってしまいました。

そこで質疑したいんですけれども、やはりこの090金融は借りてしまうと、警察でも携帯番号と預金口座しかないので全く特定ができないということで、やめさせることもできないし、さらに捕まえるにもかなりの歳月がかかると言われました。弁護士も同じように、いろいろ文書を送ったり電話で行ったりするんですけども、すぐにやめさせるということはできないと。そういう状況になっています。そこで被害に遭わないためには、こういう悪質な金融会社——この090金融という単語もまだまだ市民に知られていないという状況もありますので、闇金の被害に遭わないためにも、こういう闇金業者をなくすためにも、こういうところから借りるとたとえ少額であっても本当に数十万円というお金を搾り取られて、あげくの果てに自分の生活が壊されるような嫌がらせを受けるということを市民に対して周知をどんどん進めていく必要があるんですけれども、市民が被害に遭わないためにどのような対策が講じられるのか、講じているのかについてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** ただいま山脇委員からお話がありましたとおり、闇金融の手口というのは市民の平穏な生活がある日一転して変わってしまうという大変苦しいものであります。

このため、闇金融を含むさまざまな消費者トラブルを未然に防止することは重要であると考えております。この考えのもと、市民みずからが学ぶ機会として、お金に関するトラブルや巧妙化する詐欺の手口、対応方法を紹介する消費生活出前講座の開催のほか、民生委員、児童委員や町会長、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの御協力を得て、支援活動の中で高齢者等がお困りの際、消費者ホットライン188を初め、適切な相談窓口を紹介していただく相談窓口紹介ネットワークも構築しているところです。

また、青森市民消費生活センターでは、多重債務や不審な電話についての相談対応のほか、闇金融の消費者トラブルを紹介したパンフレットを配置いたしまして、代表的な闇金融の手口として、借入希望額を融資すると言いながら希望額のごく一部しか融資しないにもかかわらず、全額分の元金、法外な利息、解約手数料を請求することや、約束の日に支払いができないと、聞き出しておいた家族や友人、知り合いなどにおどしをかけたり、勤務先に連絡して返済を迫ることもあること。また、自己破産、ブラックオーケーなどとうたい、正体を明かさないう違法な高金利で



小口融資を行い、手軽に借り入れできる反面、返済金額は雪だるま式に膨れ上がるなど、紹介しております。

市からの情報発信として、あわせて「広報あおもり」や市ホームページで消費生活に関する知識や注意喚起の情報を市民に提供しているところです。

今後におきましても、警察等の関係機関や法テラス青森などと連携しながら、さまざまな機会を通じた啓発活動や青森市民消費生活センターでの相談対応により、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 御答弁ありがとうございます。

やはりいろいろな機関と連携しながら、1人でも被害に遭わないように進めていくことが大事だと思っています。今言ったように、本当に法外な利息で、私、今回請求された金額を計算したら、年率で約3万%の利息が取られるという状況で、まあ本当にひどいものだと思いました。引き続き市民が被害に遭わないように求めまして、この項目に対しては質疑を終わります。

次に、空き家対策について質疑します。

先日、私のもとに空き家に大変な雪が積もってしまっていて、非常に危険を感じる、落ちてきたら家が壊れるのではないかとというような相談が寄せられました。午前中に寄せられて、私、午後に見に行ったんですが、午後に見に行ったときにはもう雪が落ちてしまって、さらには隣のうちに柵があって、こう雪があったんですが、その柵が破壊され住宅にぶつかってしまっているという状況でした。そういった中で、この空き家なんですけれども、長年、10年以上にわたり放置されてきたということで、まだ市でも把握がなされていなかったということです。

そこでまず最初にお聞きするんですが、市では現在、空き家を把握するためにどのような取り組みをしているのかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 山脇委員からの空き家についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、空き家の中でも管理不全等によって市民生活に影響を及ぼしている空き家の把握が重要であると考えております。このため、近隣などで生活されている市民の皆様の通報によって空き家を把握しているところです。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今、私に寄せられた空き家も今回登録してもらったと思います。ただ、市内にはまだまだ把握されていない空き家が非常に多いので、やはりしっかりと市で空き家に対して管理を行っているということを市民にお知らせしていくことが一番必要なんじゃないかと思います。

私のところに相談を寄せたこの方も、市でこういった空き家に関して対応をして

くれるということを知らなくて、最初、タッペンとかに連絡をとったんだけどもなかなか対応をとってもらえなかったということで、今回、私のもとに質問が寄せられました。

それで、なかなか不動産のほうでは今現在、所有者の特定というのが非常に難しくなっていて、その空き家も以前は売却している空き家だったんですけども、結局この売却している方と連絡がとれなくなって、売却の売り家という看板も外されて、そのままずっと放置されてしまったという空き家です。

そういう中で、なかなか民間ではこの所有者の特定というのは難しいものになってきていると思うんですが、市では現在、空き家の所有者等の特定のため、どのような方法をとれるのかということについてお示しください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

本市では、空き家に関する市民からの通報があった場合、まず現地調査を行い、その後、所有者等を特定し、適正管理の依頼を実施しているところです。

お尋ねの空き家の所有者等の特定につきましては、現地調査時における近隣市民への聞き取りのほか、法務局が保有する不動産登記情報の確認、住民票・戸籍情報の確認、固定資産税課税情報の確認などにより対応しているところです。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今、御答弁にあった法務局への確認ですとか、納税状況の確認とかそういったもので確認をとれば、かなりの確率で所有者というものを突きとめることができると思います。その相談を受けた方も、そこまで所有者の特定はできないんじゃないかと不安を持っていたので、ぜひ——今回私が相談に行って、市の方に来ていただいて大変感謝しているんですけども、特定してもらえるかどうか不安だったという話がありましたので、そういうことをちゃんと情報提供していただければ、市民の方も非常に安心するのではないかと思います。

そこで今回、私、相談を受けて早く行ったつもりなんですが、残念ながら既に雪が落ちてしまっていて、その住宅にはちょっと被害が及んでしまっている状況になってしまったわけなんですけれども、やはりこういう危険な空き家の落雪というのは、当然1回発生すれば毎年雪が降り積もるたびに発生する可能性というのが非常に高い状況にあると思うんですけども、落雪事故が過去に発生している空き家については、翌年度も同様の被害が生じるということが想定されると私は思うんですが、市ではどのような対応が可能なのかお示しください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

落雪事故があった空き家への対応につきましては、通報に基づき現地調査、また所有者等の特定を行いまして、その所有者等に対し被害者への対応や雪どめの設置など、翌年度に同様の被害が生じないように適正管理の依頼を実施しているところで

す。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今回、所有者はまだ明らかになっていないんですけれども、もし仮に所有者が対応しなければ、来年度もまた危険な状況が生まれて——当然所有者がきっちり対応するというのがまずは第一義だとは思いますが、仮に所有者がなかなか見つからなくて、目視した場合に危険が起きそうな場合であると、現在でも市で対応していると思いますので、来年度また私のもとに同じような相談が寄せられるかもしれませんが、被害が及ぶ前に早急に対応していただくことを要望して、この項の質疑を終わります。

次に、消費税増税関連の条例について質疑します。

初めに、水道料金について御質疑するんですけれども、10月1日施行の消費税10%に伴って、市の水道料金、水道加入金を引き上げる根拠をお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○小鹿継仁水道部長** おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道料金及び水道加入金への消費税についてのお尋ねにお答えいたします。

水道料金及び水道加入金に係る消費税増税につきましては、1つに、お客様からお預かりした水道料金等にかかる消費税につきましては、水道事業者は税法上、納税する義務があること。2つに、平成元年の消費税導入時、平成9年の5%への引き上げ時、平成26年の8%への引き上げ時には、いずれも水道料金等に反映してきたこと。以上のことから、過去3度の消費税に係る取り扱いと同様に、水道料金及び水道加入金へ転嫁することとしたところであります。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今回の消費税の引き上げに伴って、市の一般財源分は消費税がかからないんですけれども、やはり企業局の公会計、水道や市民病院などは水道料金、収入があった分、手数料などを差し引いて消費税を払わなければならないということは私もわかっています。ただ、この水道料金というのは非常に市民の生活にも密着したライフラインとも言うべきもので、今回、民間で売っている水ですとかはこの軽減税率の対象になりました。ただ今回、水道料金は軽減税率の対象にはならないということで示したものがあつたんですが、なぜ水道料金は軽減税率の対象にならなかったのかお示し願いますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○小鹿継仁水道部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

山脇委員御紹介のとおり、ペットボトル等につきましては軽減税率の対象であります。水道水につきましては軽減税率の対象とはなっておりません。それにつきましては、水道水は飲料用としてだけではなく、風呂、トイレ、洗濯等生活用水としての使用もあることから軽減税率の対象にはならなかったというふうには聞いております。

○藤原浩平委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私は、これは国の方針なので市ではいかんともし難いことだとは十分わかっているんですけども、やはり生活に最低限必要な水道水に軽減税率が導入されなかったということは非常に問題だと思っていますし、これについてはさまざまな税の専門家からも意見が出されているところです。それで、確かに公会計分には消費税がかかるんですけども、それを必ず住民の水道料金に転嫁をしなければならないかといえ、それはそうではないと私は思います。過去に、5%から8%に増税されたときに、41市の中核市中、約11市で水道料金の引き上げを行わなかった自治体があります。また、全国の市町村でも引き上げを見送った自治体も非常に多く存在しています。それは10%に増税はして、当然国に増税分をお支払いするんですけども、水道料金の本体価格をその引き上げる分引き下げをして、同様の料金を維持するという手法を行った自治体が非常に多くあります。そういう面では、確かに水道料金を10%納めなければならないので、当然会計にかかわってくると思うんですけども、この引き上げ分を市で負担をする、水道事業で負担をするという考え方も可能だとは思いますが、それは可能か不可能かでちょっとお答えしてもらってもよろしいでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

消費税増税分を水道料金の本体を下げ市民の負担を軽減すべきではないかということですが、山脇委員も御承知のとおり、消費税につきましては一旦水道事業会計に借受消費税として受け入れいたしますが、この借受消費税額から工事や物品購入等で支払うこととなります仮払消費税を差し引いた残額を納税することになります。消費税増税後も現在の水道料金を維持し、市民の負担額を据え置きしたといたしましても、先ほど委員も申し上げましたとおり、消費税納税額は新税率の10%で計算されることとなります。

このため、2%相当分であります年間約1億800万円につきましては水道事業会計での負担となりますが、収入の大宗を占めます水道料金収入が人口減少や節水器具の普及に伴い、減収傾向になっている一方で、老朽化した施設の更新、管路の耐震化など多額の投資が見込まれる中におきましては、約1億800万円の負担は経営に与える影響が大きいことから、消費税増税分については水道料金ともに適正に転嫁すべきものと考えております。

○藤原浩平委員長 山脇委員。

○山脇智委員 確かに1億800万円というのは非常に大きい数字だと私も思います。ただ、この消費税に関連して利用料金が上がることによる市民負担を、それをそのまま転嫁していいのかどうかという部分では、今水道事業は黒字な状況なわけです。また、財政的にも今回、財源——まあ、当然消費税を多く国に納めることにはなるんですけども、一方で地方消費税が市には、仮に引き上げられればその分多く入っ

てくることとなります。この地方消費税の使い方については多分さまざま考え方があると思うんですが、これは使い方は主に地方財政に資するという説明がされてきたと思うんですね。そういう面では使用料というのは課税対象なんですけれども、こういった地方消費税を本体価格を下げることに充てたり、また現在の黒字分なども合わせてこの負担分を市民に転嫁しないというやり方も考えられるというか、検討ぐらいはされる必要があったと私は思うんですが、そういう検討というのはあったんでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。水道部長。

**○小鹿継仁水道部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

消費税増税分を水道事業会計が負担し、その分の検討をしたことがあるかというお尋ねであります。先ほども御答弁申し上げましたとおり、年間約1億800万円の2%分の消費税増税分の経費があります。その分は1年で約1億800万円ですので、それをそのまま継続いたしますと、10年ですと約10億8000万円になりますので、その分は事業経営に与える影響が大きいということは検討したものであります。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** わかりました。今回、国のほうの消費税引き上げが一番大きな問題であると私どもは思っています。その中で自治体としてどういったことができるのかということで、私も質疑させていただいたんですけれども、確かに水道事業会計だけでこの負担分を全部賄うというのは難しいので、市の全体的な財源の中で、過去には5%から8%に引き上げた際に、これを市民に転嫁しなかった自治体もあったということを紹介しました。今回、8%から10%に上げられる際、どれくらいの自治体がどういう対応をとるのかというのは私もまだ把握していないんですけれども、こういった対応も可能だという点では、今後、この消費税増税された場合に水道料金が上がるというふうになっていくと、やはり非常に市民のライフライン——私が何でこの水道料金を特に取り上げたかと言いますと、やはりとめられてしまうと生死にかかわる問題ですし、生活に最低限必要という部分では、私は水道も当然ながら軽減税率の対象にされるべきという考えで、それに消費税までかけるのはおかしいと思っています。

今回、全部吸収するのは難しいということは当然わかるんですけれども、私は市民にできるだけ負担がないように今後もしてほしいとお伝えして、次の質疑に移らせていただきます。

次に、消費税について、病院事業会計について質疑いたします。

10月1日の消費税増税に合わせて市民病院及び浪岡病院の料金及び手数料を改定する根拠についてお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）病院の料金及び手数料を改定する根拠についての御質疑にお答えいたし

ます。

医療機関で作成・発行する診断書や証明書類の料金は、保険診療の対象外であり、その金額は各医療機関が独自に設定できますことから、同じ文書であっても病院間において異なる料金となっております。青森市民病院及び浪岡病院における文書料は、長期見直しを行っておらず、県内の自治体病院と比較すると最も低い水準の料金設定となっておりますことから、本年 10 月の消費税率及び地方消費税率の改定に伴う所要の改正と合わせて、青森市病院料金及び手数料条例の改正を行うこととしたものであります。

特室差額室料、非紹介患者初診料、再診加算料などについては、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い料金改正するものであります。診断書料及び証明書類の料金については、患者さんにとって青森市内の自治体病院間で差が生じないよう、青森県立中央病院と同額の料金設定とすることとしたものであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今回、消費税の増税分以上に市民病院の手数料ですとか、証明書の発行金額が非常に大きく上がっているということに、私は本当に問題があると思っています。確かに他の自治体病院に比べて低いというふうに言っているんですけども、私はこの低いというのは社会保障や福祉で市民病院が優れた取り組みをしているということでもありますし、市民負担が非常に軽減されているという部分で、私は非常によかったのではないかなと思っています。

それで、この消費税の増税に合わせるということで、非常に大きく金額が変動していますよね。診断書料なども 2000 円から 2750 円ですとか、一般質問でも万徳議員が取り上げた難病の認定の証明書などはゼロ円だったものが 2700 円というふうに、非常に大きく引き上がっています。私は、これはこの消費税に合わせての便乗値上げなんじゃないかと思うんですよね。内閣府が設置した消費税価格転嫁等総合相談センターの応答事例というものがあるんですけども、この中で、要は使用料金などを上げる際に、その消費税分以外も合わせて引き上げを行うことについての考え方が示されているんですけども、消費税引き上げに近接したタイミングで生じた別の要因への対応として値段を変更することは便乗値上げではありませんと。消費者に便乗値上げではないかと誤解されないように、事業者におかれては、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、値上げの理由について丁寧に説明ができるようにしていただければと思いますとあるんですよ。私は、これは何十年も上げられていなかったものを、この消費税が引き上げられる 10 月 1 日のタイミングで大幅に引き上げて、これはどう考えても便乗値上げに当たるのではないかと思います。見解をお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

まず、便乗値上げではないかという御質疑でありますけれども、答弁の繰り返しになりますけれども、市民病院及び浪岡病院における文書料金につきましては、平成7年以降、約二十数年にわたって見直しを行っておらず、県内自治体病院と比較しても低い水準になっているということから、料金を適正にするために見直しを行いました。

見直しの時期でありますけれども、実際に証明書類を受け取られる患者さんにとっては何回も料金の変更になりますとわかりづらいということもありまして、消費税の増税のタイミングに合わせて1回で料金を改定すると設定したものであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今の説明だと便乗値上げなのではないかというふうに私は受け取ってしまうんですよね。1回の改定で済ませてしまうから消費税と一緒に上げるというふうになってしまうと。

それで、本当に今回の引き上げについて、いろいろこの消費税と関連して考えると私は矛盾が生じると思うんですよ。この消費税の増税というのは、そもそも社会保障のためということで消費税の増税が行われたわけですよね。消費税を増税するのは社会保障のためなんだということであるんだったら、少なくともこの消費税の増税に伴う病院負担、子ども、障害者、高齢者にかかわる使用料の引き上げについては、やはり自治体で本当に引き上げないとだめなのかというのを、真摯な議論がまず必要不可欠だと思うんですけれども、そのような市民の社会保障の負担が消費税増税でふえることに対して検討とかはあったんでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

今回の見直しというのは、先ほど来申し上げておりますとおり、長年にわたって見直しを行ってこなかったということと、その文書料の作成に当たりましては当然にして医師の負担もあります。その負担等、手間とか労力であったりとか、そういう対価として料金を見直しさせていただいたというところでありまして、御理解いただきたいと思います。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** 今回の病院料金の引き上げについては、もう適正化という言葉しか説明がなされなかったことがやはり非常に大きな問題だというふうに私は思っています。民間の病院では当然手数料がもっと低いところもたくさんあるわけですし、県内の自治体の病院と一緒に料金にするということだけが、適正化という名目でそれがなされていいのかどうかというふうに、私は非常に今回の引き上げについては思っているわけです。

そのような中で、消費税増税に合わせて先ほど難病患者の医療費免除の証明書が

2700 円に引き上げされるという部分があったんですけれども、難病患者という最も社会的には弱い立場、弱者であって、本当にこの負担を求めることがいいのかどうかというのは適正化以外の部分でも考えられるべきだと思うんですけれども、そのことについて議論というか、ちゃんとした検討というものはなされたのかどうかお示してください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

難病患者の料金の設定についての御質疑でありますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、料金の設定につきましては、いわゆる青森地域にあります自治体病院と差が生じないように、同じ料金の設定としていたものであります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** いや、私が聞いているのは、その部分の検討も当然あったと思うんですけれども、この難病患者にゼロ円から 2700 円に負担させることに対しての、福祉の観点からの検討はあったのかということを知りたいんです。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民病院事務局長。

**○木村文人市民病院事務局長** 再度の御質疑にお答えいたします。

検討ということでありまして、料金の設定の考え方として、先ほど来申し上げておりますとおり、県病の料金設定と同額にしたということでありまして、個々に料金の検討ということはしておりません。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 山脇委員。

**○山脇智委員** まあ、今、そういう検討もなされていないということで、私、2月13日に民生環境常任委員協議会があったそうなんです、これにはこの難病患者の証明書が引き上がるという項目すらなかったということで、こういう説明がなされなかったこと自体がそういう社会的な弱者に対して大幅な負担を求めることや、自治体病院に合わせた適正化という名目だけで引き上げがなされることに対する真摯な議論・検討が庁内でなされなかったということだと思っています。

最後に、事前の情報提供すら満足になされなかった今回のこの引き上げ、私は最悪の便乗値上げだということを指摘して終わります。

**○藤原浩平委員長** 次に、奈良岡隆委員。

**○奈良岡隆委員** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ声あり）市民の声あおもり、奈良岡隆です。

ごみ処理について、一般家庭から出る生活ごみ、一般廃棄物の家庭系ごみについてお尋ねしたいと思います。

本市では、ステーション方式をとっています。指定した収集場所にごみを持ってきてもらって、市が回収する方式ですが、現在、青森地区に収集場所は何カ所設置



されているのか。また、その管理は誰が行っているのかお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ声あり）奈良岡委員の御質疑にお答えいたします。

現在、青森市におきましては、ごみの収集場所について、青森地区、浪岡地区がありまして、青森地区の収集場所は、平成31年2月末現在で、町会が設置しているのが3071カ所、アパートやマンションなど自治会が設置しておりますのが127カ所、合わせて3198カ所です。浪岡地区におきましては、同じく平成31年2月末現在で、自治会についてはありませんで、町内会で設置しているのは384カ所、あわせて3582カ所設置しているものです。なお、設置・管理につきましては、町会のほうにお願いをしているところです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 私、青森地区について教えてほしいとお話ししたので、お尋ねしたことについてお答えいただければと思います。

今のお話ですと、青森地区では約3300カ所、管理は町会が行っているということですね。自治会は行ってないんですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

青森地区におきましては、アパート・マンションなどの自治会が管理しているところが127カ所あります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 確認で聞いたんですけれども、先ほど答弁でステーションの管理は町会が行っているという話だったので、自治会は行ってないのかというお尋ねをしたのです。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。大変失礼いたしました。

町会及びアパート・マンションなど自治会のほうでも管理をしているという状況です。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** ごみの関係で、担当者の方からちょっとお伺いしたときに、このステーションの管理についていろいろとお話をお聞きしたんですけれども、ちょっと認識が私と違うのかなという思いを持ちました。

同じ土俵というか、質疑がかみ合うようにちょっと確認したい、その意味で、そもそも論をお尋ねしますけれども、そもそも論で、家庭系ごみの処理責任は誰にあ

るのか、どこにあるのかお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市におきましては、先ほど奈良岡委員から御紹介があったように、ステーション方式で 3582 カ所の収集場所を設けておりまして、町会等の皆様に管理をさせていただいているというところです。

青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例がありまして、その第 15 条第 3 項におきましては、「市民は一般廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について市長の定める方法に従うとともに、その収集場所の清潔を保持しなければならない」と規定されていることもありまして、町会など市民の皆様にも負担がかかっていることは承知しておりますが、市民の良好な生活環境の保全及びごみ収集作業の効率性を維持するために、収集場所を利用する町会など市民の皆様の御理解と御協力をお願いしているところです。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっとこれから聞こうと思っていることを答えられたんですけども、その前に大原則というか、そもそも論として、家庭系ごみは、誰が処理することになっているのかをお聞きしました。法律で決まっていると思うんですけども、そのところをお知らせください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。そもそものところということであります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律がありまして、この中で、第 2 条の 4 に「国民の責務」という条項があります。この中では、「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」というふうに書かれておりますので、ここがそもそもの話の原点かなと考えているところです。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと答弁が、私の聞いているのとは違う答弁をされていると思うんですけども、家庭系ごみの処理責任はどこにあるのかということをお聞きしているんですよ。どこにあるのか。今のそれは、違う答弁をされていると思うんですけども、そもそも一般廃棄物、家庭系ごみの処理責任はどこにあるのかということをお聞きしていました。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

処理ということは、実際に自治体が、国民……。

再度の御質疑にお答えいたします。

ごみの処理責任は、各自治体、市町村、青森市にあります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** そうなんですよね。廃棄物処理法では、もっとその前の法律もそうですけれども、市町村が一般廃棄物について、その区域の処理責任を有しているとなっています。それで、排出者——国民、住民は、廃棄物の減量やその適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力するというふうになっているんですよ。ごみの収集処分の責任は市にあるわけです。第一義的にというか、原則として。それで、住民、町会はそれに協力するという立場にあるんですよ。法律もそうやって定めています。

ですから、同じ土俵とさっき言ったのは、ごみ収集は、責任は市にある、でも町会に協力してもらって一緒にごみ処理をするんだという、町会とか自治会に協力してもらって一緒にやっているんだという、そこの認識を持ってほしい。町会がそこを管理して、あなたたちがやるというんじゃなくて、町会と一緒に協力してもらってごみ処理をしているという認識を持ってほしい。そこで話をしたいということで、今お聞きしました。

それで、確認しますけれども、処理責任は市にあるけれども、収集とかに町会とかの協力を得てやっているんだという認識でよろしいでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

奈良岡委員おっしゃるとおり、市におきましては町会等、市民の皆様にも負担をいただいているというところは承知しております。

先ほどもお話しさせていただきましたが、市民の良好な生活環境の保全でありますとか、ごみ収集の効率性を維持するために御理解と御協力をお願いしているという認識であります。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 私が言いたかったのは、要するに、町会とか自治会がその収集場所を管理・運営するのは、町会とか自治会の責任なんだよというところがった考えを持たないで、一緒にやっているんだという、そのところを共有したかったわけです。

それで、ごみステーションの現状についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、昔は収集場所にネットをかけてやっていたけれども、今クリーンボックスが目立っていますけれども、現状、全てがクリーンボックスなのかどうなのかも含めて、そのクリーンボックスの所有状況はどうなっているのか、誰が所有者になっているのかお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** クリーンボックスの所有に関する御質疑でありました。再度のお尋ねにお答えいたします。

クリーンボックスの所有は、現状では町会あるいは自治会の所有というふうに考えておきまして、クリーンボックスの種類につきましては木製のものから鋼製のもの、あるいは物置型のタイプ、こういったものがあると承知しております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** そうすれば、約 3300 カ所の収集場所は全てクリーンボックスという考え方でよろしいのでしょうか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

三千数百カ所の場所につきましては、地べたに置いて網を設置しているところもありますし、木製でごみボックスをつくっている町会もあります。あとは今言った鋼製のクリーンボックスというふうなところもありますけれども、個々の個数については手元に資料がありませんので、把握していないという状況であります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** そうすれば、クリーンボックスについて聞きますけれども、先日、神山委員も聞いていましたけれども、クリーンボックスの管理について、市はどんな助成を行っているのかお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** クリーンボックスの管理について、市のほうでどのような支援をしているかのお尋ねに対してお答えいたします。

平成 29 年度の例で申し上げますと、青森市町会地域活動費助成金においてごみ集積所関連ということで、400 町会中 112 の町会で約 614 万円交付しております。また、青森市地域コミュニティ活性化事業補助金、こちらにおきましてクリーンボックスの更新・新規、こちらのほうに対応いたしまして、164 件中 23 件の町会で約 297 万円を交付しております。

また、一般財団法人自治総合センターの助成制度を活用した青森市一般コミュニティ助成事業補助金では、採択された 5 件のうち 3 件がクリーンボックスの設置事業でありまして、550 万円、こちらのほうを交付しております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 今、市民部長、青森市一般コミュニティ助成事業の話がされましたけれども、550 万円と。これは市の補助金ですか。何か今の話だと、市が補助しているような言い方をしていましたけれども、改めてお聞きします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。

青森市一般コミュニティ助成事業につきましては、ただいま奈良岡委員御指摘のとおり、財源につきましては10分の10の補助事業でありまして、採択されますと、自治総合センターのほうから全額という形でありまして、予算経理上は市のほうでも歳入歳出を持ちますけれども、財源につきましては委員御指摘のとおりです。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 要するに、宝くじの助成金ということですよ。そこははっきりしてもらわないと、さも全部市で持っているような言い方なので。それで、先ほど青森市町会地域活動費助成金という話をされましたけれども、これはクリーンボックスの修繕とかも使える——後で話をしますけれども。青森市地域コミュニティ活性化事業補助金、これは修繕とかは使えないで、新設とかですよ。用途が違いますよね。

それで市民部長、例えばクリーンボックスって1個幾らするかわかりますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。

材質につきましては、さまざまあります。一般的な鋼鉄製のクリーンボックス、こちらのほうにつきましては——お待たせいたしました。大体25万円から30万円。ただ、木製のものでしたら6万円程度のものでおつくりになっているものもありますが、最近の傾向といたしましては、おおむね金属製のもので整備されている町会が多い傾向にあります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 先ほど、市民部長がお話しされた青森市町会地域活動費助成金、これは町会に向けてのものですけれども、各町会一律に2万円プラス100円掛ける世帯数です。ですから、普通、小さいところとか200世帯とか250世帯のところって幾らになりますか。4万円から5万円ですよ。

それで、青森市地域コミュニティ活性化事業補助金、これは上限が15万円ですよ。30万円かかるんですよ。半分負担しなければいけない。小さな町会はなかなか新しく買うことができないので、修繕して少しずつ直しながら使っているのが現状です。そうしないと、全部使っちゃうとほかの活動ができなくなりますから。

それと、クリーンボックスって随分古くなっているんですよ。皆さん掃除をしていると思うのでわかると思いますけれども、ちょっと環境部長にお聞きしますけれども、ごみステーションの清掃ってしたことありますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

私も地元の町会の会員の一人ですので、順番が回ってきます。そのときにはしっかりと対応させていただいております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 町会によってやり方が違うと思うんですけども、いずれにしても、回ってきて住民が清掃して、クレゾールとかで中も消毒したりしています。ところが、あのクリーンボックスは鉄製、金属製と言いましたけれども、下は鉄板があるけれどもそれを支えているのは合板です。底が抜けるんですよ、腐るから。設置場所によって——道路みたいな普通のアスファルトの上とかにうまくやっているならいいんですけども、土の上とかにやっていたら、長い間置けば下から腐るんです。それで抜けるんですよ。中に入ってクレゾールとかで掃除したり、業者の人も入りますから。それから、クリーンボックスはその種類によって違いますけれども、網とか入れる棚もありますよね。あれも古くなって腐るんです。修繕しないとイケない。

大きな町会は別ですよ、大きいところは。いっぱい、1000 世帯とか。ところが、小さいところは大変ですよ、250 世帯のところ。私が話を聞いたところでは、底が腐って大変だということで、2つ、下の合板を直したそうです。そのほかに、ほかの4つは棚とかが腐って使えないので直したと。全部で60万円かかったそうですよ。250世帯の町会、1カ月1世帯200円、250世帯で年間何ぼになると思いますか。60万円。全部使わなければいけない。

ごみは環境部の仕事ですよ。例えば、ごみのクリーンボックスをつくるのも、みんな環境部のほうに新設とか移設とかは届けなければいけないということで、ごみの現状を一番知っているのは、私は環境部だと思っていますので、このごみに関する——クリーンボックスの管理・修繕に関する部分は、環境部で持つべきではないかと思うんですよ、市民部じゃなくて。どう思われますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** 現在、この補助制度のほうを所管しております市民部からまずお話し申し上げたいと思います。

町会に対する青森市町会地域活動費助成金や青森市地域コミュニティ活性化事業補助金は、町会活動が多岐にわたることから、幅広い分野の町会活動を支援するため多方面で活用できるものとしております。クリーンボックスの設置など、ごみ集積所関連事業への補助につきましても、地域課題の一つである環境美化の活動を支援するものであります。先ほど奈良岡委員に、平成29年度のごみ集積所関連の活用実績についても説明させていただきましたが、こういった3つの補助金を活用することで、さまざまなごみ集積所関連のものに現在対応しているところです。

これらの補助制度は、各町会の地域課題の解決——この地域課題も現在はさまざま多様なものとなっております。このため、多方面で活用できるよう自由度を高め、各町会がみずから優先順位を決めて事業を選択し、申請できるよう制度設計していることから、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。環境部長。

**○八戸認環境部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

環境部におきましても、クリーンボックス設置、修繕に係る経費は対象外となっておりますが、ごみの減量化・資源化を図るため、全町会と各種団体等で構成されます青森市ごみ問題対策市民会議を通じて、ごみの減量化・資源化につながる取り組みを行う町会・町内会等に対して、世帯数や取り組み実績等に応じて交付金を交付しているごみ減量化モデル交付金を実施しているところです。

市といたしましては、現状の収集体制を維持するためには町会の御理解が不可欠なものというふうに考えておりますけれども、今後につきましても収集場所の現状把握に努めるとともに、町会等のごみに関する相談等について、より一層耳を傾けてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** いろいろと言われますけれども、今、環境部長のほうで話されたのはごみの減量化ですよね。私は今、クリーンボックス、ごみの処分場所の話をして、クリーンボックスの管理、ごみステーションのあり方について話をしているわけです。

それで、市民部長の話だと、町会の自由度を高めていると。使い勝手がいいという言い方をよくされます。確かに私そのとおりでと思うんですよ。何でも自由に使っていていいよと、優先度を決めてと。それは耳ざわりはいいけれども、そうすれば例えば、250世帯とか200世帯のところの補助金って幾らですか。4万円ぐらいでしょう。4万円で使える項目、9目ずらっと並べて、それで自由に使ってくださいと言ったって、もっと金額が高ければいろいろと分配できますよ。できないじゃないですか。でも、ごみの集積所、クリーンボックスの管理は必ずやらなきゃいけないんですよ。それこそ10万円とか、もっと金額が多くてやれるのであればいいですよ。小さい町会、4万円を並べて、自由に好きに使ってくださいと言ったって、項目いっぱい並べられて、そんなに使えないじゃないですか。修繕するだけで何十万円もかかるんですよ。

せっかくですのでお尋ねしますけれども、今の話だと町会にクリーンボックスの修繕とかに使えるようにということですが、自治会は使えますか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。市民部長。

**○坪真紀子市民部長** お答えいたします。

自治会につきましても、いわゆるマンション自治会のように町会の体裁をとっているものにつきましては、町会補助金のほうを活用していらっしゃる実態があります。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと事前に聞いたのと違うんですけども、そうすれば、自治会も青森市町会地域活動費助成金を使えるわけですよね。もう一度確認のために。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 お答えいたします。

青森市町会地域活動費助成金の補助対象となるところにつきましては、青森市町会連合会に加入している町会、また、青森市浪岡地区の町内会連合会に加入なさっている町内会、こちらを対象としております。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だから、自治会は使えるのかと聞いているんですよ。もう一度答えてください。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 再度お答えいたします。

町会連合会に加入していない自治会ということでありましたら、私どもの青森市町会地域活動費助成金の対象とはならないこととなっております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 残りこういうことで話をしたくなかったんですけども、そういう言い方をされるのであれば、そうすれば自治会のうち町会連合会に入っているのは幾つあるんですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。環境部長。

○八戸認環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

申しわけございません。手元に今、資料がありませんのでお答えできないという状況です。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 もう少し、きちんとこちらのほうに、聞かれたことに誠意を持って答えてほしい。自治会があって、町会連合会に自治会が入っているということを言わないで、自治会が入っていますかと聞いているのに対して、町会連合会に入っているところには該当するという言い方でしょう。私が聞いていることに答えていないんですよ。

何でこれを聞くのかというと、一番最初に環境部長のほうにお聞きしました。町会と一緒に市がクリーンボックス、ごみステーションを管理しているんだということで、自治会も管理しているんですよ。町会ばかりじゃないんですよ。自治会もクリーンボックスを管理しているんです。それで、町会はできて、何で——自治会はできるのか、できているのかできていないのかを聞いているんですよ。そのために聞いているのに、町会連合会に入っていればいいという言い方は、きちんと



答えていないと思いませんか。

質疑の趣旨は、ごみステーションは町会もやっています。自治会もやっています。それから、求められれば、たしか私の記憶では 100 世帯以上の世帯数がある団体があれば、そこで設置したいとなれば、ごみステーションをつくれるようなことになっていると私は思っていました。ですから、いろんな形でごみステーションを管理するのに、町会はできて自治会はできないというのは、やっぱりごみステーションを管理する立場に立ってみればおかしいから、だからこそ環境部に独自にごみステーションを管理する、修繕する予算をつけてほしいという趣旨で話をしているんです。一番実情を知っているのは環境部ですから、環境部にその予算を持ってほしい。別に来年度というか、新年度からとか、再来年度とかというふうな話をしているわけじゃなくて、ぜひその方向で考えてほしい。そっちのほうが使い勝手がいいんですよ。

最後にちょっと、これは部長では答弁できないでしょうから、少し副市長にぜひ。そのところ、一番住民に身近なごみステーションの問題ですから、その管理、修繕についてはきちんとした一元化した形での予算をつけるようにしてほしいと思うんですけれども、考え方をお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。副市長。

**○前多正博副市長** 奈良岡委員からの御質疑にお答えしたいと思います。

現在、どういった制度がよいか関係部局と研究してまいりたいと考えているところではありますが、まずは実態を確認して研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 私もいろいろと調べましたら、それぞれ各自治体でごみステーションのあり方を研究、工夫しています。例えば岡山市とか熱海市とか大津市とか、本当に多くの市町村で担当は環境部ですよ。改善とか補修とかの費用の 2 分の 1 とかをやっている。環境部で持っているんですよ。それで、久米南町とかは、資源ごみステーションの管理運営交付金の交付要綱をつくって、それに基づいてやっています。ぜひ環境部でもって、ごみステーションの管理をできるような方向で、一元化した形での予算の執行をできるような形で考えていただきたいと、これは要望して終わります。

あと最後に 1 つ。私的債権、債権管理についてお聞きしたいと思いますけれども、私的債権は、青森市で幾らあるのかお知らせください。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** 私債権についてのお尋ねにお答えいたします。

本市の私債権のうち、税務部が事務局であります収納対策本部で把握しております平成 29 年度決算において収入未済のあった私債権は、企業会計を除く一般会計及び特別会計で 16 債権があります。

内訳ですが、総務部所管の土地貸付収入、建物貸付収入、損害賠償金、企画部所管の競輪場売店電気使用料、税務部所管の国民健康保険一般被保険者第三者行為等納付金、レセプト開示に係るコピー代、福祉部所管の病児一時保育負担金、母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、経済部所管の奨学資金貸付金元金収入、緊急雇用返納金、農林水産部所管の卸売市場光熱水費、都市整備部所管の損失補償返済金、教育委員会事務局所管の奨学資金貸付金元金収入（青森分）、同じく奨学資金貸付金元金収入（浪岡分）、給食収入。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 私、前もってお話ししたつもりですよ、何度も。財務部で持っている未済額がある私的債権じゃなくて、青森市が持つ私的債権はどういうものがあるのか聞きたいという。ですから、そのほかにもありますよね。あらかじめお話ししていると思いますけれども、私的債権は、今のそれで全てなんですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○相馬政人税務部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

本市における私債権を一元的に所管している部署がありませんので、先ほども申し上げたのが、税務部が事務局となっている収納対策本部で把握しているというふうなことでお答えいたしました。

ただいま奈良岡委員御指摘のその他のものがないのかということですが、そのほか収入未済がないもの、言ってみれば普通に完納されているものにつきましては、この16債権のほかに85の債権があります。

**○藤原浩平委員長** 奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** わかりました。

最初から未済額のある私的債権じゃなくて、全ての債権をお聞きしたいと。そのときに一括で管理しているところがないというお話も聞いているので、あらかじめ私の聞きたい趣旨をお話ししていたと思うんですけども、次からはきちんと私があらかじめお話ししていたものを提示していただきたい。

そうお願いして、私の質疑は終わります。ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** この際、10分ほど——10分ほどというのもおかしいんですけども、暫時休憩いたします。

**午前 11 時 30 分休憩**

---

**午前 11 時 41 分再開**

**○藤原浩平委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、暫時休憩いたします。  
再開は、午後 1 時からといたします。

## 午前 11 時 41 分休憩

---

## 午後 1 時再開

**○藤原浩平委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

**○秋村光男委員** 市民クラブの秋村光男であります。予算特別委員会ですので、予算について質疑したいと思います。

私は、一般質問においても平成 31 年度の予算に関して質問をいたしました。新規事業、スクラップ事業、さまざま質問させていただいたんですけれども、その中で市長から、平成 31 年度の予算編成に当たっては市債の残高もかなり減らしたと。そして、基金取り崩し額についても今年度よりも減らしたという答弁をいただきましたけれども、私は、その見方を逆の方向から見て考えたときに、市債の残高あるいは基金についてどうなるのかということを少し申し上げたいと思います。

例えば、市債残高はかなり減っています。減っていますけれども、来年度も 149 億 9000 万円を発行しなければならないという現実があります。それからもう 1 つ、基金についてもそうであります。今年度よりも来年度は 7 億 9000 万円取り崩し額が減っています。減っていますけれども、現実に取り崩しは 28 億 6700 万円。こういう財政状況にあるということ、私たちはしっかり認識しなければならないと思っております。

それでは、今述べた事柄を前提として質疑をいたします。

平成 31 年度予算編成において、基本方針としての財源調整のための基金の取り崩しの抑制、それから投資的経費に充当する新規市債発行額の抑制を掲げております。平成 31 年度当初予算、基金の取り崩し額 28 億 6700 万円、市債発行額 149 億 9000 万円となっておりますけれども、この予算編成に当たっての基金取り崩し額、そして市債発行額、この額に関してはあらかじめ編成に当たったのか、それとも結果としてこのような数字が出てきたのか、どちらなのかお伺いをします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 秋村委員の予算編成に当たっての基金の取り崩し額と市債発行額についての御質疑にお答え申し上げます。

平成 31 年度当初予算につきましては、予算編成方針に基づき編成することとなりますが、その前提といたしまして、昨年 10 月に中期財政計画を作成していること

ろです。この中期財政計画は、平成 29 年度決算や平成 30 年度予算を反映し、また、平成 35 年度末における財源調整のための基金残高 50 億円確保及び市債発行額の抑制による市債残高の縮減の 2 つを目標としてローリングをしたものです。

これを踏まえまして、平成 31 年度予算編成方針におきましては、基金取り崩しの抑制と市債発行額の抑制の 2 つを基本方針としたところでありまして、基金取り崩し額や市債発行額につきましては、あらかじめ定めたものではありませんが、予算編成過程において真に必要な事業を厳選するとともに、国の交付金や青森市次世代・健康スポーツ振興基金の充当などによる財源確保を図り、基金取り崩し額と市債発行額の抑制に努めながら、歳入歳出全体を調整した結果、基金取り崩し額は 28 億 6700 万円で、前年度当初予算に比べて 7 億 8200 万円を抑制したところですが、一方、市債発行額につきましては 149 億 9000 万円で、前年度当初予算に比べて 18 億 7500 万円の増となっておりますが、これは平成 31 年度限りの特殊要因であります土地開発公社が保有する土地の購入に係る市債 26 億 6700 万円を計上しているためであり、これを除いた市債発行額で見れば、普通建設事業について必要な事業を見きわめ、また、継続事業につきましてシーリングを行うなどにより、通常ベースの対前年度比較で 7 億 9000 万円を抑制したところですが、

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 答弁いただきましてありがとうございます。

もちろん市債発行の抑制、それから基金の取り崩しの抑制という大目標があるわけですから、初めから数字を前提とした予算編成というのはあり得ない話であって、今、企画部長から答弁をいただいたような形になるかと思うんですけども、いずれにしても、市債の発行額は 149 億 9000 万円、市債の発行というのは御存じのように、何でもかんでも発行できるわけじゃないし、額についてもこれは何ぼでも発行できるというものじゃありません。そしてさらには、国との協議が必要になってきますので、国に対して経費の説明をしなければならぬということになってくるわけでありまして。ですから、149 億 9000 万円の市債を発行するためには、何に幾ら使うのかということ国にしっかり説明をして協議の上、国からオーケーが出なければ発行できないという状況にあると私は認識しております。

そういう意味からも、149 億 9000 万円の市債発行額の内訳といいますか、何にどれだけの市債を発行するのかということ国と協議しているはずですので、その協議内容についてお伺いいたします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

市債の発行につきましては、市において必要な事業に基づきまして、どのような財源が必要か、国の補助金ですとか県の補助金なり、そういった財源をまず引いた上で、青森市として必要な一般財源がどのぐらいかをまず見定めます。その中でさ

らに、市債の発行におきまして、総務省に市債の同意の基準というものがありますので、同意の基準に基づきまして、またそれぞれの事業におきまして市債の充当率も定まっております。そういった充当率も含めて市債がどのぐらい発行が必要なのかというものを積算した上で、県を通じてですけれども、国のほうに提出し、そして同意をいただいた上で市債の発行をするという手続になっております。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 国との協議が必要になってくるということなんですけれども、今回、国との協議をして、来年度 149 億 9000 万円という市債が発行になるわけなんですけれども、それは、何にどれだけの経費がかかるという項目別に国に対して協議を申し入れるといたしますか、そういう形をとるものですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

具体的な細かい事務の中での手続については不案内でありますけれども、基本的に市債を発行する上で必要となる同意の基準の中には、対象の事業、例えば学校教育施設整備事業とか、あと公共施設の事業ですとか必要な市債の発行のための事業がそれぞれ定まっております。その事業の中で充当率が定まっておりますので、その事業に対してどのぐらい必要か、それは当然市のほうで細かい積算をしておりますけれども、その細かい中身の内訳、具体的な細かい部分までを県に伝えているかどうかまでは、済みません、承知しておりません。ただ、その中にはどういう事業があるかというものの内容については説明をしておりますので、その中で決められていくといたしますか、同意をいただいていくということになるということになります。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ありがとうございます。

来年度発行する市債 149 億 9000 万円、この財源も使い道というのはかなり制限されているはずであります。そういう意味からも使用範囲というのは限定されておりますので、集中的な予算の使い方といたしますか、金の使い方といたしますか、その 149 億 9000 万円を発行してまでもやらなきゃならない事業なんだということになるのかというふうに認識をしております。

それから、市の財政運営について、私も市と同じようにやはり基金残高と市債残高、この辺が非常に重要になってくると思っております。来年度、新しい財政プランをつくることになるわけなんですけれども、基金残高、市債残高、これは最重要視しなければならないわけなんですけれども、このほかに青森市の財政運営を考えた場合に、どんなところに意を用いた財政運営していかなきゃならないか、あるいは予算編成をしていかなきゃならないか、その辺についてお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。企画部長。

○小川徳久企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

財政プランにつきましては、持続可能な財政運営のための指針でありまして、市では青森市中期財政計画（平成30年10月版）におきまして、財源調整のための基金残高の確保と市債発行額の抑制による市債残高の縮減という目標を掲げたところでありまして、秋村委員御指摘のとおりであります。

この基金の残高と市債の残高は、特に重要な指標であると考えておりまして、今後の新たな財政プランを策定するに当たっても、この2つの目標は引き継いで策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私もそのとおりだと思います。私が言うまでもありませんけれども、人口減少、少子・高齢化は加速的に進んでいくと思います。かといって、国からの地方交付金はまずふえることはないだろうと。よく言って現状維持。そうすると、高齢化が進んでいきますので、いわゆる固定費がかなりの速度でふえていくだろうし、また一般財源はかなり限定されたものになっていかざるを得ないというような状況の中であって、やっぱり気になるのは特別会計であります。この中で、特に留意していかなければならないのは病院事業会計です。これは、ここ1年、2年、それから今回の補正予算を見ても、かなり病院事業会計については繰り出しをしております。また、浪岡には新病院が建設されるという状況でありますので、この辺は要注意だと私思っております。それから、上下水道であります。とりわけ下水道に関しましては市債の返還、この辺についてもかなり真剣に取り組んでいかなければならないと私は思っているところであります。

少し横道にそれるかもしれませんが、皆さんも御承知のように、平成19年、北海道の夕張市は財政破綻を起こしています。何で起こしたのか。私はそんなに深掘りしたわけではないんですけども、やっぱり箱物の建設なんですよ。それで年間の赤字が100億円というとてもない赤字を出していても、その赤字を表に出さないための取り組みをしてきたんですよ。いわゆる決算を改ざんしていた。どういうふうに改ざんしてきたのか。その赤字額を出させたくないがために、一般会計の赤字を埋めるために特別会計から持ってきているという、これです。果たしてこういうことができるのかどうか、私、不思議でなりませんけれども、それを5年、6年と繰り返してきているわけですよ。そのことによって、特別会計も持たなくなりました。そして平成19年については、何百億円という赤字がばれてしまったという状況になったわけですよ、夕張市というのは。

企画部長に1つお伺いしたいんですが、一般会計の決算において単年度赤字が発生したという場合については、よく繰り上げ充用ですか。これが言われていますけれども、やはり繰り上げ充用というものをもって単年度赤字を埋めていくというの

は、一般的な赤字解消、赤字の埋めに対する手法として使われるものなんですか。お伺いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。企画部長。

**○小川徳久企画部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

一般的といいますか、歳入歳出の差において、その歳出が歳入を上回って収支の不足が生じた場合には、その年度では収支が不足しているわけですので、それを埋めるためには、翌年度の予算から繰り上げ充用するということになるろうかと思えます。

以上でございます。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** ということは、やはり——まあ、一般的か一般的じゃないかわかりませんが、結局それを埋めるために来年度の歳入の部分から持ってくるという、いわゆる繰り上げ充用が使われるのが一般的だということで私もわかりました。ありがとうございます。

それからもう1つなんですけれども、今、最近ちょっとにぎやかになってきているのが、富山県の富山市の次に大きい市、人口17万人、財政規模は727億円ぐらいの市なんですけれども、仮にT市と言っておきます。このT市が、平成28年に単年度決算において40億円の赤字を出しているんです。40億円の赤字です。これはやっぱり箱物ですね。このT市の場合、はっきりしているのは市債残高です。人口17万人で、財政規模が727億円ぐらいとなると、ちょうど青森県の弘前市と同じです。ここの市債残額は1000億円を超えています。実質公債費比率も約15%。これではやっぱり相当厳しい財政運営になっているだろうなと思うんですが、ついに40億円の単年度の赤字を出してしまったということで、ここのT市は、先ほどちょっと触れましたように、一般的に使われる、いわゆる繰り上げ充用ではなくてこの40億円の赤字を5年間でもって返済すると。年8億円返済すると。年8億円カットするということになりますので、この8億円のカットでもって一番犠牲になるのは一般市民です。現にどういうことがされているのかというと、市長、副市長の基本給カットはもちろんであります。職員もカットであります。それから、その次にしわ寄せが来ているのは公共事業、公共施設です。売却ですよ。それから老人ホーム、公園、権利の譲渡、そしてもって5年間で40億円の財源を確保するということになっていまして、こういうことになると必ず市民が一番先に犠牲になるというような状況でありまして、青森市が今、財政的には特に健全化判断比率を見ても、イエローカードやレッドカードの状態ではありませんけれども、どうかこれからの人口の動向や税収、交付税を鑑みれば、油断していられる状況にはないなと私は感じております。

来年度の予算が今、審議されておりますけれども、平成32年度の予算編成に当たりまして、どうか今お話し申し上げましたようなことを中心としながら、緊張感を持った中期財政見通しをつくっていただきたいということをお願いして、平成31

年度の予算については以上で終わります。ありがとうございます。

次は、アリーナプロジェクトについてお伺いいたします。

アリーナプロジェクトについては、前にも委員の方から質疑されておりますので、できるだけ簡潔に御答弁をいただければよろしいかと思えます。

アリーナプロジェクトの推進事業についてでありますけれども、今年度と来年度の委託業務の内容と予算額をお示し願いたいと思えます。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 秋村委員からのアリーナプロジェクトについてのお尋ねにお答えいたします。

青森市アリーナプロジェクトにつきまして、民間事業者の資金やノウハウを活用することにより、効率的で質の高い公共サービスの提供を図ることを目的に、現在、青森市アリーナプロジェクトに係る民間活力導入可能性調査業務を実施しており、アリーナの整備や管理運営に係る事業手法について検討しているところです。今年度の調査業務では、予算額として2500万円を計上しており、学識経験者や公募市民等で構成する青森市アリーナプロジェクト有識者会議からの御意見などを踏まえながら、現状分析や課題整理、アリーナ及びその周辺の整備方針の概略についての検討、事業手法の検討などについて、平成31年3月29日までに取りまとめる予定としているところです。

来年度につきましては、予算額として2750万円を計上し、今定例会において御審議いただいているところであり、引き続き公募設置管理制度、いわゆるPark-PFIを初めとする民間活力導入に向けた事業手法及び事業者選定方法の検討を行うこととしております。主な業務内容といたしましては、民間事業者の募集に必要な事業実施条件などを定めた要求水準書案について、民間事業者のノウハウを十分に活用するための条件設定等の検討、また、民間活力を導入した場合の市の財政負担やライフサイクルコストの検討及びそのために必要な仮の概略設計、事業実施予定者である設置等予定者を選定するための評価の基準の検討、設置等予定者と締結することとなります基本協定書や契約内容の検討など、民間事業者の募集条件や法的整理など詳細について検討することとしているところです。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 御答弁ありがとうございます。

青森市の取り組みとしては、Park-PFIの導入が可能か可能でないかという調査よりも、導入をするということを前提とした協議に入っているのではないかと私は考えます。つまり、Park-PFIの導入にはなりませんという結論はないということで理解してよろしいですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

事業手法につきましては、現在検討しているところでありますので、最終的にど



うなるかということはお約束できるものではありませんが、現時点では、マーケットサウンディングの結果なども踏まえて、P a r k—P F Iを活用したいということで検討しているところです。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 P a r k—P F Iを活用したいということで今進めているということですね。それで、アリーナプロジェクトの今後の計画を見てみますと、平成31年度もそうなんですけれども、平成32年度もこの事業は継続されるということになるのでしょうか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

平成32年度であります。民間事業者の募集を開始いたしますと、調査という形にはならないと考えておりますが、民間事業者の募集開始後も民間事業者からの質問への対応や基本協定書、契約の締結に向けての法的整理などに当たって、専門的な知見が必要となるものと考えておりますので、少なくとも民間事業者決定までは専門的な見地からの検討や助言というものは必要になるものと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

そうしますと、3年間丸々ということではないでしょうけれども、3年目にどのくらいの予算配分がされるのかわかりませんが、1年目、2700万円、2年目が3200万円ですね。3年目が仮に1000万円としても、6000万円、7000万円の事業費がかかることになるんですよ。それで、さっと聞いたときに、このP a r k—P F Iを導入するためにこれほどの経費が必要なのかと正直思います。ただ、これほど必要なのだという根拠は何なんだと言われれば、具体的にこうこうだから、ちょっと多すぎるんじゃないかということはないんですけれども、果たしてこれほどかかるものなのかなど。正直そう思っています。

それで、今回のこの事業に対して、私たちの一般的な認識とすれば民間活力の導入といったときに、やっぱり最初に出てくるのは指定管理者制度の導入なんですよね、私にすれば。ですけれども、今回P a r k—P F Iを進めたいとなった理由といますか、根拠といますか、その辺についてはどう考えているのかお伺いします。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

秋村委員から御紹介のありました指定管理者制度につきましては、主に管理の部分を対象にしているものであります。現在検討しているP a r k—P F Iを初めとした事業手法につきましては、整備と運営を一体的に実施をしていただくということで想定をしているものでありますので、そういった意味で違いがあります。

P a r k—P F Iを活用することによるメリットにつきましてはさまざまありま

すが、公園利用者にとっては民間の創意工夫も取り入れた整備や管理がなされることにより、公園の魅力やサービスレベルが向上するということや、また飲食施設が充実するなど利用者向けのサービスが充実するといった効果があります。

また、公園管理者にとりましては、民間の創意工夫も取り入れて整備・管理を一体的にさせていただくことにより、公園の魅力やサービスレベルが向上するという、公園利用者と同じようなメリットもありますし、民間の資金やノウハウを活用することで財政負担も軽減されることが期待できるものであります。

また、民間事業者にとりましても、収益施設の設置できる期間が長期になるなど、長期的な視野での投資、経営が可能になるということもありますので、市だけではなくて、公園利用者や民間事業者にとってもメリットがあるということで、Park—PFIといった手法を検討しているところです。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 少し資料を見ていたんですけれども、この中に公募の対象施設というのがあります。それからもう一方には、特定施設というのがありますして、民間と公とでもってそれぞれ分担してやるんだということと、一緒になってやるんだというようなところもあるんですけれども、この公募の対象施設と特定施設というのは明確に線引きされているのかと——それはもちろん資金面も含めてですね。資金面も含めてそういう線引きがはっきりされているのかどうかお伺いします。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

制度上、こういう施設が特定公園施設で、こういう施設が公募対象公園施設ということが決まっているということではありませんが、実際に事業者を募集する際、事業を実施する際には、何が公募対象公園施設で、何が特定公園施設でというところは区別をすることになるものであります。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** これまでには余り考えられなかった、いわゆる民間事業者が民間経営した上で発生する利益の一部、この一部を公的な部分に回すことによって、自治体、行政の負担を少なくするという側面があると思うんですけれども、これは、さっとその話を聞いたときに、例えば、その施設の中にコンビニがさっと入っていくと。コンビニで上げた収入といいますか、その一部を本来であれば行政が担わなければならない施設のほうに回していけるというふうなことでイメージすると、本来の収益だったら、コンビニはそういうことはできないわけですよ。そうすると、そこで発売する物品の価格に影響するのではないかと私考えたんですが、そういうことはないですか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

民間の施設からの収益の一部を公共の部分に充てていただくということでありま

すが、その際の考え方として、収益施設の設置できる期間が長期になって長期的な視野で投資や経営ができることですか、公共の部分と一体的にデザインして整備ができることで、そもそも収益の向上が見込まれるということでもありますので、その一部を活用していただくということでもあります。ですので、最終的には施設で販売される物の値段がどうなるかというところは、民間事業者の経営として御判断されることだと思いますけれども、収益の部分についてはこういった制度を活用することで、収益の向上が見込まれることからその一部を活用するというように考えられているものと理解をしております。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 要は、市がこの事業を推進するときに、担っていただく民間事業者にどのような条件を提示するかということに最終的にはなるわけですね。そうすると、先ほど私が申し上げました価格に反映というのは、考えられないことではないでしょうけれども、余りにもちょっと固定化したといいますか、そういう考え方になるのかなと思うんですが、いずれにしても業者は今まで以上にやはり経営に関してシビアにならざるを得ないというふうになるのではないかと私は思っております。

先ほどのお話ですと、P a r k—P F Iを導入してもいいのかしなくてもいいのか、できるのかできないのかという議論ではなくて、P a r k—P F I導入という前提のもとに今進められているということになると、既にいろいろとスケジュールは組まれていると思うんですね。それが、この有識者会議の最後のページに載っているこのスケジュールだと思うわけでもありますけれども、仮にですけれども、事業者が運営を試みただけでも採算がとれないというような事態が発生する可能性もないわけでもない。そういう状況ってあるんですね。そんなときには、直ちに撤退できるような、そういうシステムにこのP a r k—P F Iはなっているのかなのか。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 再度のお尋ねにお答えいたします。

P a r k—P F Iに限らず、民間活力を導入して長期間で事業を継続する場合に、民間の事業者の経営状況が変化をしていくということは一般的に考えられるものと考えております。具体的にどのような形の条件づけをしていくのかは、今後、事業手法を検討していく中で検討していく事項と考えておりますが、一般的な事項としてはあると理解をしておりますので、他都市の事例なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 今、コンビニ業界で非常にその辺が問題になっていて、もう24時間の営業はしたくないと。朝の7時から夜の11時までいいんじゃないかということを実施しようとするれば、やっぱり本部のほうからそれは契約違反だと。そういう

指摘がされて、なかなかうまく進んでいないというところも一部にはあるように聞いております。やはりその辺がスムーズに出入りができるような形をとっていないと、店はあるけれども営業していない、あるいは営業していきなり出たい、そういうことのないような進め方でいってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。アリーナプロジェクトについては以上です。

次に、市街地のリノベーション支援についてお伺いをしたいと思います。

マスコミにも明らかになっておりますし、議会でもさまざま意見が出されておりますけれども、中新町に市街地再開発事業、それから新町一丁目に優良建築物等整備事業というものが計画をされておまして、いよいよ来年度スタートするのかなと思っておりますけれども、この事業の違いをひとつ教えていただきたいと思っております。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

**○大櫛寛之都市整備部長** 秋村委員からの市街地再開発事業と優良建築物等整備事業の違いについてのお尋ねにお答えいたします。

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う事業であり、都市再開発法で定められているものであります。

一方、優良建築物等整備事業は、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化・高度化などに寄与する優良な建築物等の整備を行う事業であり、国の補助制度に定められているものであります。

両事業の目的に大きな違いはありませんが、市街地再開発事業が都市再開発法という法律に基づき実施する事業であるのに対し、優良建築物等整備事業は、国の補助制度に基づく任意の再開発手法として、権利者の同意に基づき実施されるという違いがあります。都市再開発法に基づく市街地再開発事業では、都市計画決定手続や組合設立認可の手続などが必要となる一方、不動産取得税などの税の優遇措置もあり、これらを勘案して民間事業者がそれぞれの状況に応じて適した事業を選択することとなるものであります。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** 今説明されたように、結局は事業主がどちらを選択するかということによって決まるということになるんだと思うんですけども、ただ、今のお話ですと、これは大分性格が違うものだなというふうに私は理解しました。ですけども、やはりどちらも社会資本整備総合交付金が活用できるんですよね。どちらも補助率は2分の1ということになるわけですけども、これも、例えば新町一丁目のほうは来年度3億4900万円ですか。それから中新町のほうはこれまた2億9000万円の補助金が出るわけですけども、これはあくまでも単年度の補助金ですよ。新町一丁目の優良建築物の建設は、平成31年度から平成34年度までなんですよ。そうすると額は、今の時点で幾らだとは言えないにしても、平成32年度も平成33年度も平成34年度も市からの補助金が出ると理解してよろしいですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

補助につきましては、単年度ごとに実施をするわけではありますが、事業としては平成35年度まで、あるいは平成34年度までということでもありますので、秋村委員お尋ねのとおりと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、御答弁いただきましたように、これも、例えば新町一丁目の優良建築物の事業については平成31年度から平成34年度まで、毎年その事業内容によって交付されるわけであります。また、中新町山手地区第一種市街地再開発事業についても、こちらは平成31年度から平成35年度まで補助金が出るという形になっていくわけですがけれども、この2つを合わせるとこれもまた年間5億5000万円ぐらいの補助金が出ていくということ——まあ、ただこれは補助率2分の1ですので、ちょっとまだ何かあるのかなと感じているんですけれども、私がちょっと気になっているのは、例えば今、新町に東奥日報の新町ビルができましたよね。それである4階、5階はオフィスビルといいますか、オフィスに使えるような状況であります。中三の跡地にできるところにも、優良建築物にもオフィススペースといいますか、そういうものが出てくるのだろうと思っておりますけれども、再開発の事業によって生み出された建物の床がありますね。1階にも2階にも3階にも。この床というのは、間違いなく事業前の床よりも実際多くなると思うんですよ。そうした場合に、事業前の床と事業後の床、この差が出てきます。この差は、どういうふうな関係になっていくのかということなんです。そして、多く生み出された分の床を、いつ、誰が、どのように処理するのかという問題が発生してくると思うんですがいかがですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

市街地再開発事業におきまして、従前の建物や土地の権利を新しく整備する建物や土地に移行するに当たりましては、都市再開発法で定められた権利変換という手法が用いられるところです。この権利変換では、従前の建物の権利に相当するものとして、新しく整備する建物の床が権利床として権利者に与えられるものであります。また——秋村委員からも御紹介がありましたが、それ以外に発生する床を保留床と呼びまして、事業者である市街地再開発組合は、事業期間中にこの保留床を第三者に売却処分することにより、既存建物の除却や共同施設の整備などの事業費を賄うこととなるものであります。なお、優良建築物等整備事業におきましても、都市再開発法に基づく手続ではありませんが、権利の調整が同様の考え方で行われるものであります。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私、この事業前と事業後では床にかなりの差が出てくるだろうと思っています。ましてや先ほど申し上げましたように、東奥日報の新町ビルもでき

たとなると、新しい事業後に出てくる床をどれくらい埋めることができるのかということが非常に大きな問題になってくると思うんですね。この床をできるだけ埋めるための責任は行政にはないということによろしいですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

保留床をどのような者に売却をしていくかということも含めて、事業者のほうで事業計画の中で決めていくものと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そうすると、行政が関与するものではないのかなと思うんですが、そうなりますと、これだけの補助金を出した立場にある行政側が果たしていつどのくらい埋まるのかと、あるいは埋まらないのかという不安は当然出てくると思うんですが、その辺いかがですか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

事業期間中に床が埋まらないのではないかとということではありますが、実際には再開発事業の事業計画を策定する段階において、保留床の取得者について決まってくるものと考えておりますので、現実にはそういった保留床が処分できないということになるおそれは低いものと考えております。

○藤原浩平委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 もちろん保留床も、何もかにも全部床が埋まっていなければこの事業をさっとできないというものではないと思うんです。ただ、やっぱり市にとっても地元にとっても、あいている床を少しでも少なくしていくという取り組みは必要だと思うんですよ。税対策上もですね。そういうふうには私は思うんですけれども、そういう意味から、例えば、青森市もかなりの補助金を出していますよ。これは4年間、5年間ということになっていくと。そうしますと、建物ができた後に、青森市としてこの事業主とどういう関係を持つていくのかということなんです。要するに建物できてしまったから、それで終わりですよということではないと思うんですよ。それがないと、青森市が何で補助金を出しているんだということが問われるわけですから、それは市としてもはっきりとした目的があって補助金を出しているわけなんですよ。その辺はどう考えますか。

○藤原浩平委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度のお尋ねにお答えいたします。

事業期間終了後も事業者とかかわっていくべきではないかというお尋ねであります。事業としては終了するわけでありまして、事業終了後、事業者と継続的にかかわり続けるということはなかなか難しいものでありますが、そもそも空きビルとして放置されることなく、民間事業者が投資をした上で新しく整備される建物において、継続して居住や営業がなされるということでありまして、そういった意

味で事業終了後も、建物として町の活性化に引き続き寄与していくものと考えているところです。

**○藤原浩平委員長** 秋村委員。

**○秋村光男委員** いわゆる町の活性化にいかん資するかというところが非常に重要なところであって、以前、例えば中活があったときとかは、何年度かごとにこの地域の人口、通行量はどのくらいあったとか、店舗の空き店舗率が何ぼあったとか、そういうふうには調査をしていましたよね。やっぱり私はそのくらいのことをやる必要があると思うんですよ。そのことによって、この事業がいかん青森市のために貢献しているのかということにもつながっていくと考えておりますので、ぜひともそういうスタンスを持ってこの事業に取り組んでいくことをお願いしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 次に、中村節雄委員。

**○中村節雄委員** 予算特別委員会の最後の質疑者になりました。自民・志政会の中村節雄です。

質疑に入る前に先に要望させていただきたいなと思います。

今冬は雪消えが早くて、昨夜からけさにかけてまた雪が降りましたけれども、舗装面が見えてきたら、穴があいている箇所が結構目立ってまいりました。維持補修の中で舗装の修繕をやっていくかと思うんですが、俗に言うてんぷら舗装と言われる、パッチングでやらない応急の穴埋めをやっている場合なんですけど、このように雪解けしたり、雨が降ったりすると、路盤が洗掘されてすごい穴が大きくなりやすいと。それで、できる限り早目に応急処置をしていただきたいんですが、昔であれば常温合材レミファルトとかを使って補修していたんですが、今どうやっているかわからないんですが、きちんと路盤を転圧して水分をなくしながら、プライムコート、アスファルト乳剤をきちんと塗って舗装をしていただけるようお願いしたい。近年、車の性能もよくなったせいか、タイヤの扁平率が「ヨンマルタイヤ」とか言われるやつがあって、これが実は大きな穴に落ちたり何だりするとアルミホイールとかがすぐ傷んだり何だりすると。ですから、これから雨が降ってきたり、水がその穴にたまったりすると、特に夜間、アスファルトとその水たまりの境がわからなくていきなり落ちて破損するということも考えられますので、その辺も道路維持課のほうでもパトロールを十分しながら大き目の穴は早目に補修していただくように要望したいと思います。

それでは、自動車運送事業会計に関連しまして質疑いたします。

運転免許自主返納の制度があるみたいですが、その制度概要をお示しく下さい。

**○藤原浩平委員長** 答弁を求めます。交通部長。

**○多田弘仁交通部長** 中村委員の運転免許自主返納者支援事業の概要についての

御質疑にお答えいたします。

運転免許自主返納者支援事業は、高齢ドライバーによる事故件数の割合がふえ続けていることから、平成 21 年より、青森県警察が高齢者の運転免許自主返納者をふやすために、運転免許を返納した方に対して運転経歴証明書というものを交付し、免許返納者がこれを提示すれば、県内の各支援協賛店から、例えば料金割引などの特典が受けられる制度として始められた事業であります。交通部では、マイカーから市営バスへの転換の促進を図ることをも目的に、平成 27 年 4 月からこの支援協賛事業者の立場として参加・協力し、運転免許返納者に対しまして、現在販売していない 500 円カードの在庫を利用して 5000 円相当分のバスカードを提供しております。

なお、現在交通部では、バスカードの重複交付を防止するために申請者の管理が必要であることから、ネットワーク環境が整っている東部営業所及び西部営業所の 2カ所でその取り扱いを行っております。

しかしながら、平成 27 年に支援協賛事業者として制度に参加した当初は、市営バスの利用者増につながるものと期待したものの、余りその効果を見出せないことや、これに加えまして、現在はバスカードの在庫が約 1 年分より残っていないことから、今後の継続については、バス事業の経営状況を踏まえ改めて検討し、判断してまいりたいと考えております。

**○藤原浩平委員長** 中村委員。

**○中村節雄委員** 5000 円分のバスカードを配付ということで、支援協賛制度が平成 27 年 4 月からということでした。

あと 1 年分しかないということで、現在は東部営業所、西部営業所で経歴証明書とかを持ってあれすればということなんですけども、この制度を利用したいという方からの相談で、東部・西部営業所の中ではそうなんですけど、個人情報の問題やらさまざまな問題があるかと思うんですけど、例えば、何月何日、これを利用したいといったときに、例えば市民センターであるとか、市役所駅前庁舎の市民課の窓口であるとか、そのような形で利用ができればいいと。

というのも、高齢者の方々が免許を返納した後、車は運転しないという中で、実は東部営業所に行くのに、バスを乗り継ぎしなければいけないと。それで、時期によったり何だりすると、そのバスの乗り継ぎするところが、きちんと時間がいかなければ、バス停ですずっと待っていないといけないと。公共交通の利用促進を図ったり、そのような部分も考えると、何ていうんですか、やっぱりバスを乗り継がないで行けるというのが望ましかつたり、待合室とか、そういう環境が整っているのであればということなんですけど、こういうふうにしてバスを利用するのが面倒くさいとなると、この 5000 円分無料のバスカードをもらったという以前に、なかなか自宅から出なくなると、高齢者の方々の中では話になるそうです。

1 回乗れば 100 円とか、さまざまそういうのがあるんですけど、できれば、やはり



利用しやすい、それからダイヤとか、あと乗り継ぎとかそういう部分も、きちんとした環境が整ってくると、やはり足を奪われた中では、できれば本当はバスは利用したいと。でも、そういうおっくうになってくるようなバスであればなかなか、ということでした。

それで、この5000円分のバスカード、利用していない部分が1年分だというんですけれども、現在利用したいという方に関しては、何人、どこに、どう来るかというのは把握できないと思うので、例えば東部営業所、西部営業所に電話等で連絡して、何月何日、この経歴証明書を持ってどここの市民センターにとりに行きたいんですがというのがあった場合、対応していただけるよう要望したいと思います。

それから、今いろいろと市営バスの試験運行したり何だりしているところもあります。きのう、中学校の卒業式がありまして、私、地元の戸山中学校の卒業式に参加しました。卒業生が52名ということで約10年前の半数です。10年前私の娘が青森中央高校に通学していたときに、やはり高校生というのは冬季は自転車に乗れないので、バスとかの利用がふえるかと思います。夏のうち——夏って春先のうちかな——から一度、戸山団地から市営バスで中央高校に行くということで利用させたときには、幸畑を通過して横内のほうから、そうすると観光通りの下玉川というバス停のところでおろされて、そこから中央高校まで歩いていくとなれば、間に合わないそうです。そのような形で春先に利用させてみたんですがだめだということで、そのときには戸山団地から——実は私の娘が中央高校に進学するというので、私が多分PTA会長やるだろうからということで、冬期のバスのことは何とかしてくれるだろうということで、卒業生が120人ぐらいだったのが中央高校に20人進学しました、1学年だけで。冬期の間、私がバス事業者からバスをお借りして、戸山団地からそのような運行をさせていただいたというのがあります。今現在、戸山団地からイトーヨーカドーのほうに入っていくバスの試験運行とかがあります。高校生は今言ったみたいに、中学校を卒業したのは52人ぐらいですから多分中央高校に行っているのは三、四人ぐらいしか行っていないかと思いますが、やはりそのイトーヨーカドー方面とかそのようなところを利用したいという高齢者の方々もいます。

戸山団地もだんだん高齢化してきて、何ていうんですか、車の免許返納する方もおりますし、バス利用に移行していっているところがあります。買い物の中では生協のほうでお買い物バスとかも走らせていますし、バスを利用しながらいろんなところに行ってみたいという方もいるんですが、交通部のほうでも満足できるような時間帯であるとか、その辺の部分——やはり人も乗っていないところで大きいバスに乗っていれば何か寂しくて。ある程度人が乗っていると覚えた人が乗っていたりするとその中で会話もしたりとか、やはり出歩くようになるみたいですので、公共交通の利用促進を図るためにも、利用度をはかって、この試験運行やら、それからバスのダイヤやら、そういう部分は十分研究しながら、今後も自動車運送事業を

継続していただければなという要望をいたしまして、私の質疑を終わります。  
ありがとうございました。

**○藤原浩平委員長** 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を4つに分け、最初に議案第53号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第69号「平成30年度青森市本郷財産区特別会計補正予算」まで、議案第91号「平成30年度青森市一般会計補正予算」及び議案第92号「平成30年度青森市病院事業会計補正予算」の計19件を一括してお諮りし、次に、議案第88号「平成30年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」をお諮りし、次に、議案第1号「平成31年度青森市一般会計予算」から議案第52号「平成31年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件を一括してお諮りし、最後に、議案第85号「平成31年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第87号「平成31年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」までの計3件について一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○藤原浩平委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおり決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思えます。

それでは、最初に議案第53号「平成30年度青森市一般会計補正予算」から議案第69号「平成30年度青森市本郷財産区特別会計補正予算」まで、議案第91号「平成30年度青森市一般会計補正予算」及び議案第92号「平成30年度青森市病院事業会計補正予算」の計19件についてお諮りいたします。

議案第53号から議案第69号まで、議案第91号及び議案第92号の計19件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○藤原浩平委員長** 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

**○赤平勇人委員** 議案第54号に異議があります。

**○藤原浩平委員長** それでは、議案第54号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○藤原浩平委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 54 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。  
次に、ただいま決定されました議案第 54 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号「平成 30 年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第 88 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 1 号「平成 31 年度青森市一般会計予算」から議案第 52 号「平成 31 年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計 52 件についてお諮りいたします。

議案第 1 号から議案第 52 号までの計 52 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** 赤平勇人委員、何号に御異議がありますか。

○**赤平勇人委員** 議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 5 号、議案第 12 号、議案第 13 号、それから議案第 14 号に異議があります。

○**藤原浩平委員長** ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤原浩平委員長** それでは、ただいま御異議のありました議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 5 号及び議案第 12 号から議案第 14 号までの計 6 件については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 5 号及び議案第 12 号から議案第 14 号までの計 6 件については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**藤原浩平委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 5 号及び議案第 12 号から議案第 14 号までの計 6 件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 5 号及び議案第 12 号から議案第 14 号までを除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第5号及び議案第12号から議案第14号までを除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「平成31年度青森市下水道事業特別会計に収入として繰り入れることについて」から議案第87号「平成31年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」までの計3件についてお諮りいたします。

議案第85号から議案第87号までの計3件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原浩平委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号から議案第87号までの計3件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

委員の皆さんには、3日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

**午後2時12分閉会**